

(案)

## 添加物評価書

# 亜塩素酸水 (第3版)

事務局より：

今回は、添加物評価書「亜塩素酸水」(第2版) (2012) を改版する関係で、

1) 「亜塩素酸水」(第2版)の記載には、グレーマーカーを付しました。

「亜塩素酸水」(第2版)の記載であって、その記載位置を移動したときは、青字  
にしています。

2) 添加物評価書「亜塩素酸ナトリウム」(第4版) (2015) から引用した記載があり、  
黄色ハイライトを付しています。

3) グレーマーカーや黄色ハイライトがない部分は、今回新たに追加した記載です

4) 1) 及び2)に対し、事前に事務局で加削修正を行ったもの※から、事前にいた  
だいたご意見等を踏まえて修正した箇所を見え消しで示しています。

※1) 及び2)に対し、事前に事務局で行った加削修正の詳細は、参考資料1をご覧  
ください。

令和5年（2023年）2月  
食品安全委員会添加物専門調査会

## 目次

	頁
<審議の経緯> .....	3
<食品安全委員会委員名簿> .....	3
<食品安全委員会添加物専門調査会専門委員名簿> .....	4
I. 評価対象品目の概要 .....	8
1. 用途 .....	8
2. 主成分の名称 .....	8
3. 化学式 .....	8
4. 分子量 .....	8
5. 存在状態 .....	8
5. 性状 .....	8
6. 製造方法等 .....	9
7. 安定性 .....	10
8. 起源又は発見の経緯 .....	11
9. 臭素酸の混入可能性について .....	11
10. 我が国及び諸外国等における使用状況 .....	15
(1) 我が国における使用状況 .....	15
(2) 諸外国における使用状況 .....	16
11. 評価要請の経緯及び添加物指定の概要 .....	17
(1) 第1版及び第2版に関する経緯 .....	17
(2) 添加物指定の概要 .....	18
(3) 第3版に関する経緯 .....	18
II. 安全性に係る知見の概要 .....	20
1. 体内動態 .....	21
2. 毒性 .....	27
(1) 遺伝毒性 .....	27
(2) 急性毒性 .....	32
(3) 反復投与毒性 .....	34
(4) 発がん性 .....	45
(5) 生殖発生毒性 .....	48
(6) 細胞毒性 .....	63
(7) 抗原性 .....	63
(8) その他 .....	64
(9) 毒性のまとめ .....	64
3. ヒトにおける知見 .....	64
III. 一日摂取量の推計等 .....	68

1. 現在の摂取量 .....	70
(1) 亜塩素酸 .....	70
(2) 亜塩素酸イオン .....	71
2. 今般の規格基準改正案を踏まえた摂取量 .....	73
(1) 亜塩素酸 .....	73
(2) 亜塩素酸イオン .....	74
<b>IV. 我が国及び国際機関等における評価 .....</b>	<b>76</b>
1. 我が国における評価 .....	76
(1) 亜塩素酸ナトリウム .....	76
(2) 次亜塩素酸水 .....	76
2. 国際機関等における評価 .....	76
(1) FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA) における評価 .....	76
(2) 米国環境保護庁 (EPA) における評価 .....	76
(3) 米国における評価 .....	76
(4) WHO 飲料水水質ガイドラインにおける評価 .....	77
(5) 欧州における評価 .....	78
(6) 國際がん研究機関 (IARC) における評価 .....	79
<b>V. 食品健康影響評価 .....</b>	<b>80</b>
<別紙1：略称> .....	82
<別紙2：亜塩素酸水 安全性試験結果> .....	83
<別紙3：塩素系化合物の関係図> .....	91
<参照> .....	92

1 <審議の経緯>

2 第1版関係（添加物の指定及び規格基準の設定に係る食品健康影響評価）

3 2006年 8月14日 厚生労働大臣から添加物の指定に係る食品健康影響評価に  
4 について要請（厚生労働省発食安第0814001号）、関係書類の  
5 接受

6 2006年 8月24日 第156回食品安全委員会（要請事項説明）

7 2007年 12月25日 第52回添加物専門調査会

8 2008年 1月15日 第53回添加物専門調査会

9 2008年 2月25日 第55回添加物専門調査会

10 2008年 3月13日 第230回食品安全委員会（報告）

11 2008年 3月13日から 2008年4月11日まで 国民からの御意見・情報の募集

12 2008年 5月26日 第58回添加物専門調査会

13 2008年 6月17日 添加物専門調査会座長より食品安全委員会委員長へ報告

14 2008年 6月19日 第243回食品安全委員会（報告）  
15 （同日付け厚生労働大臣に通知）

16

17 第2版関係（規格基準の改正に係る食品健康影響評価に伴う改訂）

18 2012年 4月 2日 厚生労働大臣から添加物の規格基準の改正に係る食品健康  
19 影響評価について要請（厚生労働省発食安0330第4号）、  
20 関係書類の接受

21 2012年 4月 5日 第426回食品安全委員会（要請事項説明）

22 2012年 5月30日 第106回添加物専門調査会

23 2012年 6月25日 第107回添加物専門調査会

24 2012年 7月 5日 添加物専門調査会座長より食品安全委員会委員長へ報告

25 2012年 7月 9日 第439回食品安全委員会（報告）  
26 （同日付け厚生労働大臣に通知）

27

28 第3版関係（規格基準の改正に係る食品健康影響評価に伴う改訂）

29 2022年 12月 2日 厚生労働大臣から添加物の規格基準改正に係る食品健  
30 康影響評価について要請（令和4年12月1日厚生労働  
省発生食1201第1号）、関係書類の接受

2022年 12月 13日 第882回食品安全委員会（要請事項説明）

2023年 2月 10日 第190回添加物専門調査会

29

30 <食品安全委員会委員名簿>

(2006年12月20日まで)

寺田 雅昭（委員長）

見上 彪（委員長代理）

(2009年6月30日まで)

見上 彪（委員長）

小泉 直子（委員長代理）

小泉 直子  
長尾 拓  
野村 一正  
畠江 敬子  
本間 清一

長尾 拓  
野村 一正  
畠江 敬子  
廣瀬 雅雄  
本間 清一

(2012年6月30日まで)

小泉 直子（委員長）  
熊谷 進（委員長代理）  
長尾 拓  
野村 一正  
畠江 敬子  
廣瀬 雅雄  
村田 容常

(2015年6月30日まで)

熊谷 進（委員長）  
佐藤 洋（委員長代理）  
山添 康（委員長代理）  
三森 国敏（委員長代理）  
石井 克江  
上安平 涌子  
村田 容常

(2021年7月1日から)

山本 茂貴（委員長）  
浅野 哲（委員長代理 第一順位）  
川西 徹（委員長代理 第二順位）  
脇 昌子（委員長代理 第三順位）  
香西 みどり  
松永 和紀  
吉田 充

1

2

### ＜食品安全委員会添加物専門調査会専門委員名簿＞

(2007年9月30日まで)

福島 昭治（座長）  
山添 康（座長代理）  
石塚 真由美  
井上 和秀  
今井田 克己  
江馬 眞  
大野 泰雄  
久保田 紀久枝  
中島 恵美  
西川 秋佳  
林 真  
三森 国敏

(2009年9月30日まで)

福島 昭治（座長）  
山添 康（座長代理）  
石塚 真由美  
井上 和秀  
今井田 克己  
梅村 隆志  
江馬 眞  
久保田 紀久枝  
頭金 正博  
中江 大  
中島 恵美  
林 真

吉池 信男

三森 国敏

吉池 信男

1

<添加物専門調査会専門参考人名簿>

若栗 忍

4

(2012年6月30日まで)

今井田 克己 (座長)

梅村 隆志 (座長代理)

石塚 真由美

伊藤 清美

江馬 眞

久保田 紀久枝

塚本 徹哉

頭金 正博

中江 大

三森 国敏

森田 明美

山添 康

山田 雅巳

(2013年9月30日まで)

今井田 克己 (座長)

梅村 隆志 (座長代理)

石塚 真由美

伊藤 清美

江馬 真

久保田 紀久枝

塚本 徹哉

頭金 正博

中江 大

森田 明美

山田 雅巳

<添加物専門調査会専門参考人名簿>

青木 康展

長谷川 隆一

広瀬 明彦

(2022年4月1日から)

梅村 隆志 (座長)

石塚 真由美 (座長代理 第一順位)

高須 伸二 (座長代理 第二順位)

朝倉 敬子

伊藤 清美

伊藤 裕才

澤田 典絵

多田 敦子

田中 徹也

戸塚 ゆ加里

中江 大

西 信雄  
北條 仁  
前川 京子  
増村 健一  
松井 徹  
横平 政直

1

2 <第 190 回添加物専門調査会専門参考人名簿>

高橋 智 (名古屋市立大学大学院 医学研究科実験病態病理学 教授)  
頭金 正博 (名古屋市立大学大学院 薬学研究科医薬品安全性評価学分野 教授)

3

1 要 約  
2

3 殺菌料として使用される添加物「亜塩素酸水」について、各種試験成績等を用い  
4 て食品健康影響評価を実施した。

5

事務局より：

「V. 食品健康影響評価」の審議後に作成します。

6

7

1 I. 評価対象品目の概要

2 1. 用途

3 殺菌料（参照1、2、3、4、5）【亜塩素酸水（第2版）1、亜塩素酸水（第2版）  
4 2、亜塩素酸水（第2版）3、委員会資料、概要書】

5 2. 主成分の名称

6 和名：亜塩素酸水

7 英名：Chlorous acid water（参照6）【追2】

8 事務局より：

9 英名は、第9版食品添加物公定書【追2】では「Chlorous acid water」と記載  
10 されているため、修正しました。

11 CAS登録番号：13898-47-0（亜塩素酸として）（参照3、4、5、6）【亜塩素酸  
12 水（第2版）3、委員会資料、概要書、追2】

13 3. 化学式

14 HClO<sub>2</sub>（亜塩素酸、主たる有効成分として）（参照2、3、4、5）【亜塩素酸水  
15 （第2版）2、亜塩素酸水（第2版）3、委員会資料、概要書】

16 4. 分子量

17 68.46（亜塩素酸として）（参照4、6）【委員会資料、追2】

18 事務局より：

19 分子量は、第9版食品添加物公定書【追2】等に記載の68.46としました。

20 多田専門委員：

21 分子量の後ろに、（亜塩素酸として）を追記しても良いのではないでしょうか。

22 事務局より：

23 ご意見を踏まえ、「（亜塩素酸として）」を追記いたしました。

24 事務局より：

25 5. 存在状態

26 5. 存在状態は、見だしを「安定性」とし、7. 安定性（P10）へ移動しました。

5. 性状

今般、厚生労働省に本品目の規格基準の改正を要請した者（以下「規格基準改

1 正要請者」という。)は、その性状について、現在の成分規格から変更なしとしている(参照5)【概要書】。「亜塩素酸水」<sup>1</sup>の現在の成分規格では、性状は、  
2 薄い黄緑～黄赤色の透明な液体で、塩素のにおいがあるとされている。(参照6)

3  
4 【追2】  
5

6 事務局より：  
7 性状は、第9版食品添加物公定書【追2】を確認の上、修正しました。

8  
9 6. 製造方法等

表1 「亜塩素酸水」の製造方法等

種類	製造方法	含量	pH	特徴
「亜塩素酸水」	塩酸を加えて酸性条件下にした飽和食塩水 <sup>2</sup> を、無隔膜方式で電気分解することで得られた塩素酸ナトリウム(NaClO <sub>3</sub> )水溶液に硫酸を添加することで塩素酸(HClO <sub>3</sub> )を得、さらに低濃度の過酸化水素水を加えることで得られる亜塩素酸(HClO <sub>2</sub> )を主たる有効成分とする酸性～微酸性の水溶液。(参照7、8)【亜塩素酸水(第2版)7、亜塩素酸水(第2版)8】 (反応式) $2\text{NaClO}_3 + \text{H}_2\text{SO}_4 \rightarrow 2\text{HClO}_3 + \text{Na}_2\text{SO}_4 \downarrow$ $\text{HClO}_3 + \text{H}_2\text{O}_2 \rightarrow \text{HClO}_2 + \text{H}_2\text{O} + \text{O}_2 \uparrow$	HClO <sub>2</sub> と して 4.0～ 6.0% (参照 6)【追 2】 ※使用時 に必要な 濃度にま で希釈し て使用。		・用時調製が不要。 ・ClO <sub>2</sub> の発生が少なく、HClO <sub>2</sub> 含量を長期に渡り保持できる。(参照2)【亜塩素酸水(第2版)2】

1 本評価書では、添加物としての亜塩素酸水を表す際には、「亜塩素酸水」と表記し、また、指定添加物としての亜塩素酸ナトリウム等も同様に表記した。

2 亜塩素酸水を製造する場合に原料として用いる塩化ナトリウムは、日本薬局方塩化ナトリウム又は日本薬局方で定める基準に適合するものでなければならない。(参照6)【追2】

(参考) <sup>注</sup> 酸性化亜塩素酸 塩（ナトリウム）水溶液 (ASC) <sup>3</sup>	亜塩素酸ナトリウム (NaClO <sub>2</sub> ) 水溶液 <sup>4</sup> に一般に安全とみなされる (GRAS) 物質の酸類を反応させることにより生成される酸性の水溶液。（参照 2) 【亜塩素酸水（第 2 版) 2】		2.3 ~ 3.2 ( 参照 11 ) 【亜塩素酸水（第 2 版) 9】	・用時調製が必要。 ・急激に ClO <sub>2</sub> が発生し、HClO <sub>2</sub> 含量を長期に渡り保持できない。（参照 2) 【亜塩素酸水（第 2 版) 2】
---	--	--	---	--

1 注) 亜塩素酸ナトリウムは、生体内で亜塩素酸、塩化物イオン、二酸化塩素及び亜塩素酸イオン等に変換され  
2 る。(参考12)【58】

3

事務局より :

ASC については、添加物評価書「亜塩素酸水」(第 1 版) から記載されておりますが、「亜塩素酸水」の評価において、これを参考として記載する理由の記載はありませんでしたので、表 1 に注) を記載しました。ご確認をお願いします。

4

多田専門委員 :

「亜塩素酸水」の含量の部分、要請者の概要書の成分規格案では、“として”の追記が提案されております。表 1 でも追記をしてはいかがでしょうか。

事務局より :

ご意見を踏まえ、「亜塩素酸水」の「含量」欄の「HClO<sub>2</sub>」を「HClO<sub>2</sub> として」に修正しました。

5

## 7. 安定性

Ni 及び Yin (1998)、Warf ら (2001) によれば、HClO<sub>2</sub> のほか、亜塩素酸イオ<sup>ン</sup> (ClO<sub>2</sub><sup>-</sup>)、二酸化塩素 (ClO<sub>2</sub> · in water phase) 等が混在し得る。(参照13、14) 【亜塩素酸水（第 2 版) 4、亜塩素酸水（第 2 版) 5】

HClO<sub>2</sub> は、解離状態の H<sup>+</sup> · ClO<sub>2</sub><sup>-</sup> と非解離状態の HClO<sub>2</sub> とが平衡状態になった状態を指し (参照15) 【亜塩素酸水（第 2 版) 6】、厚生労働省に本品目の添加物としての指定及び規格基準の設定を要請した者 (以下「指定等要請者 (2006)」とい<sup>う。</sup>) は、pH2.3~6.9 の範囲内で安定的に存在するとしている (参照 2) 【亜塩素酸水（第 2 版) 2】。

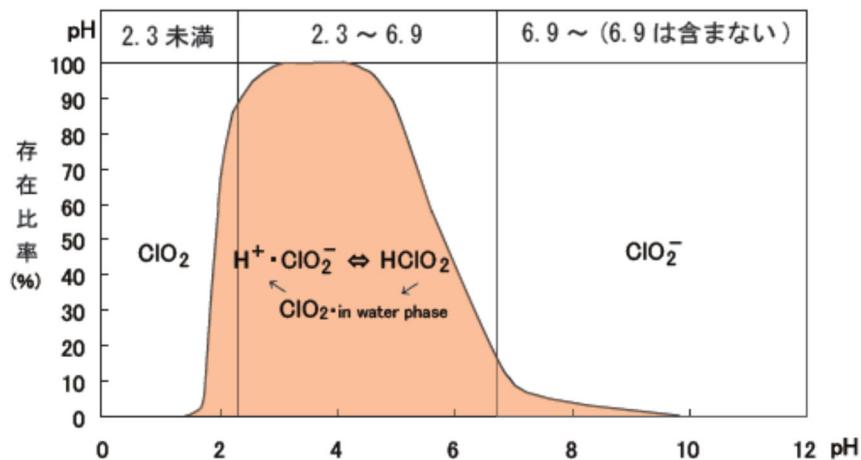
16 図 1 「亜塩素酸水」に含有する塩素酸化物の pH による存在比の変化 (参照 2) 【亜

<sup>3</sup> 本評価書において、本文中で用いられた略称については、別紙 1 に名称等を示す。

<sup>4</sup> FDA では、亜塩素酸ナトリウムの噴霧又は浸漬液としての使用濃度を 500~1,200 ppm、チラー又はその前処理装置の循環液としての使用濃度を 50~150 ppm と規定している (参照 9、27) 【亜塩素酸水（第 2 版) 11、16】。なお、亜塩素酸ナトリウムが使用される pH2.5~3.0 の範囲では、理論上、5~20% の割合で非解離の HClO<sub>2</sub> が生成するとされている。(参照 10) 【亜塩素酸水（第 2 版) 10】

1

## 塩素酸水（第2版）2】



2

## 8. 起源又は発見の経緯

指定等要請者（2006）によれば、ASCについて①使用時に調製が必要であること、②塩類の含有が多いいために HClO<sub>2</sub>、ClO<sub>2</sub> · in water phase 及び ClO<sub>2</sub><sup>-</sup>間のサイクル反応（図2）が持続せず、HClO<sub>2</sub>量を長期に持続させることは困難であり、かつ急激に ClO<sub>2</sub> が発生して毒性が増長する可能性が高まることなどから、新たに、用時調製が不要でかつ HClO<sub>2</sub> 含量の持続性を改善させた亜塩素酸水が開発されたとされている。（参照2）【亜塩素酸水（第2版）2】

10

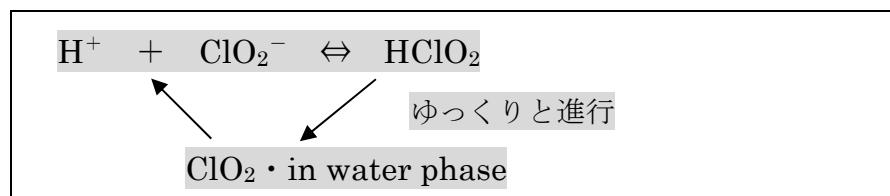


図 2 弱酸性領域での酸性 ClO<sub>2</sub><sup>-</sup>、HClO<sub>2</sub> 及び ClO<sub>2</sub> · in water phase 間サイクル反応の持続（参照15）【亜塩素酸水（第2版）6】

11

12

## 9. 臭素酸の混入可能性について

13

事務局より：

- 1) 今次、評価依頼は、次の 1 及び 2 のとおり使用基準の改正を行うことに係るものです。（表2も参照）
  - 1 使用対象食品から除かれているきのこ類を使用対象食品とすること。
  - 2 浸漬液又は噴霧液 1 kg につき亜塩素酸水の使用量は 0.40 g 以下でなければならないとの規定を削除すること。

厚生労働省は、「亜塩素酸水」の指定に際して、「亜塩素酸水を製造する場合に

原料として用いる塩化ナトリウムは、日本薬局方塩化ナトリウム又は日本薬局方で定める基準に適合するものでなければならない。」との製造基準を設定し、最終製品である亜塩素酸水中の臭素酸について、水道水質基準（0.01 mg/L）と同レベルの基準となるようリスク管理するとしていました。

この規格基準の設定の必要性に係る検討は、使用基準として「浸漬液等 1 kg につき亜塩素酸として 0.40 g」（400ppm）と規定することを前提に行われており、原料である塩化ナトリウムに含まれる臭化物量と「亜塩素酸水」中の臭素酸には相関関係があることから、現行使用基準（400ppm に希釀して使用）の下では、日本薬局方「塩化ナトリウム」（臭化物濃度 100 µg/g 以下）を原料として用いることで臭素酸の生成量を水道水質基準に定められる臭素酸濃度（0.01 mg/L）以下に抑えることができるとされています。【追 8、追 3】

今般、規格基準改正要請者からは、「亜塩素酸水」で処理した食品（キャベツ、ブドウ、アジ、鶏肉（ブロック）、生わかめ、大豆及びうるち米）を水洗、炊飯又は加熱することにより、臭素酸の残留性は認められないとの残留性確認試験の結果が提出されています。（参照16）【52】

次の点を踏まえ、本残留性確認試験の方法及び結果は妥当と判断できるか、ご検討をお願いします。

イ キャベツ、ブドウ、アジ、鶏肉（ブロック）、生わかめについては、「亜塩素酸水」の原液で処理されていますが、大豆及びうるち米に使用した殺菌処理液は、亜塩素酸として 1,600ppm になるように希釀したもの用いる点。（臭素酸は検出されなかったという結果ですが、この結果から、使用量上限を削除した使用基準の下での使用で臭素酸は検出されないと考えることは可能か。）

ロ 試料液の調製法として洗い出し法を用いている点。（食品内部に臭素酸が浸透していた場合に、それを試料液中に抽出することができているか。）

ハ 試験に供した亜塩素酸水中の臭素酸の濃度は報告されていない点。（試験に供した亜塩素酸水中の臭素酸は、食品を浸漬する前から検出限界未満であったということはないか。）

本残留性確認試験の方法及び結果が妥当と判断できる場合、使用基準改正（使用量の規定を削除）後、適切な水洗処理等を行えば、食品中の臭素酸は水道水質基準（0.01 mg/L）と同レベルに抑えることが可能と考えられるか、その場合、評価書記載は、次の記載案のとおりでよいか、ご検討をお願いします。

〔評価書の記載案〕

また、規格基準改正要請者は、「亜塩素酸水」を用いて<sup>5</sup>、食品を浸漬後、水洗処理<sup>6</sup>又は液切りし、その後炊飯若しくは加熱処理した対象食品群の食品中の臭素酸の残留性について調査し、その結果、いずれも検出限界値（2.0 µg/kg）以下であったとしている。また、この結果を踏まえ、亜塩素酸イオンや塩素酸イオンが残留しないように水洗処理を施せば、対象食品群の食品中の臭素酸の残留性は認められないと説明している。（参照 16）【52】

改正後	現行
<b>製造基準</b> (同右)	<b>製造基準</b> 原料として用いる塩化ナトリウムは、日本薬局方塩化ナトリウム又は局方基準に適合するものでなければならない。
<b>使用基準</b> (前略) (削除)  また、使用した亜塩素酸水は、最終食品の完成前に分解し、又は除去しなければならない。 <p style="text-align: center;">↓</p> 食品中の臭素酸を水道水質基準以下に抑えることが可能？	<b>使用基準</b> (前略) <u>亜塩素酸水の使用量は、亜塩素酸として、(中略) 浸漬液又は噴霧液 1kgにつき 0.40g 以下でなければならぬ。</u> また、使用した亜塩素酸水は、最終食品の完成前に分解し、又は除去しなければならない。 <p style="text-align: center;">↓</p> 臭素酸の生成量を水道水質基準以下に抑えることが可能

多田専門委員：

要請者が実施した臭素酸の残留試験の結果を引用する場合は、脚注にでも、分析を行う前に実施した具体的な洗浄方法の詳細についても記載する方が良いと思います。

事務局より：

<sup>5</sup> 殺菌処理液として、対象食品群のうち、野菜類（きのこ類を含む）（キャベツ）、果実類（ブドウ）、魚介類（アジ）、肉類（鶏肉（ブロック肉））及び藻類（生わかめ）の食品には、「亜塩素酸水」の原液（亜塩素酸として 5.5±0.5%）を、豆類（大豆）及び穀類（米・加工品）（うるち米（精米））の食品には「亜塩素酸水」を希釈したもの（亜塩素酸として 1,600ppm）を用いた。

<sup>6</sup> ザル（直径 222 mm×高さ 95 mm）を用いて殺菌処理液に浸漬したキャベツ、ブドウ、アジ、鶏肉（ブロック）及び生わかめを液切した後、5 L 容バケツ（直径 242 mm×高さ 190 mm）に入れ、流水量約 12 L/min の流水でオーバーフローさせながら、30 分間、水洗した。

ご意見を踏まえ、残留性確認試験の結果【52】を基に脚注 6 を追加しましたので、ご確認をお願いします。

伊藤裕才専門委員：

I. 9. 臭素酸の混入可能性についての本文中、「併せて～」から現行の評価における臭素酸濃度の安全性が書かれています。つまり「亜塩素酸を使用基準に従って希釈して使う限り、臭素酸は水道水以下の濃度になるので安全」という内容です。しかし今回の改正案では、亜塩素酸の使用基準はなくなりますので、従来の説明では臭素酸濃度の安全性を説明できません。要請者のいう「最終製品の完成前の分解または除去の過程で、臭素酸も検出限界以下になる」という内容が改定案における臭素酸の安全性を担保する情報かと思います。ただし、新しく使用が求められている「きのこ」に対する残留分析がなされていないことや、一部原液を用いていない分析があるので、洗浄において臭素酸が消去されるのかは不透明です。

1

事務局より：

2) 仮に、上記 1) において本残留性確認試験の方法及び結果が妥当と判断できない場合、追加で必要な資料等についてご検討のほどお願いいたします。

伊藤裕才専門委員：

今回の要請は「きのこを野菜に追加」と「使用基準の撤廃」の 2 点です。要請者の「臭素酸が洗浄過程で検出限界以下になる」ことの根拠としている引用文献 52 「対象食品群中の臭素酸の残留性確認試験」において、きやべつの実験をしているものの「きのこ」については実験していません。また豆・穀類の実験は原液ではなく希釈液を使っています。よって要請内容 2 点を認めるには不十分なデータではないかと思います。対象品目ごとの使用濃度がわかりませんので、もしかすると豆類と穀類は原液でなくてもいいのかもしれません、きのこを野菜に含めてキャベツのデータで十分というのは行き過ぎかと思います。

前川専門委員：

上述ハについて、引用文献 52 「対象食品群中の臭素酸の残留性確認試験」において、事務局の記載の通り、試験に供した亜塩素酸水中の臭素酸の濃度は報告されていません。日本薬局方に収載されている「塩化ナトリウム（臭化物(Br)濃度：100  $\mu\text{g/g}$  以下）」を用いて製造した製造した 4% 亜塩素酸水から調製した 400ppm 亜塩素酸水中の臭素酸推定最大濃度は、5.10 ng/g ( $\approx 5.10 \mu\text{g/L}$ ) と【亜塩素酸水（第 2 版）12】の表 5 にありますので、4% 亜塩素酸水原液の臭素酸推定最大濃度は、単純比例計算では、510 ng/g ( $\approx 0.51 \text{ mg/L}$ ) となるかと推定されます。引用文献 52 の試験の標準液の検出限界値は、1.0  $\mu\text{g/L}$  とありますので、試験

に供した亜塩素酸水中の臭素酸の濃度が検出限界以下であった可能性は低いとは思います。しかし、適切な水洗処理等を行えば対象食品中の臭素酸の残留性が認められないことを証明するには、試験に供した亜塩素酸水中の臭素酸の濃度は、測定しておいた方がよいと思います。なお、亜塩素酸水中の臭素酸の濃度には【亜塩素酸水（第2版）12】の臭素酸イオンの分解と脱塩処理を施す「改良分析法」での測定が必要と思います。

また、引用文献52「対象食品群中の臭素酸の残留性確認試験」には、「標準液の検出限界値は、1.0 µg/Lに設定し、本試験の供試験対象食品群中の臭素酸の検出限界値は、2.0 µg/kgに設定した。」（9頁）とあります。

確かに、5頁の公式、臭素酸含量 ( $\mu\text{g}/\text{kg}$ ) =  $C \times V / W$  に、 $C = 1.0 \mu\text{g}/\text{L}$ 、 $V = 100 \text{ mL}$ 、 $W = 50 \text{ g}$  をあてはめると臭素酸の検出限界値は  $2.0 \mu\text{g}/\text{kg}$  とはなりますが、洗い出し法の残液（100 mL）中において、検量線溶液と同等に臭素酸を検出することが可能かどうかを確認しないと、食品群中の臭素酸の検出限界値は、 $2.0 \mu\text{g}/\text{kg}$  であるとは言えないのではないかと思います。添加回収実験が必要かと思います。洗い出し法の残液（100 mL）に臭素酸濃度が  $1.0 \mu\text{g}/\text{L}$  となるよう臭素酸を添加した上で臭素酸を定量した場合、検量線から求められる臭素酸濃度は添加した臭素酸の濃度とほぼ一致するかどうかという点の確認が必要ではないかと思いました。

評価要請者（2012）によれば、亜塩素酸水の原料である塩化ナトリウムは微量の臭化物 ( $\text{Br}^-$ ) を含むため、飽和塩化ナトリウム溶液にも微量の臭化物が含まれ、製造工程において塩素酸を生成する際に、より反応性の高い臭化物が塩化物より先に反応するために臭素酸が生成すると考えられるとされている。そこで、塩化ナトリウムに含まれる臭化物 ( $\text{Br}^-$ ) と亜塩素酸水中の臭素酸 ( $\text{BrO}_3^-$ ) の関係についての調査が行われている。その結果、塩化ナトリウムに含まれる臭化物量と、それを原料として製造した亜塩素酸水（亜塩素酸濃度： $0.4 \text{ g/kg}$ ）の臭素酸濃度及び推定最大濃度に相関性が認められた。併せて、塩化ナトリウムに含まれる臭化物濃度が  $100 \mu\text{g}/\text{g}$  であれば、実際に使用する濃度に希釈された添加物「亜塩素酸水」中の臭素酸推定濃度が、水道水質基準に定められる臭素酸濃度（ $0.01 \text{ mg/L}$  ( $\approx 10 \text{ ng/g}$ )) 以下になるとされている。以上より、評価要請者（2012）は、亜塩素酸水を製造する場合には、日本薬局方に収載されている「塩化ナトリウム」（臭化物濃度： $100 \mu\text{g}/\text{g}$  以下）を原料として用いることにより、臭素酸の生成量を水道水質基準以下に抑えることが可能であるとしている。（参照17、18）【亜塩素酸水（第2版）12、亜塩素酸水（第2版）14】

## 10. 我が国及び諸外国等における使用状況

### （1）我が国における使用状況

「亜塩素酸水」は、添加物として指定されている。（参照19）【追1】

## (2) 諸外国における使用状況

規格基準改正要請者によると、諸外国で「亜塩素酸水」の使用状況に関する報告はされていない。(参照20) 【3】

事務局より：

規格基準改正要請者は、諸外国において「亜塩素酸水」の使用状況に関する記載はされていないと説明しています。【概要書、3】

一方、「亜塩素酸水」と同じく亜塩素酸イオンを生成する ASC について、添加物評価書「亜塩素酸水」(第2版)では諸外国における使用状況に関する報告は記載されておりませんが、概要書では米国、オーストラリア・ニュージーランド及びカナダにおける使用状況について記載されています。【概要書、8、9、10、11】

ASCに関する使用状況の評価書への記載要否についてご検討をお願いします。

仮に、ASCに関する使用状況を本評価書に記載したほうがよい場合、添加物評価書「亜塩素酸ナトリウム」(第4版)(2015)【58】(「亜塩素酸ナトリウム」のASCとしての使用に係る評価がされている。)を基に、下記の記載案のとおり記載することでよろしいかご確認ください。黄色マーカー部分は、添加物評価書「亜塩素酸ナトリウム」(第4版)(2015)【58】からの引用であり、今回修正した箇所は修正履歴で示しています。

### [ASCに関する使用状況の記載案]

規格基準改正要請者によると、諸外国で「亜塩素酸水」の使用状況に関する報告はされていないが(参照 20)【3】、ASCについては、以下のとおり使用が認められている。

#### ① コーデックス委員会

コーデックス委員会において、加工助剤に関するデータベースが作成されており、ASCが登録されている。(参照21) 【亜塩素酸 Na (第4版) 10】

#### ② 米国における使用状況

米国では、ASCは、1990年代後半に米国食品医薬品局(FDA)と米国農務省(USDA)により、殺菌料として、家きん肉、赤身肉、魚介類、生食用の野菜や果物等に対しての使用が認可されている。(参照22) 【8】

#### ③ 欧州における使用状況

欧州連合(EU)では、ASCは、現在までのところ殺菌料としての食品へ

の使用は認められていないとしている。（参照23）【亜塩素酸 Na（第4版）1】

#### ④ カナダにおける使用状況

カナダでは、ASCは、殺菌料（microbial control agent）として家きん肉、赤身肉等に対して使用することが認められている。（参照24）【11】

#### ⑤ オーストラリア及びニュージーランドにおける使用状況

オーストラリア及びニュージーランドでは、ASCは、2004年に、家きん肉、食肉、食肉加工品、魚、果実及び野菜に対して殺菌目的で加工助剤としての使用が認められている。（参照25、26）【10、9】

### 1.1. 評価要請の経緯及び添加物指定の概要

#### （1）第1版及び第2版に関する経緯

わが国では、殺菌、漂白等の目的で用いられる塩素化合物の食品添加物として、1948年に「亜塩素酸ナトリウム」、1950年に「次亜塩素酸ナトリウム」、1953年に「二酸化塩素」、1959年に「高度サラシ粉」、2002年に「次亜塩素酸水」が指定されている。

FDAにおいて間接食品添加物として許可されているASCは、亜塩素酸ナトリウムの希釀液にGRAS物質の酸類を用いてpH2.3～3.2の酸性領域下に調製することにより生成する亜塩素酸（ $\text{HClO}_2$ ）を含有するものであるとされている。

（参照27、28）【16、亜塩素酸水（第2版）15】

事務局より：

2段落目の後段を8. 起源又は発見の経緯（P11）に移動しました。

亜塩素酸水の添加物指定等について、厚生労働省に指定要請がなされたことから、2006年8月に厚生労働省から食品安全委員会に、食品安全基本法（平成15年法第48号）第24条第1項第1号に基づき、食品健康影響評価の要請がなされた。（参照1）【亜塩素酸水（第2版）1】

2008年6月、食品安全委員会は「亜塩素酸水の一日摂取許容量を亜塩素酸イオンとして0.029mg/kg 体重/日と設定する」との食品健康影響評価をとりまとめ、付帯事項において、遺伝毒性発がん物質と疑われている臭素酸が混入する可能性があることから、厚生労働省が臭素酸の混入の実態を調査した上で、規格基準の設定の必要性について検討し、同調査結果及び検討結果を添加物の新規指定の前に食品安全委員会に報告することとした。（参照29）【亜塩素酸水（第1版）】

参考 添加物評価書「亜塩素酸水」（第1版）（2008）の「V. 付帯事項」の記載は以下のとおりです。

## V. 付帯事項

亜塩素酸水に遺伝毒性発がん物質と疑われている臭素酸が混入する可能性があることから、厚生労働省は、以下の事項について確実に履行すべきである。

- ・臭素酸の混入の実態を調査した上で、規格基準の設定の必要性について検討し、同調査結果及び検討結果を、添加物の新規指定の前に食品安全委員会に報告すること。

なお、既に使用の認められている次亜塩素酸ナトリウム等、臭素酸の混入する可能性のある食品添加物についても、混入の実態を調査した上で、規格基準の設定の必要性について検討すべきと考える。

2012年4月、厚生労働省より、付帯事項に係る調査結果及び検討結果について報告がなされた。それとともに、本添加物の規格基準を改正し、製造基準案を「亜塩素酸水を製造する場合に原料として用いる塩化ナトリウムは、日本薬局方塩化ナトリウムでなければならない」とすることについて、食品安全基本法第24条第1項第1号の規定に基づき、食品安全委員会に対して、食品健康影響評価の要請がなされた。（参照3）【亜塩素酸水（第2版）3】

2012年7月、食品安全委員会は、「亜塩素酸水の一日摂取許容量を亜塩素酸イオンとして 0.029 mg/kg 体重/日と設定する。」との食品健康影響評価を通知した。（参照30）【18】

### （2）添加物指定の概要

2013年2月、厚生労働省は、亜塩素酸水を添加物として指定するとともに、製造基準を「亜塩素酸水を製造する場合に原料として用いる塩化ナトリウムは、日本薬局方塩化ナトリウム又は日本薬局方で定める基準に適合するものでなければならない。」と、また、使用基準を表2の「現行」欄のとおり、それぞれ設定した。（参照4、31）【委員会資料、追4】

### （3）第3版に関する経緯

今般、添加物「亜塩素酸水」について、厚生労働省に規格基準の改正の要請がなされ、関係書類がとりまとめられたことから、食品安全基本法第24条第1項第1号に基づき、食品健康影響評価の要請がなされた。

厚生労働省は、食品安全委員会の食品健康影響評価結果の通知を受けた後に、添加物「亜塩素酸水」の使用基準について、表2のとおり改正することを検討するとしている。（参照4）【委員会資料】

1

朝倉専門委員：

今回「浸漬液又は噴霧液 1 kg につき亜塩素酸水の使用量は 0.40 g 以下でなければならないとの規定を削除すること。」ということになったのはなぜなのでしょうか。製造が難しい、現在の基準にある濃度では十分な殺菌効果が得られないことが判明したなど、何か理由はありますか？

事務局より：

規格基準改正要請者は、殺菌料としての使用方法が「亜塩素酸水」と同じ「次亜塩素酸ナトリウム」の使用基準では、当該添加物の使用量の上限は規定されていないことから、当該添加物の使用基準と同等に取り扱われるべく、「亜塩素酸水」の使用量の上限の削除を要望する旨を説明しております。【概要書】

2

表 2 「亜塩素酸水」の使用基準改正案

改正案	現行
亜塩素酸水は、精米、豆類、野菜、果実、海藻類、鮮魚介類（鯨肉を含む。以下この目において同じ。）、食肉、食肉製品及び鯨肉製品並びにこれらを塩蔵、乾燥その他の方法により保存したもの以外の食品に使用してはならない。また、使用した亜塩素酸水は、最終食品の完成前に分解し、又は除去しなければならない。	亜塩素酸水は、精米、豆類、野菜（きのこ類を除く。以下この目において同じ。）、果実、海藻類、鮮魚介類（鯨肉を含む。以下この目において同じ。）、食肉、食肉製品及び鯨肉製品並びにこれらを塩蔵、乾燥その他の方法により保存したもの以外の食品に使用してはならない。 亜塩素酸水の使用量は、亜塩素酸として、精米、豆類、野菜、果実、海藻類、鮮魚介類、食肉、食肉製品及び鯨肉製品並びにこれらを塩蔵、乾燥その他の方法により保存したものにあっては、浸漬液又は噴霧液 1kg につき 0.40g 以下でなければならない。また、使用した亜塩素酸水は、最終食品の完成前に分解し、又は除去しなければならない。

3

1      II. 安全性に係る知見の概要

2

事務局より：

添加物評価書「亜塩素酸ナトリウム」（第4版）（2015）（ASCとしての使用に係る評価）【58】では、ASCとしての使用を要請すること及びASCから塩素酸イオンが生成される知見を踏まえ、「亜塩素酸ナトリウム」の安全性を評価するに当たっては、亜塩素酸イオン及び塩素酸イオンの安全性を評価することが適当であるとして、亜塩素酸イオンの他塩素酸イオンの評価も評価対象物質としていますが、今次、「亜塩素酸水」の評価では、添加物評価書「亜塩素酸水」（第2版）【18】と同様に亜塩素酸イオンの評価を行うことによろしいかご確認をお願いします。

3

Ni 及び Yin (1998) によれば、亜塩素酸水は、 $\text{HClO}_2$  を主たる有効成分としているが、pH の変動により  $\text{ClO}_2$ 、 $\text{ClO}_2^-$  等を発生し得るとされている。また、 $\text{NaClO}_2$  溶液は経口投与すると、胃液中で  $\text{HClO}_2$  になると推定され、生体中では代謝等により  $\text{HClO}_2$  のほか、 $\text{Cl}^-$ 、 $\text{ClO}_2$ 、 $\text{ClO}_2^-$  等の生成も考え得るものである。  
（参照 13）【亜塩素酸水（第2版）4】

9

亜塩素酸の安全性に関する試験成績は提出されていないが、本専門調査会は、種々の動物及びヒトでの実験データから得られた亜塩素酸ナトリウム ( $\text{NaClO}_2$ )、二酸化塩素 ( $\text{ClO}_2$ ) に関する安全性データを基に、亜塩素酸イオンの評価を行うことで、「亜塩素酸水」の安全性を検討することとした。

14

事務局より：

二酸化塩素、次亜塩素酸ナトリウム及び微酸性次亜塩素酸水の安全性に関する知見（2.（3）②、2.（4）②、2.（5）②、2.（6）及び2.（7））の取扱い（参考資料として評価書に記載するか否か）についてご検討をお願いしています。ご検討結果を踏まえ、直上の段落の記載は修正します。

15

なお、指定等要請者（2006）により提出された資料において、亜塩素酸水による食品処理時の食品への塩素の残留、トリハロメタンの生成は認められないことを確認した。また、酸素ラジカルの生成に伴って生じると考えられる還元型アスコルビン酸レベルの低下は認められなかった。（参照32）【亜塩素酸水（第2版）17】

21

事務局より：

使用基準の改正に伴い、亜塩素酸水による食品処理時の食品への塩素の残留、トリハロメタンの生成、還元型アスコルビン酸レベルの低下などについて、追加

で確認するべき事項はありますか。

1

## 2 1. 体内動態

3

事務局より :

体内動態については、添加物評価書「亜塩素酸水」（第2版）以降の新たな知見は提出されておりません。

4

### 5 ① 吸収、分布、代謝、排泄 (Abdel-Rahman ら (1980) ; EPA (2000) 及び EC 6 (2003) にて引用)

7 SD ラット（雄、各群 4 匹）に $[^{36}\text{Cl}]$ 二酸化塩素 ( $[^{36}\text{Cl}]$ 二酸化塩素 (100  
8 mg/L) を 3 mL 単回経口投与、及び $[^{36}\text{Cl}]$ 二酸化塩素 (100 mg/L) を 15 日間  
9 飲水投与した後に $[^{36}\text{Cl}]$ 二酸化塩素 (300 mg/L) を 3 mL 単回経口投与）を経  
10 口投与する試験が実施されている。~~その結果、100 mg/L 及び 300 mg/L の~~  
11  ~~$[^{36}\text{Cl}]$ 二酸化塩素を単回経口投与後の $[^{36}\text{Cl}]$ の半減期は、それぞれ 43.9 時間、~~  
12 ~~31.0 時間であった。~~

13 その結果、100 mg/L 及び 300 mg/L の $[^{36}\text{Cl}]$ 二酸化塩素を単回経口投与後の  
14 吸収速度定数はそれぞれ、3.77/h 及び 3.16/h であり、差は認められず、また、  
15  $[^{36}\text{Cl}]$ の血漿からの消失半減期は、それぞれ 43.9 時間及び 31.0 時間であった。

16  $[^{36}\text{Cl}]$ 二酸化塩素 (100 mg/L) を単回投与後 72 時間に、肝臓に分布してい  
17 た $[^{36}\text{Cl}]$ 化合物の約 25%はタンパク画分に残存していた。~~投与後 72 時間まで~~  
18 の代謝を標識同位元素測定で追跡したところ、二酸化塩素は塩化物イオン、  
19 亜塩素酸イオン及び塩素酸イオンに代謝された。 $[^{36}\text{Cl}]$ は投与後 72 時間まで  
20 に約 30%が尿中に、約 10%が糞便中に排泄され、臓器、皮膚、と体<sup>7</sup>及び排泄  
21 物からの総回収率は 95%であった。また、呼気中には $[^{36}\text{Cl}]$ は検出されなかつ  
22 た。(参照33、34) 【亜塩素酸水（第2版）18、亜塩素酸水（第2版）20（原  
23 著未確認）】

24 Abdel-Rahman ら (1980) は、Abdel-Rahman ら (1979) を引用し、二酸  
25 化塩素は、主に塩化物イオン及び亜塩素酸イオンとして体内より排出される  
26 と報告している。

27 EPA (2000) は、個々の化学物質の識別ではなく、総放射能を測定してい  
28 るので、二酸化塩素、亜塩素酸イオン、塩素酸イオン又は塩化物イオン分解  
29 物で吸収されたか不明であるとしている。(参照35) 【亜塩素酸水（第2版）  
30 19】

31 松井専門委員 :

「 $[^{36}\text{Cl}]$ 二酸化塩素 (100 mg/L) を 15 日間」 → 「二酸化塩素 (100 mg/L) を 15

<sup>7</sup> 個体から組織・臓器を取り除いた残りの部分のこと。

日間」だと思います。

前川専門委員：

松井先生のご指摘箇所を確認しました。修正に賛成です。

事務局より：

ご指摘踏まえて、修正しました。

1

前川専門委員：

著者は、下記 2 群を急性投与、慢性投与としていますので、このことを追記してもよいかと思いました。

1.  $[^{36}\text{Cl}]$ 二酸化塩素 ( $[^{36}\text{Cl}]$ 二酸化塩素 (100 mg/L) を 3 mL 単回経口投与群を「急性投与 (acute administration)」と記載。
2. 二酸化塩素 (100 mg/L) を 15 日間飲水投与した後に  $[^{36}\text{Cl}]$ 二酸化塩素 (300 mg/L) を 3 mL 単回経口投与) 群を「慢性投与 (chronic administration)」と記載。

松井専門委員：

試験法を「急性」と「慢性」として示すことに関しまして、前川先生のコメントとおり原著とおりなのですが、毒性試験では、この知見の 15 日投与は「慢性」とは言えないと思います。

ひょっとすると、毒性がご専門の方は誤解するかもしれませんので、「急性」と「慢性」は使わない方が良いかもしれません。

前川専門委員：

毒性試験では、15 日投与は「慢性」と言えないのであれば（確かにそうかもしれません。）、

「急性」、「慢性」とは記載せず、事務局の修正のままでよいと思います。

2

松井専門委員：

「二酸化塩素は塩化物イオン、亜塩素酸イオン及び塩素酸イオンに代謝された」の結果は示されていない思います。

前川専門委員：

代謝物に対する記載はありませんでした。Disucussion に 「It is likely that  $\text{ClO}_2^-$  is eliminated mainly as  $\text{Cl}^-$  and  $\text{ClO}_2^-$ , since only a small amount of  $\text{ClO}_3^-$  and no  $\text{ClO}_2$  parent compound were detected in rat urine (Abdel.Rahman et al., 1979)」 とあるのみです ((Abdel.Rahman ら (1979) の原著未確認)。

事務局より：

ご指摘の記載は、Abdel-Rahman ら（1980）【亜塩素酸水（第 2 版）18】「Discussion and conclusions The Kinetics of  $^{36}\text{ClO}_2$  in Rat」の項の 3 段落目で示されている Abdel-Rahman ら（1979）（原著は未入手です）を引用した記載（P.444）でしたので、記載場所を変更し、また、本記載が Abdel-Rahman ら（1979）引用したものであることが分かるように本文を修正しましたので、ご確認ください。

また、本記載を評価書案に記載するに当たり、Abdel-Rahman ら（1979）の原著が必要かあわせてご確認ください。

[「Discussion and conclusions The Kinetics of  $^{36}\text{ClO}_2$  in Rat」の項の 3 段落目の記載（抜粋）]

It is likely that  $\text{ClO}_2$  is eliminated mainly as  $\text{Cl}^-$  and  $\text{ClO}_2^-$ , since only a small amount of  $\text{ClO}_3^-$  and no  $\text{ClO}_2$  parent compound were detected in rat urine (Abdel-Rahman et al., 1979).

前川専門委員：

Abdel-Rahman ら（1979）の原著が未確認なので、詳しいことはわかりませんが、上記の英文部分を原文通り記載するとすれば、「Abdel-Rahman ら（1980）は、Abdel-Rahman ら（1979）を引用し、二酸化塩素は、主に塩化物イオンと亜塩素酸イオンとして体内より排出されると報告している。」でしょうか？原著を確認すれば、「代謝された」と記載してよいかわかるかもしれません。

事務局より：

ご指摘踏まえて、修正しました。

1

松井専門委員：

$[^{36}\text{Cl}]$ 二酸化塩素（100 mg/L）投与試験と $[^{36}\text{Cl}]$ 二酸化塩素（300 mg/L）投与試験の吸収速度定数がそれぞれ、3.77/h、3.16/hであり差がないと示されています。記載しても良いと思います。

前川専門委員：

松井先生のご指摘箇所を確認しました。修正に賛成です。

事務局より：

ご指摘踏まえて、2段落目に追記しましたので、ご確認ください。

2

前川専門委員：

「半減期は、」は「血漿からの消失半減期は、」とした方がよいかと思います。

事務局より：

ご指摘踏まえて、修正しました。

② 吸収、分布、代謝、排泄 (Abdel-Rahman ら (1984) ; EPA (2000) 及び EC (2003) にて引用)

SD ラット (各群雄 4 匹) に<sup>[36Cl]</sup>亜塩素酸イオン (10 mg/L) を 3 mL 単回経口投与及び<sup>[36Cl]</sup>塩素酸イオン (5 mg/L) を 3 mL 単回経口投与する試験が実施されている。

その結果、血漿中<sup>[36Cl]</sup>濃度は、それぞれ 2 時間後 (470 ng/mL<sup>8</sup>)、30 分後 (185 ng/mL<sup>8</sup>) にピーク値に達し、半減期はそれぞれ 35 時間、6 及び 36.7 時間であった。亜塩素酸イオン投与から 72 時間後、放射活性<sup>[36Cl]</sup>濃度は、血液、血球、血漿、胃、精巢、皮膚、肺、腎臓、小腸十二指腸、と体 7、脾臓脾臓、回腸、脳、骨髄及び、肝臓の順に高い濃度で認められた。高かった。

また、塩素酸イオン投与から 48~72 時間後には<sup>[36Cl]</sup>亜塩素酸イオン及び、<sup>[36Cl]</sup>塩素酸イオンのほとんどが塩化物イオンに変化し、一部は亜塩素酸イオンとして、また、わずかに塩素酸イオン濃度は血漿、血液、胃、精巢、肺、腎臓、皮膚、十二指腸、脾臓、脳、血球、回腸、と体 7、肝臓、骨髄の順に高かった。<sup>[36Cl]</sup>亜塩素酸イオンは、塩化物イオン及び亜塩素酸イオンとして排泄され、<sup>[36Cl]</sup>塩素酸イオンは塩化物イオン、亜塩素酸イオン及び塩素酸イオン<sup>9</sup>として排泄された。排泄については、尿中排泄が主要な経路であり、投与後 72 時間までに<sup>[36Cl]</sup>亜塩素酸イオンの約 35%、<sup>[36Cl]</sup>塩素酸イオンの約 40%が尿中に、<sup>[36Cl]</sup>亜塩素酸イオンの約 5%、<sup>[36Cl]</sup>塩素酸イオンの約 3%が糞便中に排泄された。呼気中には標識塩素は検出されなかった。(参照 34、36) 【亜塩素酸水 (第 2 版) 20 (原著未確認)、亜塩素酸水 (第 2 版) 21】

EPA (2000) は、個々の化学物質の識別ではなく、総放射能を測定しているので、二酸化塩素、亜塩素酸イオン、塩素酸イオン又は塩化物イオン分解物で吸収されたか不明であるとしている。(参照 35) 【亜塩素酸水 (第 2 版) 19】

<sup>8</sup> <sup>[36Cl]</sup>濃度は、<sup>[36Cl]</sup>放射活性から亜塩素酸イオン及び塩素酸イオン由来の塩素を推計した可能性があるが、その推計方法は不明である。

<sup>9</sup> 塩素酸イオンは、主に投与後 0~8 時間ににおいて尿中に検出され、投与後 24 時間以降は検出されなかった。

松井専門委員：

「血漿中 $[^{36}\text{Cl}]$ 濃度」、「肝臓に高い濃度」とともに $[^{36}\text{Cl}]$ 放射活性濃度として得られたはずですが、単位はng/mlとng/gと表記されています。 $[^{36}\text{Cl}]$ 放射活性から亜塩素酸イオン量・塩素酸イオン由来の塩素を推計した可能性がありますが不明です。なお、以前の評価書では、このような場合注を付けていたと思います。

事務局より：

ご指摘踏まえて、本文中に $[^{36}\text{Cl}]$ 濃度を記載し、 $[^{36}\text{Cl}]$ 濃度について、脚注を追記しました。

1

松井専門委員：

塩素酸イオンに関しては、2つの半減期（6時間と36.7時間）があると示されています。

前川専門委員：

松井先生の修正に賛成です。 $[^{36}\text{Cl}]$ 塩素酸イオン（5 mg/L）を3 mL投与群では、半減期は6時間と36.7時間の2相性です。

事務局より：

ご指摘踏まえて、修正しました。

2

松井専門委員：

上記では臓器中放射活性濃度が亜塩素酸イオン投与時の高い順で列挙されており、すべてで高かったのではありません。なお、血液と肝臓では10倍ほど異なります。また、塩素酸イオン投与時では順番が少し違います。亜塩素酸イオン投与時と塩素酸イオン投与時の各臓器中濃度をそれぞれ高い順で示し、また、「亜塩素酸イオン投与72時間後、\*\*\*濃度は.. の順に高かった。また塩素酸イオン投与72時間後、\*\*\*濃度は.... の順に高かった。」としたらどうでしょうか？

前川専門委員：

松井先生の修正に賛成です。組織分布は、亜塩素酸イオン投与群と塩素酸イオン投与群でわけて記載したほうがいいと思います。

事務局より：

ご指摘踏まえて、修正しました。

前川専門委員：

「臍臓」の記載は「脾臓」だと思います。また塩素酸イオンについて、肺の次

より、腎臓、皮膚、十二指腸、脾臓、脳、血球、回腸、体、肝臓、骨髄の順と思  
います。

事務局より：

ご指摘踏まえて、修正しました。

1

松井専門委員：

亜塩素酸イオン投与では尿中塩素酸イオンは検出されていないと思います。

ただし、二酸化塩素が亜塩素酸、塩素酸、塩素にラット体内で代謝されることが引用されていました(Abdel-Rahman et al., 1979b)。原著は見ていませんが、毒性での二酸化塩素の取り扱い次第では、この知見を記述した方が良いかもしれません。

前川専門委員：

松井先生の修正に賛成です。亜塩素酸イオン投与群では、塩化物イオンと亜塩素酸イオンが尿中排泄され、塩素酸イオン投与群では、塩化物イオンと亜塩素酸イオン、塩素酸イオンが尿中排泄されています。

事務局より：

ご意見を踏まえ、Abdel-Rahman ら (1984) 【亜塩素酸水（第 2 版）21】を基に、 $[^{36}\text{Cl}]$ 亜塩素酸イオン及び $[^{36}\text{Cl}]$ 塩素酸イオンを投与したときの尿中での検出物に関する情報を修正いたしました。

前川専門委員：

【亜塩素酸水（第 2 版）21】の Table 4 より投与から 48~72 時間後でみるのであれば、 $[^{36}\text{Cl}]$ 塩素酸イオンから排出されるものも塩化物イオン、亜塩素酸イオンです。塩素酸イオンは 0~8 時間と投与後早い時間に排出されます。

事務局より：

Abdel-Rahman ら (1984) 【亜塩素酸水（第 2 版）21】の「Results Excretion and Metabolism Studies」の項の 4 段落目で示されている以下の記載 (P.265) を踏まえ、「投与から 48~72 時間後には」を削除し、また、 $[^{36}\text{Cl}]$ 塩素酸イオンを投与したときに検出される塩素酸イオンについては、Table 4 (P.266) を踏まえ、脚注 9 を付しました。ご確認ください。

〔「Results Excretion and Metabolism Studies」の項の 4 段落目の記載  
(抜粋)〕

Metabolism studies revealed that  $^{36}\text{ClO}_2^-$  is excreted as chloride and chlorite (Table 3). However, chlorate is eliminated as chloride, chlorite, and

chlorate (Table 4).

松井専門委員：

私のコメントである「ただし、二酸化塩素が亜塩素酸、塩素酸、塩素にラット体内で代謝されることが引用されていました (Abdel Rahman et al., 1979b)。」に関して、前川先生にご修正いただきましてありがとうございます。  
論文通り、代謝ではなく排泄とすることが正しかったです。

1

### ③ 体内動態のまとめ

2

事務局より：

添加物評価書「亜塩素酸水」(第2版)【18】では体内動態のまとめは記載されておりませんが、II. のご議論を踏まえ記載予定です。

3

4

## 2. 毒性

5

事務局より：

毒性については、添加物評価書「亜塩素酸水」(第2版)以降の新たな知見として次の①～③が提出されています。

- ① アレルゲン性試験【55】(概要書P31)：皮膚感作性試験
- ② その他の試験【56】(概要書P31)：皮膚刺激性試験
- ③ その他の試験【57】(概要書P31)：眼刺激性試験

亜塩素酸水製剤(含量：0.8%)を用いて各試験を行い、①及び②の試験では皮膚反応は観察されておりません。一方、③の試験では、結膜発赤が3例中2例に認められましたが、観察された結膜発赤はパッチ除去後24時間までに回復を示し、以降、眼反応(刺激性反応)は観察されておりません。

①～③の評価書への記載要否について、また、評価書に記載する場合は記載文案について、ご検討をお願いします。

6

### (1) 遺伝毒性

7

事務局より：

添加物評価書「亜塩素酸水」(第2版)【18】では、遺伝毒性について文章形式で記載されていましたが、表を用いた記載に改めました。

8

### ① 亜塩素酸ナトリウム

9

事務局より：

添加物評価書「亜塩素酸水」(第2版)【18】の後に、新たに得られた知見として添加物評価書「亜塩素酸ナトリウム」(第4版)【58】で評価された知見は黄色マークで示しています。

1

増村専門委員 :

表の指標は、遺伝子突然変異 (*in vitro*)、染色体異常 (*in vitro*)、染色体異常 (*in vivo*) の順に記載してください。また、染色体異常の中に、染色体異常試験と小核試験を記載してください。(添加物評価書 亜塩素酸ナトリウム第4版 p26 参照)

事務局より :

ご意見を踏まえ、表3の指標の名称を修正し、記載順を変更しました。

2

増村専門委員 :

遺伝毒性の表3の一番下の小核試験 (Meier (1985)) 【亜塩素酸水 (第2版) 19】について、試験対象のセルに「骨髄」を追記してください。

事務局より :

ご指摘踏まえ、追記しました。

3

事務局より :

最近の評価書では、「試験結果」が陰性の場合、「用量等」には最高用量のみ記載しておりますので、表3の Meier (1985) 【亜塩素酸水 (第2版) 19】の染色体異常試験 (*in vivo*) 及び小核試験 (*in vivo*) の記載を整備いたしました。

4

亜塩素酸ナトリウムを被験物質とした遺伝毒性に関する試験成績は、表3のとおりである。

7

表3 亜塩素酸ナトリウムに関する遺伝毒性の試験成績

指標	試験種類	試験対象	用量等	試験結果	参照
遺伝子 突然変 異 ( <i>in vitro</i> )	復帰突然 変異試験	細菌 ( <i>Salmonella</i> <i>typhimurium</i> ) TA92、TA94、 TA98、TA100、 TA1535、 TA1537)	6用量(最 高用量 0.3 mg/plate · 他用量不 明)	弱い陽性 <sup>注</sup> (代 謝活性系存在 下 0.3 mg/plate (TA100))	Ishidate (1984); EPA (2000) 及び WHO (2005) にて引用 (参考 35、37、38) 【亜塩素酸水 (第2版) 19、
染色体	染色体異	チャイニーズハ	3用量(最	陽性 (0.02	

異常 ( <i>in vitro</i> )	常試験 ( <i>in vitro</i> )	ムスター線維芽細胞 (CHL)	高用量 0.02 mg/mL mg/mL・他用量不明) 24 時間及び 48 時間連続 処理	mg/mL)	亜塩素酸水 (第 2 版) 24、亜塩素酸水 (第 2 版) 41】
	小核試験 ( <i>in vitro</i> )	ほ乳類培養細胞 (HepG2)	最高用量 0.2 mg/L	陰性	Feretti ら (2008) (参照 39) 【亜塩素酸 Na (第 4 版) 47】
染色体 異常 ( <i>in vivo</i> )	骨髓染色 体異常試験 ( <i>in vivo</i> )	Swiss CD-1 マウス (雌雄、各群各 4 匹) 骨髓	最高用量 0、8、20、 40 mg/kg 体重/日 24 時間間隔 で 5 回連続 強制経口投与	陰性	Meier (1985) ; EPA (2000) 及び WHO (2005) にて引用 (参照 35、37、40) 【亜塩素酸水 (第 2 版) 19、亜塩素酸水 (第 2 版) 24、亜塩素酸水 (第 2 版) 35】
	小核試験 ( <i>in vivo</i> )	ddY マウス (雄、各群 4~6 匹) 大腿骨骨髓	最高用量 300 mg/kg 体重 単回強制経口投与 18 時間後	陰性	Hayashi ら (1988) ; EPA (2000) にて引用 (参照 35、41) 【亜塩素酸水 (第 2 版) 19、亜塩素酸水 (第 2 版) 42】
	小核試験 ( <i>in vivo</i> )	Swiss CD-1 マウス (雌雄、各群各 5 匹) 骨髓	0、8、20、 40—最高用量 40 mg/kg 体重/日 24 時間間隔 で 5 回連続	陰性	Meier (1985) ; EPA (2000) 及び WHO (2005) にて引用 (参照 35、37、40)

		強制経口投与		【亜塩素酸水（第2版）19、亜塩素酸水（第2版）24、亜塩素酸水（第2版）35】
--	--	--------	--	--

1 注) Ishidate ら (1984)において、対照群の2倍程度とされている。(参照38)【亜塩素酸水（第2版）41】

## 2 ② 亜塩素酸ナトリウム（参考資料）

3 事務局より：

4 Hayashi ら (1988)【亜塩素酸水（第2版）42】のうち、亜塩素酸ナトリウムを単回腹腔内投与した試験は、添加物評価書「亜塩素酸水」（第2版）【18】で参考資料扱いとされています。

5 参考資料として記載する理由の案を作成しましたので、ご確認ください。

6 増村専門委員：

7 OKです。

8 表4の知見は、亜塩素酸ナトリウムを単回腹腔内投与した試験であるもの  
9 の、試験結果が陽性を示すことから、参考資料とした。

表4 亜塩素酸ナトリウムに関する遺伝毒性の参考試験成績

指標	試験種類	試験対象	用量等	試験結果	参照
染色体異常	小核試験 (in vivo)	ddYマウス (雄、各群4~6匹) 大腿骨骨髄	0、7.5、15、30及び60 mg/kg 体重 単回腹腔内投与18時間後	陽性	Hayashi ら (1988) ; EPA (2000) にて引用 (参照35、41) 【亜塩素酸水（第2版）19、亜塩素酸水（第2版）42】

[B6C3F1マウスを用いた精子形態異常試験 (Meier (1985)) 【亜塩素酸水（第2版）35】は、(5)①j. に移動しました。]

## ③ 微酸性次亜塩素酸水

事務局より：

微酸性次亜塩素酸水の遺伝毒性に関する知見の取扱い（参考資料として評価書に記載するか否か）についてご検討をお願いします。

なお、添加物評価書「亜塩素酸ナトリウム」（第4版）（2015）【58】では、微酸性次亜塩素酸水に関する知見は参考資料の扱いではありません。

増村専門委員：

添加物評価書「亜塩素酸水」（第2版）にならえば、参考資料とせず評価に用いることでよいと考えます。

亜塩素酸Naの復帰突然変異試験のデータが少ない（表3の弱陽性1件のみ）ので、Ames陰性結果の記載は意味があると考えます。例えば、添加物評価書「亜塩素酸ナトリウム」（第4版）には「塩素酸塩」の遺伝毒性情報が記載されており（p45～）、高用量のAmes試験陰性データがあります。

今回の評価で「亜塩素酸」（亜塩素酸Na）以外の情報（次亜塩素酸、塩素酸）をどのように記載するかは、全体方針にもよると考えます。例えば、本評価書案（8）その他には「次亜塩素酸」の遺伝毒性試験（陰性）について言及されています。

微酸性次亜塩素酸水を被験物質とした遺伝毒性に関する試験成績は、表5のとおりである。

表5 微酸性次亜塩素酸に関する遺伝毒性の参考試験成績

指標	試験種類	試験対象	用量等	試験結果	参照
遺伝子	復帰突然変異試験 (in vitro)	細菌 ( <i>S. typhimurium</i> TA98、TA100、TA1535、TA1537、 <i>Escherichia coli</i> WP2uvrA)	最高用量 250 μL/plate (代謝活性化非存在下)、 最高用量 1,000 μL/plate (代謝活性化非存在下)	陰性 (代謝活性化の有無にかかわらず)	食品農医薬品安全性評価センター (1995) (参照42) 【次亜塩素酸水 11】

注) pH5.0～5.5、残留塩素濃度50～80ppmの微酸性次亜塩素酸水を用いたとされている。

#### ④ 遺伝毒性のまとめ

事務局より：

添加物評価書「亜塩素酸ナトリウム」（第4版）（2015）【58】のII. 2. (1)

①を基に、遺伝毒性のまとめを修正いたしました。ご確認ください。

増村専門委員：

「遺伝毒性のまとめ」を修正しましたので、ご検討ください。

事務局より：

いただいた修正案のとおり修正しました。

1                    ~~亜塩素酸ナトリウムの本専門調査会委員会は、以上を総合的に判断すると、~~  
2                    ~~細菌を用いた復帰突然変異試験でみられた陽性反応は弱いものであり、また、~~  
3                    ~~染色体異常試験では *in vitro* 試験で陽性の結果が得られているものの、*in vivo*~~  
4                    ~~試験では陰性であった。さらに、マウスを用いて経口投与で高用量まで試験~~  
5                    ~~された小核試験において陰性であったことから、*in vitro* の系で検出された遺~~  
6                    ~~伝毒性が生体内で発現する可能性は低いと考えられた。したがって本専門調~~  
7                    ~~査会は、亜塩素酸ナトリウム及び微酸性次亜塩素酸水のデータを基に亜塩素~~  
8                    ~~酸水の遺伝毒性を評価すると、生体にとって特段問題となる遺伝毒性はない~~  
9                    ~~と考えた。~~  
10

## (2) 急性毒性

### ① 亜塩素酸ナトリウム

亜塩素酸ナトリウムを被験物質とした急性毒性に関する試験成績は、表 6 のとおりである。

表 6 急性毒性試験の成績

動物種（性別）	LD <sub>50</sub> (mg/kg 体重)	参照文献
マウス（雌雄不明）	350 (267-433) <sup>注4</sup>	Pisko ら (1980) ; JECFA (2008) にて引用 (参考43) 【亜塩素酸 Na (第4版) 4】
ラット（雌雄不明）	140 <sup>注1、注2</sup>	Musil ら (1964) ; WHO (2005) 及び JECFA (2008) にて引用 (参考44、37、43) 【亜塩素酸水 (第2版) 22、亜塩素酸水 (第2版) 24、亜塩素酸 Na (第4版) 4】
ラット（雌雄不明）	350 (251-449) <sup>注4</sup>	Pisko ら (1980) ; JECFA (2008) にて引用 (参考43) 【亜塩素酸 Na (第4版) 4】
ラット（雌雄）	雄 158 <sup>注4</sup> 雌 177 <sup>注4</sup>	Abdel-Rahman ら (1982) ; JECFA (2008) にて引用 (参考43) 【亜塩素酸 Na (第4版) 4】
ラット（雌雄不明）	165 <sup>注4</sup>	Perry ら (1994) ; JECFA (2008) にて引用 (参考43) 【亜塩素酸 Na (第4版) 4】
モルモット（雌雄不明）	300 <sup>注4</sup>	Pisko ら (1980) ; JECFA (2008) にて引用 (参考43) 【亜塩素酸 Na (第4版) 4】
ウズラ（雌雄不明）	496 <sup>注1、注3</sup>	Fletcher (1973) ; WHO (2005) 及び JECFA (2008) にて引用 (参考45、37、43) 【亜塩素酸

	水（第2版）23（原著未確認）、亜塩素酸水（第2版）24、亜塩素酸Na（第4版）4】
--	--

- 1 注1) 亜塩素酸ナトリウムとして、LD<sub>50</sub>を設定。
- 2 注2) WHO (2005)において、LD<sub>50</sub>は 493 mg/kg (亜塩素酸イオンとして)とされている。(参照 37) 【亜  
3 塩素酸水（第2版）24】
- 4 注3) WHO (2005) 及びJECFA (2008)において、LD<sub>50</sub>は 105 mg/kg (亜塩素酸イオンとして)とされて  
5 いる。(参照 37、43) 【亜塩素酸水（第2版）24、亜塩素酸Na（第4版）4】
- 6 注4) 亜塩素酸ナトリウムとして又は亜塩素酸イオンとして、LD<sub>50</sub>を設定。(JECFA (2008)では亜塩素酸  
7 ナトリウムとして又は亜塩素酸イオンとしての別の記載なし)。

9 また、Heffernan ら (1979) によれば、雄のネコに亜塩素酸ナトリウム  
10 (亜塩素酸イオンとして 20、64 mg/kg 体重) をタブレットとして単回経口  
11 投与したところ、64 mg/kg 体重の投与で 40~90 分後にメトヘモグロビン化  
12 のピーク (約 40%) が、20 mg/kg 体重の投与でそれより遅い時点でピーク  
13 (10~30%) がみられ、両投与群でメトヘモグロビン血症がみられた。 (参  
14 照46) 【亜塩素酸水（第2版）25】

15 事務局より :

上記の Heffernan ら (1979) は、ネコを用いた試験であり、また、LD<sub>50</sub>に関する記載はありません。本知見の本評価書への記載の要否について改めてご検討をお願いします。

なお、添加物評価書「亜塩素酸ナトリウム」(第4版) (2015)【58】では、本知見について記載されておりません。

横平専門委員 :

メトヘモグロビン化は重要な毒性だと思いますので、このまま記載すべきかと思います。一方で、添加物評価書「亜塩素酸ナトリウム」(第4版) (2015)【58】で本知見が記載されなかった理由も気になります。

事務局より :

添加物評価書「亜塩素酸ナトリウム」(第4版)に係る、第147回添加物専門調査会の資料を確認したところ、「第3版評価書には、亜塩素酸ナトリウムのネコ単回経口投与試験 (Heffernan (1979)) . . . の記載がありましたが、LD<sub>50</sub>が求められていないため、削除いたしました。」とされております。

高須専門委員 :

記載は不要と考えます。

石塚専門委員 :

LD<sub>50</sub>にかかる記載ではないので、削除して良いと思います。ただ、急性毒性としては残してよいと思いました。

1

2   ② 微酸性次亜塩素酸水

3

事務局より：

下記の微酸性次亜塩素酸水の知見に関する本評価書への記載の要否についてご検討をお願いします。

なお、添加物評価書「亜塩素酸ナトリウム」（第4版）（2015）【58】では、本知見について記載されておりません。

横平専門委員：

この記載がなくなると、微酸性次亜塩素酸水についての情報が全くなくなってしまい、そのまま残した方が良いと思います。一方で、添加物評価書「亜塩素酸ナトリウム」（第4版）（2015）【58】で本知見が記載されなかった理由も気になります。

事務局より：

添加物評価書「亜塩素酸ナトリウム」（第4版）に係る、第147回添加物専門調査会の資料を確認したところ、「第3版評価書には、・・・酸性次亜塩素酸水のマウス単回経口投与試験（添加物評価書「次亜塩素酸水」（2007）で引用）の記載がありましたが、LD<sub>50</sub>が求められていないため、削除いたしました。」とされております。

高須専門委員：

記載は不要と考えます。

石塚専門委員：

急性毒性が得られなかつたとのことなので、残しても良い気がします。

雌雄のICRマウス（各群5匹）に微酸性次亜塩素酸水（pH5.0～5.5、有効塩素濃度50～80mg/kg、50mL/kg体重）を単回経口投与した結果、雌雄とともに死亡例は認められず、中毒症状を示す動物も認められなかった。（参照47）【次亜塩素酸水10】

(3) 反復投与毒性

事務局より：

「亜塩素酸水」(第2版)の記載を相当修正させていただきました。全体的にご確認をお願いしたく存じます。

横平専門委員：

大部分については、異論はございません。

高須専門委員：

反復投与毒性・発がん性について記載や EPA 等の評価結果のみで調査会の判断が記載されていないものがあります。評価に用いた試験については調査会の判断が必要かと思います。

1

## ① 亜塩素酸ナトリウム

2

高須専門委員：

マウス・ラットを用いた亜塩素酸ナトリウムの反復投与毒性のうち、(d)ラット13週間経口投与試験 (Harrington ら (1995)) 以外は、塩素酸塩の毒性標的と考えられる赤血球系に対する影響を検索することを目的としています。そのため、一般的な毒性試験で実施される検査はされおりません。加えて、動物数が少ない、用量設定の差が大きい、実験群の内訳の詳細が不明、統計解析方法が異なる、などこれら試験から一般毒性に係る NOAEL を判断するのは難しいと思います。一方、共通した変化として血液等に対する影響は認められているように思います。これら知見を参考資料とすることも検討した方がいいかもしれません。が、先生方のご意見を伺えればと思います。

3

### a. マウス 30 日間経口投与試験 (Moore 及び Calabrese (1982) ; EPA (2000) にて引用)

A/J マウス (グルコース-6-リン酸デヒドロゲナーゼ (G6PD) 活性が正常な系統、性別不明、各群 11~23 匹) 及び C57L/J マウス (G6PD 活性が低下している系統、性別不明、各群 11~23 匹) に亜塩素酸ナトリウムを表 7-1 のような投与群を設定して、30 日間飲水投与する試験が実施されている。

4

表 7-1 投与群の設定

用量設定 (ppm)	0 (対照群)	1	10	100
mg/kg 体重/日に換算 (亜塩素酸イオンとして) <sup>注</sup>	0	0.19	1.9	19

5

注) EPA (2000) において、亜塩素酸ナトリウム 10ppm が 1.9 mg/kg 体重/日 (亜塩素酸イオンとして) とされていることから、本専門調査会において換算。(参照 35) 【亜塩素酸水 (第2版) 19】

6

1 投与群で認められた毒性所見は表 7-2 のとおりである。

2

3 表 7-2 毒性所見

投与群	毒性所見
100 ppm (A/J 及び C57L/J マウス)	赤血球の G6PD 活性、浸透圧脆弱性及び平均容積の上昇

4

5 EPA (2000) は、本試験における NOAEL を 10 ppm (亜塩素酸イオン  
6 として 1.9 mg/kg 体重/日) としている (参照 35、48) 【亜塩素酸水 (第 2  
7 版) 19、亜塩素酸水 (第 2 版) 27】。

8 本専門調査会としては、本試験の最小毒性量 (LOAEL) と NOAEL の間  
9 の用量差が 10 倍と大きく、本試験の NOAEL をそのまま ADI 設定の根拠  
10 として用いることが適切でないと考えた。

11

12 b. マウス 30、90、180 日間経口投与試験 (Moore 及び Calabrese (1982) ;  
13 EPA (2000) にて引用) (再掲 a.)

14 C57L/J マウスを 30、90 又は 180 日の投与期間群 (30 日投与及び 90 日  
15 投与では 55 匹、180 日投与では 60 匹) に分け、各投与期間群においてに  
16 亜塩素酸ナトリウムを表 8 のような投与群を設定して、30、90 又は 180 日  
17 間飲水投与する試験が実施されている。

18 表 8 投与群の設定

用量設定 (ppm)	亜塩素酸ナト リウム	0 (対照群)	4	20	100
	亜塩素酸イオ ンとして換算	0	2.98	14.92	74.59

20

21 その結果、全ての投与群において、腎病理組織学的検査、腎重量及びそ  
22 の比重量、体重並びに飲水量に有意な影響は認められなかった。(参照 35、  
23 48) 【亜塩素酸水 (第 2 版) 19、亜塩素酸水 (第 2 版) 27】

24

25 c. ラット 30~90 日間経口投与試験 (Heffernan ら (1979) ; WHO (2005) に  
26 て引用) (再掲 (2) ①後段)

27 横平専門委員 :

表 9-1、表 9-2 の mg/L は ppm に統一してはどうでしょうか。

事務局より :

ご指摘踏まえて、表 9-1、表 9-2 の mg/L を ppm に統一しました。

CD ラット（雄、各群 6 匹）に亜塩素酸イオンを含む蒸留水を表 9-1 のような投与群を設定して、30～90 日間飲水投与する試験が実施されている。

表 9-1 投与群の設定

用量設定 (mg/L ppm)	0 (対照群)	10	50	100	250	500
mg/kg 体重/日に換算 (亜塩素酸イオンとして)	0	1	5	10	25	50

投与群で認められた毒性所見は表 9-2 のとおりである。

表 9-2 毒性所見

投与群	毒性所見
100 mg/L 100ppm 以上	一時的な貧血
100 mg/L 100ppm	赤血球グルタチオン濃度（対照群に対して）： 31%減少（30 日後）及び 40%減少（90 日後）
50 mg/L 50ppm	赤血球グルタチオン濃度（対照群に対して）： 15%減少（30 日後）及び 20%以上の減少（90 日後） <sup>注</sup>

注) 50 mg/L 50ppm 投与群の 90 日後の毒性所見は、WHO (2005) より引用。(参照 37) 【亜塩素酸水 (第 2 版) 24】

そのほかに、以下の所見が認められた。

- ・投与開始 60 日後の 500 mg/L 500ppm 投与群において、対照群と比べて腎臓重量（体重比）が有意に増加した。
- ・30 日後及び 60 日後の赤血球数、ヘモグロビン値及びヘマトクリット値は用量依存的に減少し、また、90 日後の 100 mg/L 100ppm 投与群では、赤血球数、ヘモグロビン値及びヘマトクリット値は対照群と比べて増加したもの、250 mg/L 250ppm 及び 500 mg/L 投与群では、ヘモグロビン値及びヘマトクリット値は正常に回復し、一方、赤血球数は 5～10% 減少した。

Heffernan ら (1979) は、亜塩素酸イオンの摂取による主要な影響は、赤血球の破壊と考えられるとしている。また、腎臓重量（体重比）の有意な増加は高用量での腎otoxicity を示唆する可能性があるとしている。

WHO (2005) は、本試験における NOAEL を 10 mg/L 10ppm (1 mg/kg 体重/日) (亜塩素酸イオンとして) としている。(参照 37、46) 【亜塩素酸

1 水（第2版）24、亜塩素酸水（第2版）25】

2 本専門調査会としては、供試動物数が少なく、また、本試験の用量設定  
3 は公比にばらつきがみられ、LOAELとNOAELの間の用量差が5倍と大き  
4 く、本試験のNOAELをそのままADI設定の根拠として用いることが適切  
5 でないと考えた。

6 なお、特に後記3.の溶血性貧血に対し感受性の高いG6PD欠損のヒトに  
7 おける試験では、42 µg/kg 体重/日（亜塩素酸ナトリウムとして）相当の投  
8 与量レベルにおいて赤血球への影響が認められていない。

9

10 d. ラット 13週間経口投与試験 (Harrington ら (1995); TERA (1998)、EPA  
11 (2000) 及び WHO (2005) にて引用)

12 CD (SD) BR ラット（雌雄、各群各 15 匹）に亜塩素酸ナトリウムを表  
13 10-1 のような投与群を設定して、13 週間強制経口投与する試験が実施され  
14 ている。

15 表 10-1 投与群の設定

用量設定 (mg/kg 体重/日) (亜塩素酸ナトリウムとして)	0 (対照群)	10	25	80
mg/kg 体重/日 (亜塩素酸イオンとして)	0	7.4	18.6	59.7

17 投与群で認められた毒性所見は表 10-2 のとおりである。

18 高須専門委員 :

19 毒性所見には被験物質の投与と考えらえる毒性変化を記載するので、被験物質  
によると考えられるの説明は不要と考えます。

事務局より :

ご指摘踏まえて、表 10-2 中の「被験物質によると考えられる死亡」を「死亡」  
に修正しました。

20 表 10-2 毒性所見

投与群	雄	雌
80 mg/kg 体重/日	・被験物質によると考えられる死亡（雄 3 例、雌 1 例） ・平均赤血球容積 (MCV) 及び平均赤血球血色素量 (MCH) の増加 ・脾臓における髓外造血の発生率の増加 ・前胃の角化を伴う扁平上皮過形成、潰瘍形成、慢性炎症及び	

	浮腫（雄7例、雌8例）	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・脾臓相対重量、副腎相対重量及び腎臓相対重量の増加</li> <li>・赤血球数及びヘモグロビン濃度の減少</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メトヘモグロビン濃度の減少</li> <li>・赤血球の形態変化（3例）</li> </ul>
25 mg/kg 体重/日以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・好中球数の増加</li> <li>・リンパ球の減少</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・赤血球数の減少</li> <li>・副腎相対重量の増加</li> </ul>
25 mg/kg 体重/日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メトヘモグロビン濃度の増加</li> <li>・潰瘍形成、慢性炎症及び浮腫（2例）</li> </ul>	・脾臓相対重量の増加

1

2

そのほかに、以下の所見が認められた。

3

4

・10 mg/kg 体重/日投与群の雄で、対照群と比べてMCH及び平均赤血球血色素濃度（MCHC）の増加が認められた。

5

6

・10 mg/kg 体重/日投与群の雌で、対照群と比べて脾臓相対重量のわずかな増加及び腎臓相対重量の増加が認められた。

7

横平専門委員：

Harrington ら（1995）の考察に関する記載を「脾臓における赤血球の破壊及び代謝回転が増加した結果であり、」は、「脾臓における赤血球の破壊及び代謝が亢進した結果であり、」に修正することを提案します。

8

事務局より：

ご指摘踏まえて、修正しました。

高須専門委員：

原著は以下の通りですので、赤血球系の変化は予想外の結果ではなかつたとなると思います。

This is likely to have been the result of changes in erythrocyte morphology, leading to increased destruction and turnover of erythrocytes in the spleen. Based on the toxicological characteristics of NaClO<sub>2</sub>, these effects were not unexpected.

事務局より：

ご指摘踏まえて、Harrington ら（1995）の考察に関する記載について、「これらの結果は予想されるものではなかつたとしている。」を「これらの結果は予想外ではなかつたとしている。」に修正しました。

9

Harrington ら（1995）は、80 mg/kg 体重/日投与群において認められた脾臓相対重量の増加及び脾臓における髄外造血の発生率の増加について、赤血球の形態変化に伴い、脾臓における赤血球の破壊及び代謝回転が増加亢進した結果であり、亜塩素酸ナトリウムの毒性学的特徴に基づくと、これらの結果は~~予期されるもの~~予想外ではなかったとしている。また、胃の病理組織学的变化について、亜塩素酸ナトリウムは刺激物であることが知られているため、予期されない変化ではなく、胃潰瘍は出血を引き起こし、赤血球、ヘモグロビン及びヘマトクリット値の減少をもたらしたかあるいはその一因となった可能性があるとしている。

Harrington ら（1995）及び WHO（2005）は、本試験における NOAEL を 10 mg/kg 体重/日（7.4 mg/kg 体重/日（亜塩素酸イオンとして））としている。（参照 35、37、49、50）【亜塩素酸水（第 2 版）19、亜塩素酸水（第 2 版）24、亜塩素酸水（第 2 版）28、亜塩素酸水（第 2 版）29】

#### 高須専門委員：

本試験の結果から亜塩素酸ナトリウムの投与は赤血球系に影響を与える可能性が考えられます。赤血球数の減少が最も低用量から見られていますが、低及び中間用量における変化の程度は軽度で背景データの範囲内であるため、意義の乏しい変化であると思います。その他 10 mg/kg の変化は何れも軽微で赤血球数の減少と関連以内変化であると思われますので、NOAEL を 10 mg/kg 体重/日と判断できるのではないかでしょうか。

#### e. ラット 1 年間経口投与試験（Couri 及び Abdel-Rahman（1980）；TERA（1998）及び EPA（2000）にて引用）

SD ラット（雄、各群 4 匹）に亜塩素酸ナトリウムを表 11 のような投与群を設定して、1 年間飲水投与（20 時間/日、7 日/週）する試験が実施されている。

表 11 投与群の設定

用量設定 (mg/L)	0 (対照群)	10	100
mg/kg 体重/日に換算（亜塩素酸ナトリウムとして） <sup>注</sup>	0	1	10

注) EPA（2000）において、ラット体重 0.523 kg 及び飲水量 0.062 L/日として換算。

その結果、以下の所見が認められた。

- ・ 100 mg/L 投与群で、有意な体重增加抑制（2 か月目以降から）
- ・ 10 mg/L 投与群で、体重增加抑制（投与開始後 10、11 か月目）
- ・ 10 mg/L 投与群及び 100 mg/L 投与群で、赤血球の浸透圧脆弱性の有意な低下（それぞれ投与開始後 7 か月及び 9 か月以降）

- 1           ・ 10 mg/L 投与群及び 100 mg/L 投与群で、投与開始後 6 か月以降から血中  
2           グルタチオン濃度の有意な低下  
3           ・ 10 mg/L 投与群及び 100 mg/L 投与群で、投与開始後 6 か月以降から血中  
4           グルタチオン還元酵素活性の有意な増加及び 10 mg/L 投与群で投与開始  
5           後 12 ヶ月以降から減少。

6  
7           なお、赤血球数、ヘマトクリット値及びヘモグロビン値には一貫した変  
8           化は認められなかった。(参照 35、50、51)【亜塩素酸水（第 2 版）19、亜  
9           塩素酸水（第 2 版）29、亜塩素酸水（第 2 版）30】

10          EPA (2000) は、上記の他にも種々の変化を認めたが、一貫した用量反  
11          応関係がみられず、また供試動物数が少なく、影響自体が軽微であること  
12          から、結果の解釈は複雑であるとしている。(参照 35)【亜塩素酸水（第 2  
13          版）19】

14          本専門調査会は、米国環境保護庁（EPA）の評価が妥当と考えた。

16          f. ラット 2 年間経口投与試験 (Haag (1949); EPA (2000) 及び WHO (2005)  
17          にて引用)

18          アルビノラット（雌雄、各群各 7 匹）に亜塩素酸ナトリウムを表 12-1 の  
19          ような投与群を設定して、2 年間飲水投与する試験が実施されている。

21          表 12-1 投与群の設定

用 量 設 定 (mg/L)	0 (対 照群)	1	2	4	8	100	1,000
mg/kg 体重/日に 換算 (亜塩素酸 イオンとして)	0	0.09	0.18	0.35	0.7	9.3	81

22          注) EPA (2000) より引用。(参照 35)【亜塩素酸水（第 2 版）19】

24          投与群で認められた毒性所見は表 12-2 のとおりである。

26          表 12-2 毒性所見

投与群	雌雄
100 mg/L 以上	腎病変 (糸球体嚢の膨張及び尿細管における淡紅色の染色物質の出 現)

27  
28          なお、全ての投与群でラットの生存期間に変化は認められなかった。

29          Haag (1949) によれば、認められた腎病変は、非特異的なナトリウムに  
30          よる影響であると結論しているが、腎病変に基づいて、NOAEL を 8 mg/L

(0.7 mg/kg 体重/日 (亜塩素酸イオンとして)) としている。(参照 35、37)

#### 【亜塩素酸水 (第 2 版) 19、亜塩素酸水 (第 2 版) 24】

EPA (2000) 及び WHO (2005) は、試験結果について、1 群当たりの試験動物数が不十分であること、病理検査が少数の動物で実施されたこと及びより感受性の高い指標を用いた評価が行われていないことを踏まえ、限定的であるとしている (参照 35、37) 【亜塩素酸水 (第 2 版) 19、亜塩素酸水 (第 2 版) 24】。

本専門調査会としては、EPA の評価が妥当であり、本試験の NOAEL をそのまま ADI 設定の根拠として用いることが適切でないと考えた。

#### g. サル 30~60 日間経口投与試験 (Bercz ら (1982); EPA (2000)、WHO (2005) 及び JECFA (2008) にて引用)

アフリカミドリザル (雄 5 匹及び雌 7 匹) に用量漸増法で亜塩素酸ナトリウムを表 13 のような投与群を設定して、30~60 日間飲水投与する試験が実施されている。

表 13 投与群の設定

用量設定 (mg/L) (亜塩素酸イオンとして)	0 (対照群)	25	50	100	200	400
mg/kg 体重/日に換算 <sup>注 1</sup>	0	3	6	13	24~26 <sup>注 2</sup>	50

注 1) WHO (2005) による換算 (参照 37) 【亜塩素酸水 (第 2 版) 24】。なお、EPA (2000) による換算では、400 mg/L が 58.4 mg/kg 体重/日とされている。(参照 35) 【亜塩素酸水 (第 2 版) 19】

注 2) WHO (2005) の換算値 (参照 37) 【亜塩素酸水 (第 2 版) 24】をもとに、本専門調査会において換算。

その結果、メトヘモグロビン血症及び貧血が用量依存的に認められた。

(参照 35、37、52、43) 【亜塩素酸水 (第 2 版) 19、亜塩素酸水 (第 2 版) 24、亜塩素酸水 (第 2 版) 31、亜塩素酸 Na (第 4 版) 4】

本専門調査会は、本試験は同一個体を用いた用量漸増法による実験であり、NOAEL の設定に使用できるものでないと考えた。

## ② 二酸化塩素

事務局より :

二酸化塩素の反復投与毒性に関する知見の取扱い (参考資料として評価書に記載するか否か) についてご検討をお願いします。

なお、添加物評価書「亜塩素酸ナトリウム」(第 4 版) (2015) 【58】では、二酸化塩素に関する知見は参考資料として記載されています。

横平専門委員：

亜塩素酸水中に二酸化塩素が存在しうるとのことでのことで、参考資料として残すべきかと思います。

高須専門委員：

二酸化塩素は亜塩素酸水中に生成する可能性があることから、知見は掲載する必要はあると考えます。一方、二酸化塩素水溶液の酸性度が強くなることから、飲水試験の評価は難しいと考えられます（亜塩素酸ナトリウムにおける評価も同様です）。従って、飲水の反復投与毒性試験は記載する意義はあるものの、試験条件として難しい点があることから参考資料とするというのはいかがでしょうか。

石塚専門委員：

参考資料でよいと思います。

WHO 飲料水水質ガイドラインにおける飲水投与試験のうち、亜塩素酸イオノの安全性評価に関与すると考えられるものは、以下のとおりである。（参考 37）【亜塩素酸水（第 2 版）24】

a. ラット 90 日間経口投与試験（Daniel ら（1990）；TERA（1998）、EPA（2000）及び WHO（2005）にて引用）

SD ラット（雌雄、各群各 10 匹）に二酸化塩素水溶液を表 14 のような投与群を設定して、90 日間飲水投与する試験が実施されている。

表 14 投与群の設定

用量設定 (mg/L)	0 (対照群)	25	50	100	200
mg/kg 体重/日に換算（二酸化塩素として）	雄 0	2	4	6	12
	雌 0	2	5	8	15

その結果、以下の所見が認められた。

- ・ 50 mg/L 以上の投与群の雄及び 25 mg/L 以上の投与群の雌で、水の味の変化に起因すると考えられる飲水量の減少
- ・ 200 mg/L 投与群の雄で、摂餌量の減少
- ・ 25 mg/L 以上の投与群の雄及び 100 mg/L 以上の投与群の雌で、鼻甲介の杯細胞の過形成
- ・ 25 mg/L 以上の投与群の雄及び 50 mg/L 以上の投与群の雌で、鼻腔の炎

1  
2      症

3      • 肝毒性を示唆する酵素的変化

4      Daniel ら (1990) は、本試験における LOAEL を 25 mg/L (2 mg/kg 体  
5      重/日相当) であるとしている。(参照 35、37、50、53) 【亜塩素酸水 (第 2  
6      版) 19、亜塩素酸水 (第 2 版) 24、亜塩素酸水 (第 2 版) 29、追 7】

7      TERA (1998) 及び EPA (2000) は、本試験で認められた鼻腔の炎症等  
8      の病変は、他の同様の試験では観察されないことから、経口によるもので  
9      はなく、本物質の鼻からの吸入による直接的な作用によるものとしている。  
10     (参照 35、37、50) 【亜塩素酸水 (第 2 版) 19、亜塩素酸水 (第 2 版) 24、  
11     亜塩素酸水 (第 2 版) 29】

12     本専門調査会としては、EPA の評価が妥当と考えた。

13  
14     b. ラット 2 年間経口投与試験 (発がん性試験) (Haag (1949); TERA (1998)、  
15     EPA (2000) 及び WHO (2016) にて引用) (再掲① f.)

16     ラット (雌雄、各群各 7 匹) に二酸化塩素水溶液を表 15 のような投与群  
17     を設定して、2 年間飲水投与する試験が実施されている。

18     表 15 投与群の設定

用量設定 (mg/L)	0 (対照群)	0.5	1	5	10	100
mg/kg 体重 / 日に換算 (二酸化塩素として) <sup>注</sup>	0	0.07	0.13	0.7	1.3	13

20     注) EPA (2000) より引用。(参照 35) 【亜塩素酸水 (第 2 版) 19】

21  
22     その結果、100 mg/L 投与群の雌雄で、生存率の大きな低下 (雌雄) 及び  
23     平均生存期間の減少 (対照群に対して) が認められたが、病理組織学的な  
24     所見との明らかな相関関係は認められず、また、腫瘍は認められなかった。

25     (参照 35、37、50) 【亜塩素酸水 (第 2 版) 19、亜塩素酸水 (第 2 版) 24、  
26     亜塩素酸水 (第 2 版) 29】

27  
28     TERA (1998)、EPA (2000) 及び WHO (2016) によれば、本試験の  
29     NOAEL を 10 mg/L (1.3 mg/kg 体重/日相当) とされている。(参照 50、  
30     35、53) 【亜塩素酸水 (第 2 版) 29、亜塩素酸水 (第 2 版) 19、追 7】

31     WHO (2005) は、1949 年に行われた試験であるため、現在の評価に用  
32     いる価値は限定的である (1949 study has serious limitations) としている。  
33     (参照 37) 【亜塩素酸水 (第 2 版) 24】

34     EPA (2000) は、供試動物数が少なく、感受性の高いエンドポイントが  
35     限られていることから、本試験の解釈が困難であるとしている (参照 35)

1 【亜塩素酸水（第2版）19】。

2 本専門調査会としては、WHO及びEPAの評価が妥当と考えた。

3  
4 上記a. 及びb. の試験結果は、非常に酸性度の強い水溶液を用いている  
5 ことから、二酸化塩素ではなく、酸による影響を検出している可能性がある。  
6 このことも踏まえ、本専門調査会は、これらの報告をADI設定において考慮  
7 すべきでないと考える。

8  
9 (4) 発がん性

10 ① 亜塩素酸ナトリウム

11 a. マウス 85週間発がん性試験 (Kurokawaら(1998); TERA(1998)、EPA  
12 (2000) 及び WHO(2005)にて引用))

13 B6C3F1マウス（雌雄、各群各50匹）に亜塩素酸ナトリウムを表16-1の  
14 ような投与群を設定して、85週間<sup>10</sup>飲水投与する試験が実施されている。

15  
16 表16-1 投与群の設定

用量設定 (ppm)	0 (対照群)	250	500
mg/kg 体重/日に換算 (亜塩素酸ナトリウムとして) <sup>注</sup>	0	48	95
mg/kg 体重/日に換算 (亜塩素酸イオンとして) <sup>注</sup>	0	36	71

17 注) EPA(2000)より引用。(参照35)【亜塩素酸水（第2版）19】

18  
19 各投与群で認められた毒性所見は表16-2のとおりである。

20  
21 表16-2 毒性所見

投与群	雄	雌
500ppm	肝臓の過形成結節の発生率の増加 (11例 (26%)) 肺腺腫又は肺腺癌 <sup>注1</sup> の発生率の増加 (7例 (16%)) 肺腺腫の発生率の増加 (5例 (12%))	
250ppm	肝臓の過形成性結節又は肝細胞癌 <sup>注2</sup> の発生率の増加 (22例 (47%)) 肝臓の過形成結節の発生率の増加 (14例 (30%))	

22 注1) 肺線癌は、雄の対照群、250ppm投与群及び500ppm投与群でそれぞれ0例/35匹、1例/47匹及び2例  
23 /43匹であり、両投与群では対照群との有意差は認められなかった。

24 注2) 肝細胞癌は、雄の対照群、250ppm投与群及び500ppm投与群でそれぞれ4例/35匹、8例/47匹及び6

<sup>10</sup> EPA(2000)において、本試験の結果掲載されているYokoseら(1987)(参照54)【追8】を引用し、5週間の回復期間を含むとしている。(参照35)【亜塩素酸水（第2版）19】

1 例/43 匹であり、両投与群では対照群との有意差は認められなかった。

2  
3 そのほかに、以下の所見が認められた。

- 4 • 500ppm 投与群の雌において、対照群に比べて悪性リンパ腫又は白血病  
5 の発生率の有意な減少 (1 匹 (2%))

6  
7 なお、投与期間中、雄の対照群で死亡率の有意な増加が認められたが、  
8 これは激しい闘争に起因するものであるとされている。また、生存率及び  
9 体重増加については、被験物質の投与に関連した有意な変化は認められな  
10 かった。

11 Kurokawa ら (1986) は、250ppm 及び 500ppm 投与群の雄で認められ  
12 た肝臓の過形成結節並びに 500ppm 投与群の雄で認められた肺腺腫の発生  
13 率の増加について、Kurokawa ら (1986) の過去の対照群データの範囲内  
14 であったとしており、また、良性腫瘍の発生率のみ対照群と比べて有意な  
15 増加が認められたことから、本試験の条件下では亜塩素酸ナトリウムの発  
16 がん性について結論を出すことはできないとしている。(参照55) 【亜塩素  
17 酸水 (第 2 版) 32】

18 EPA (2000) は、本試験は、投与期間が比較的短いこと及び激しい闘争  
19 に起因する本試験の対照群の雄での死亡率が高いことから、発がん性の評  
20 価には不適当であるとしている。(参照 35) 【亜塩素酸水 (第 2 版) 19】

21 高須専門委員 :

調査会の判断が必要と思います。本試験は対照群においてファイティングによ  
ると死亡例が多発していること、発生率は背景データの範囲内であることから本  
試験をもって発がん性があると判断するのは難しいと考えます。

石塚専門委員 :

闘争が腫瘍発生に関わっている可能性が高いことから、発がん性の評価は不適切  
かと思います。

22  
23 b. ラット 85 週間発がん性試験 (Kurokawa ら (1986); TERA(1998)、EPA  
24 (2000) にて引用)) (再掲 a.)

25 F344 ラット (雌雄、各群各 50 匹) に亜塩素酸ナトリウムを表 17 のよう  
26 な投与群を設定して、85 週間飲水投与する試験が実施されている。

27  
28 表 17 投与群の設定

用量設定 (ppm)	0 (対照群)	300	600
mg/kg 体重/日に換算 (亜塩 素酸イオンとして)	雄	0	18.0
	雌	0	28.3
			40.9

1  
2 その結果、雄では甲状腺の C 細胞腺腫、副腎の褐色細胞腫及び精巣の間  
3 質細胞腫、雌では下垂体の色素嫌性腺腫及び子宮内膜ポリープ等が認めら  
4 れたが、いずれの臓器の腫瘍発生率は対照群と比べて有意差はなかった。

5 なお、わずかに用量依存的な体重増加抑制が認められた（600ppm 投与  
6 群の体重増加は対照群の 10%以内）が、生存率に影響は認められなかった。  
7 【参照 35、50、55】【亜塩素酸水（第 2 版）19、亜塩素酸水（第 2 版）29、  
8 亜塩素酸水（第 2 版）32】

9 高須専門委員：

10 調査会の判断が必要と思います。本試験における条件下では発がん性は認めら  
11 れないと考えます。

12 石塚専門委員：

13 高須専門委員のご意見に同意します。

14 c. ラット 2 年間発がん性試験 (Haag (1949) ; TERA (1998)、EPA (2000)、  
WHO (2005) 及びにて引用) (再掲 (3) ①f. 及び (3) ②b.)  
(3) ②b. (44 ページ) を参照。

15 石塚専門委員：

16 読み手が文章を探さなければならぬので読みにくいかもしれません。

17 事務局より：

ご意見踏まえ、参考箇所が何ページにあるかを追記いたしました。

18 ② 次亜塩素酸ナトリウム

19 事務局より：

次亜塩素酸ナトリウムの発がん性に関する知見の取扱い（参考資料として評価書  
に記載するか否か）についてご検討をお願いします。

なお、添加物評価書「亜塩素酸ナトリウム」（第 4 版）（2015）【58】では、次亜  
塩素酸ナトリウムに関する知見は参考資料として記載されています。

20 横平専門委員：

次亜塩素酸ナトリウムがどの程度、亜塩素酸水中に存在するのか評価書案からは  
よくわかりません。安定性や体内動態など、当日の議論を踏まえて次亜塩素酸ナト  
リウムが存在しそるなら、参考資料にすべきと思います。

1  
2 マウス 103 週間及びラット 104 週間発がん性試験 (Kurokawa (1986)) (再  
3 揭① a.)

4 B6C3F1 マウス (雌雄、各群各 50 匹) 又は F344 ラット (雌雄、各群各  
5 50 匹) に次亜塩素酸ナトリウムを表 18 のような投与群を設定して、103 週  
6 間又は 104 週間飲水投与する試験が実施されている。

7  
8 表 18 投与群の設定

用 量 設 定 (ppm)	マウス	雌雄	500	1,000
	ラット	雄	500	1,000
		雌	1,000	2,000

9  
10 その結果、雌雄ともに用量依存的な体重増加抑制が認められたが、生存  
11 率及び腫瘍発生率の有意な増加は認められなかった。(参照 55) 【亜塩素酸  
12 水 (第 2 版) 32】

13  
14 (5) 生殖発生毒性

15 北條専門委員 :

生殖発生毒性に関する内容を原著と比較して確認し、修正させていただきました。

事務局より :

いただいた修正案のとおり修正しました。

16  
17 ① 亜塩素酸ナトリウム

18  
19 a. マウス生殖毒性試験 (Moore 及び Calabrase (1982); TERA (1998)、EPA  
20 (2000) 及び WHO (2005) にて引用) (再掲 (3) ① a.)

21 A/J マウス ( $F_0$ : 雌、各群 10 匹) に亜塩素酸ナトリウムを表 19-1 のよう  
22 な投与群を設定して、妊娠期から授乳期にかけて飲水投与する試験が実施  
23 されている。

24  
25 表 19-1 投与群の設定

用量設定 (ppm)	0 (対照群)	100
mg/kg 体重/日に換算 (亜 塩素酸イオンとして) <sup>注</sup>	0	22

26 注) EPA (2000) より引用。(参照 35) 【亜塩素酸水 (第 2 版) 19】

その結果、各投与群で認められた毒性所見は表 19-2 のとおりである。(参考  
照 48)【亜塩素酸水(第 2 版) 27】

表 19-2 毒性所見

投与群	母動物	児動物
100ppm	受胎率 <sup>注</sup> が対照群と比べて低下(投与群 39%、対照群 56%)	・離乳時の体重が対照群と比べて 14%有意に減少(投与群 10.7g、対照群 12.5g) ・出生から離乳までの成長率が対照群と比べて有意に低下(投与群 0.336、対照群 0.408)

注)「妊娠・臍栓が確認された雌数／出産した雌数／交尾(臍栓)が確認された雌数」とされている。

北條専門委員 :

原著では「The percentage of dams that were plugged that also produced litters were defined as the conception rate.」とあるので、表 19-2 の注釈を適切な記載に修正しました。

事務局より :

いただいた修正案のとおり修正しました。

そのほかに EPA(2000) 及び WHO(2005) は、本試験の児動物の発育に係る LOAEL は亜塩素酸イオンとして 100 mg/L(22 mg/kg 体重/日相当)としている。(参考 35、37、48)【亜塩素酸水(第 2 版) 19、亜塩素酸水(第 2 版) 24、亜塩素酸水(第 2 版) 27】

b. ラット生殖毒性試験(Carlton ら(1987); TERA(1998)、EPA(2000) 及び WHO(2005) にて引用)

Long-Evans ラット(雄又は雌、各群 12 匹)に亜塩素酸ナトリウムを表 20 のような投与群を設定して、66~76 日間飲水投与する試験が実施されている。

表 20 投与群の設定

試験	用量設定(ppm)	雄 <sup>注 2</sup>	0(対照群)	1	10	100
		雌 <sup>注 3</sup>				

1	mg/kg 体重/日に換算 (亜塩素酸イオンとして) <sup>注1</sup>	雌 <sup>注3</sup>	0	0.075	0.75	7.5
試験2	用量設定 (ppm) mg/kg 体重/日に換算 (亜塩素酸イオンとして) <sup>注1</sup>	雄 <sup>注4</sup>	0 (対照群)	— —0.075	100 7.5	500 27
試験3	用量設定 (ppm) mg/kg 体重/日に換算 (亜塩素酸イオンとして) <sup>注1</sup>	雄 <sup>注4</sup>	0 (対照群)	— —0.075	10 0.75	100 7.5

注1) EPA (2000)において換算。(参照35)【亜塩素酸水(第2版)19】

注2) 繁殖交配前 1456 日間及び交配期間 10 日間の繁殖期間飲水投与。

注3) 繁殖交配前 14 日間、繁殖交配期間、妊娠期間及び授乳期間(21 日目に児動物が離乳するまで)の飲水投与。

注4) 72~76 日間の飲水投与。

その結果、以下の所見が認められた。

- ・100 mg/L 以上投与群で、精子数の形態異常精子の増加及び精子の直進運動性の低下傾向
- ・100 mg/L 投与群の母雌親動物から産まれた児動物の雌雄において、トリヨードチロニン ( $T_3$ ) 濃度(21日齢の雌児及び40日齢の雄児)及びチロキシン ( $T_4$ ) 濃度(40日齢の雌雄児)の一貫した低下

なお、親動物の生殖能(受胎率)及び生殖器官の重量と病理組織学的変化、並びに臍開口日、児動物の生存(生存率)及び開眼日、同腹児数、及び成長(開眼日、臍開口日)生殖能、生殖能及び生殖器官の病理組織学的变化並びに投与に関する一般状態の変化の影響は認められなかったとしている。また、500ppm 投与群において飲水量の低下が認められたものの、体重への有意な影響はなかったとしている。

Carlton ら (1987) は、精子の形態異常精子の増加及び精子の直進運動性の低下傾向は毒性学的に比較的小さいものであるとしている。また、児動物は親動物に比べて亜硫酸塩の抗甲状腺作用に感受性がより高いことを示唆している。(参照56)【亜塩素酸水(第2版)33】

EPA (1998) は、精子への影響に基づく生殖毒性及び児動物の甲状腺ホルモン濃度に係る NOAEL を 10 mg/L (亜塩素酸イオンとして 0.75 mg/kg 体重/日) としている。(参照35)【亜塩素酸水(第2版)19】

WHO (2005) は、精子への影響に基づいて生殖毒性に係る NOAEL を

最高用量である 100 mg/L<sup>11</sup> (亜塩素酸イオンとして 0.75 mg/kg 体重/日) としている。(参照 37) 【亜塩素酸水 (第 2 版) 24

本専門調査会としては、精子への影響が認められているが軽微であり、設定された用量の公比が大きく、また、他の報告 (参照 57, 40) 【亜塩素酸水 (第 2 版) 34, 亜塩素酸水 (第 2 版) 35】において、より高用量まで同様の影響がみられていないことから、本試験の NOAEL をそのまま ADI 設定の根拠として用いることが適切でないと判断した。

北條専門委員 :

Carlton らの原著【亜塩素酸水 (第 2 版) 33】を確認すると、WHO (2005) 【亜塩素酸水 (第 2 版) 24】での記載は誤植と思われる所以、修正しました。

事務局より :

脚注を付記し、WHO (2005) での記載は誤植である旨を追記した上で、本文を「最高用量である 100 mg/L」を「10 mg/L」に修正しました。

c. ラット生殖毒性試験 (Carlton ら (1987); EPA (2000)、WHO (2005) 及び TERA (1998) で引用)) (再掲 b.)

事務局より :

c. ラット生殖毒性試験 (Carlton ら (1987); EPA (2000)、WHO (2005) 及び TERA (1998) で引用)) の内容は、b. に統合しました。

d. ラット二世代生殖毒性試験 (Gill ら (2000); TERA (1998)、EPA (2000) 及び WHO (2005 及び 2016) にて引用、GLP)

SD ラット (雌雄、F<sub>0</sub> 親動物 : 各群各 30 匹; F<sub>1</sub> 親動物 : 各群各 25 匹) を用いて亜塩素酸ナトリウムを表 21-1 のような投与群を設定して、雄のには交配前 10 週間及び交配期間中、雌のには交配前 10 週間、交配、妊娠及び授乳期間中を通じて飲水投与が行われている。

F<sub>0</sub> 及び F<sub>1</sub> における各群の 25 匹の F<sub>0</sub> 母体雌親動物からの初産の同腹児から 1 腹当たり雌雄各 1 匹の F<sub>1</sub> 離乳児各 1 匹を、一次世代を得るための親動物 (F<sub>1</sub> 親動物) として選抜し、F<sub>0</sub> 親動物と同濃度の飲水を与え、生後 14 週齢時に同群内の雌雄の F<sub>1</sub> 親動物を交配させて F<sub>2a</sub> 児動物を得ている。70 mg/L 投与群で、F<sub>2a</sub> 同腹児 (腹) 数が減少したため、F<sub>2a</sub> 児動物の離乳後に F<sub>1</sub> 親動物を再交配させて得られた F<sub>2b</sub> 児動物を得 F<sub>2b</sub> としている。

<sup>11</sup> WHO (2005) において、精子への影響に基づいて生殖毒性に係る NOAEL を最高用量である 100 mg/L と記載されているが、10 mg/L の誤りと思われる。

1  
2

表 21-1 用量設定

用量設定 (mg/L)	0 (対照群)	35	70	300	
mg/kg 体重 / 日に換算 (亞 塩素酸イオンとして)	F <sub>0</sub> (雄) F <sub>0</sub> (雌) F <sub>1</sub> (雄) F <sub>1</sub> (雌)	0 0 0 0	3.0 3.8 2.9 3.8	5.6 7.5 5.9 7.9	20.0 28.6 22.7 28.6

3

各世代の親動物／児動物に投与群で認められた毒性所見は表 21-2 のとおりである。

4

5

6

表 21-2 毒性所見

投与群	F <sub>0</sub> 親動物	F <sub>1</sub> 児動物／F <sub>1</sub> 親動物	F <sub>2</sub> 児動物
300 mg/L		<ul style="list-style-type: none"> <li>・生存率低下 (児動物)</li> <li>・出生時及び授乳期間中の体重減少 (児動物)</li> <li>・正向反射の達成率の低下 (児動物)</li> <li>・性成熟の遅延 (児動物)</li> <li>・胸腺及び脾臓の重量の低下 (生後 25 日齢の児動物)</li> <li>・脳重量の低下 (生後 11 日齢の雄児動物)</li> <li>・赤血球指標の低下 (生後 25 日齢の児動物)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生存率低下</li> <li>・出生時及び授乳期間中の体重減少</li> <li>・正向反射の達成率の低下</li> <li>・性成熟の遅延</li> <li>・胸腺及び脾臓の重量の低下 (生後 25 日齢)</li> </ul>
70 mg/L 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飲水嗜好性の嗜好性低下による飲水量、摂餌量及び体重増加量の減少</li> <li>・肝臓重量の低下 (雌)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飲水の嗜好性の低下による飲水量、摂餌量及び体重増加量の減少 (親動物)</li> <li>・肝臓重量の低下 (雌、親動物)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飲水の嗜好性の低下による飲水量、摂餌量及び体重増加量の減少</li> <li>・聴覚驚愕反応の低下 (F<sub>2b</sub> : 生後 24 日)</li> </ul>

8

9

また、以下の所見が認められた。

1     ・35 及び 70 mg/L 投与群の F<sub>1</sub> 児動物（生後 25 日齢）で、赤血球指標の輕  
2     微であるが有意な変化がみられたが、  
3     （背景対照データの範囲内の変化としている。）

5     なお、生殖能、生殖器官の病理組織学的所見、並びに精子の数、運動性  
6     及び精子の形態に投与の影響は認められなかった。（参照 50、57）【亜塩素  
7     酸水（第 2 版）29、亜塩素酸水（第 2 版）34】

8     Gill ら（2000）は、血液毒性に対する NOAEL を 70 mg/L（雄：8 mg/kg  
9     体重/日、雌：10 mg/kg 体重/日（それぞれ亜塩素酸イオンとして）、神経  
10    毒性に対する NOAEL を 300 mg/L（雄：30 mg/kg 体重/日、雌：39 mg/kg  
11    体重/日（それぞれ亜塩素酸イオンとして）としている。（参照 57）【亜塩素  
12    酸水（第 2 版）34】

13    WHO（2005）は、70 mg/L 投与群における F<sub>2</sub> 児動物での聴覚驚愕反応  
14    の低下、F<sub>1</sub> 児動物での及び F<sub>2</sub> における脳重量の低下、並びに F<sub>0</sub> 及び F<sub>1</sub> 親  
15    動物における肝臓重量の低下を根拠に、NOAEL を 35 mg/L（2.9 mg/kg 体  
16    重/日（亜塩素酸イオンとして））としている。（参照 37）【亜塩素酸水（第 2  
17    版）24】

18    WHO（2016）は、JECFA（2008）を引用し、聴覚驚愕反応の低下は、  
19    対照群における馴化の乱れに起因するものであり、また、脳重量の低下及  
20    び性成熟の遅延は、体重減少に起因する可能性があるとしている。300  
21    mg/L 投与群における F<sub>0</sub> 雌親動物及び F<sub>1</sub> 雌雄の F<sub>1</sub> 親動物、並びに 70 mg/L  
22    投与群における F<sub>0</sub> 雌親動物及び F<sub>1</sub> 雄親動物の肝臓重量の低下<sup>12</sup>を根拠に、  
23    NOAEL を 3 mg/kg 体重/日（亜塩素酸イオンとして）としている。（参照  
24    53）【追 7】

25    また EPA（2000）は、70 mg/L 投与群における聴覚驚愕反応の低下、並  
26    びに F<sub>0</sub> 及び F<sub>1</sub> 世代における肝臓重量の低下を根拠に、NOAEL を 35  
27    mg/L（亜塩素酸イオンとして 2.9 mg/kg 体重/日）としている<sup>13</sup>（参照 35）  
28    【亜塩素酸水（第 2 版）19】。

29    北條専門委員：

300 mg/L 群の児動物にみられた「生存率低下」や「正向反射の成功率の低下」  
は、TERA（1998）【亜塩素酸水（第 2 版）29】の 19 頁でのみ言及及されているので、  
当該文献を EPA（2000）の引用文献として加筆してはいかがでしょうか。

事務局より：

ご指摘の「300 mg/L 群の児動物にみられた「生存率低下」や「正向反射の成功

<sup>12</sup> WHO（2016）において、未発表の研究報告書で示されているものであるとしている。（参照 53）【追 7】

<sup>13</sup> WHOにおいて亜塩素酸イオンとしての耐容一日摂取量（TDI）の設定根拠とされた試験成績である。

率の低下」は、表 21-2 に係るものかと検討いたしましたので、本試験の方法及び結果に係る参考文献を Gill ら (2000) 【亜塩素酸水（第 2 版）29】及び TERA (1998) 【亜塩素酸水（第 2 版）34】とし、「なお、」から始まる段落の末尾にその旨を追記いたしました。ご確認ください。

また、本知見のタイトルに TERA (1998) にて引用されている旨を追記しました。

1  
2 本専門調査会としては、F<sub>2b</sub> の 70 mg/L 投与群の F<sub>2b</sub> 児動物で認められ  
3 た聴覚驚愕反応の低下に基づいて、NOAEL を 35 mg/L (2.9 mg/kg 体重/  
4 日 (亜塩素酸イオンとして)) と評価した。

#### 6 e. ラット発生毒性試験 (Couri ら (1982); EPA (2000) にて引用)

7 妊娠 SD ラット（各群 4～13 匹；交尾確認日が妊娠 1 日）に亜塩素酸ナ  
8 トリウムを表 22-1 のような投与群を設定して、妊娠 8～15 日まで飲水投与  
9 （第 1 試験）又は強制経口投与（第 2 試験）し、妊娠 22 日に母動物を帝王  
10 切開して摘出した胎児を検査、または分娩させた母動物からの発育及び  
11 出生後 7 日齢までの新生児を生後 29 日まで検査する発育を調べる試験が実施  
12 されている。

14 表 22-1 投与群の設定

第 1 試験	用量設定 (%)	0 (対照群)	0.1	0.5	2
	mg/kg 体重/日に換算 (亜塩素酸イオンとして) <sup>注</sup>	0	70	440	610
第 2 試験	用量設定 (mg/kg 体重/日)	200			

15 注) EPA (2000) より引用。(参照 35)【亜塩素酸水（第 2 版）19】

16  
17 投与群で認められた毒性所見は表 22-2 のとおりである。

18 表 22-2 毒性所見

第 1 試験	投与群	毒性所見	
		母動物	児動物 (胎児／新生児)
	2%	・異常血球細胞の異常、細胞の破裂血球細胞及び溶血	・死亡胎児／吸収胚の増加
	0.5%以上	・体重及び摂餌量及び飲水量の低下	
	0.1%以上	・飲水量摂水量の低下	・新生分娩児の頭脳長の短縮

1 また、第 1 試験において、以下の所見が認められた。

2  
3 • 2%投与群で、産胎児数の大きさの低下及び死産児数の増加がみられたが、  
4 対照群と比較して有意差はなかった。

5  
6 さらに、第 2 試験においては、膣及び尿道からの出血が認められ、全て  
7 の母動物が死亡した。

8 なお、児動物（胎児／新生児）の外表、内臓及び骨格の奇形の発現頻度、  
9 及び児動物の生後発育には投与の影響はみられなかった。

10 Couri ら (1982) は、0.1 及び 0.5%投与群では発生毒性はみられなかっ  
11 たとしている (参照58) 【亜塩素酸水 (第 2 版) 36】。

12 EPA (2000) は、frank effect level (FEL) を 0.1% (70 mg/kg 体重/日  
13 (亜塩素酸イオンとして)) としている。(参照 35) 【亜塩素酸水 (第 2 版)  
14 19】

15 本専門調査会としては、0.1%以上投与群でみられた分娩新生児の頭髪長  
16 の短縮を毒性と判断せず、2%投与群でみられた死亡胎児／吸收胚の増加に  
17 基づいて、NOAEL を 0.5% (440 mg/kg 体重/日 (亜塩素酸イオンとして))  
18 と評価した。

19  
20 f. ラット生殖毒性試験 (Mobley ら (1990) ; EPA (2000) 及び WHO (2005) に  
21 て引用))

22 SD ラット (雌、各群 12 匹) に亜塩素酸ナトリウムを表 23-1 のような投  
23 与群を設定して、9 週間 (交配 10 日前～受胎後 35～42 日後) 飲水投与し、  
24 無処置雄ラットと交配させて、新生児に対する影響を調べる試験が実施さ  
25 れている。

26  
27 表 23-1 投与群の設定

用量設定 (ppm)	0 (対照群)	20	40
亜塩素酸イオンとして換算 (mg/kg 体重/日) <small>注</small>	0	3	6

28 注) WHO (2005) より引用。(参照 37) 【亜塩素酸水 (第 2 版) 24】

29  
30 各投与群で認められた毒性所見は表 23-2 のとおりである。

31  
32 表 23-2 毒性所見

投与群	毒性所見	
	母動物	児動物

40 ppm		・一貫した探索行動の低下（受胎後 36～39 日の児、40 日では変化は認められなかった） ・遊離チロキシン（FT <sub>4</sub> ）の増加
20 ppm		・探索行動の低下（受胎後 36 及び 37 日の児、38～40 日では変化は認められなかった）

EPA (2000) 及び WHO (2005) は、行動影響から、NOAEL を 20 mg/L (3 mg/kg 体重/日 (亜塩素酸イオンとして)) としている<sup>14</sup>。（参照 35、37、59）【亜塩素酸水（第 2 版）19、亜塩素酸水（第 2 版）24、亜塩素酸水（第 2 版）37】

g. ラット発生毒性試験 (Suh ら (1983); TERA (1998)、EPA (2000) 及び WHO (2005) にて引用)

SD ラット（各群 6～9 匹）に亜塩素酸イオンを含む蒸留水を表 24 のような投与群を設定して、交配 2.5 か月前～受胎後 20 日まで飲水投与し、胎児に対する影響を調べる試験が実施されている。

表 24 投与群の設定

用量設定 (mg/L)	0 (対照群)	1	10
mg/kg 体重/日として換算 (亜塩素酸イオンとして) <sup>注</sup>	0	0.1	1

注) EPA (2000)において、体重 0.35 kg 及び飲水量 0.046 L/日として換算。（参照 35）【亜塩素酸水（第 2 版）19】

その結果、以下の所見が認められた。

・10 mg/L 投与群で、分娩胎児の頭臀長の延伸長

なお、1 mg/L 又は 10 mg/L 投与群で、胎児の骨格異常（例えば、胸骨分節胎児の不完全骨化又は二分胸骨分節二分骨化、不完全に骨化又は欠損した胸骨分節欠損、痕跡状過剰肋骨、痕跡肋骨、不完全に骨化した頭頂間骨不完全骨化）の発生率の増加が認められたが、統計学的に有意とはみなされなかった。（参照 35、37、50、60）【亜塩素酸水（第 2 版）19、亜塩素酸水（第 2 版）24、亜塩素酸水（第 2 版）29、亜塩素酸水（第 2 版）38】

EPA (2000) は、胎児動物の発生毒性に係る NOAEL を 10 mg/L (1 mg/kg 体重/日 (亜塩素酸イオンとして)) としている<sup>15</sup>。（参照 35）【亜塩素酸水（第 2 版）19】

<sup>14</sup> EPAにおいて亜塩素酸イオンとしての参考用量 (RfD) の設定根拠とされた試験成績である。

<sup>15</sup> WHOにおいて亜塩素酸イオンとしての TDI の設定根拠とされた試験成績である。

1  
2 h. ウサギ発生毒性試験 (Harrington ら (1995) ; EPA (2000) 及びWHO (2005)  
3 にて引用))

4 ニュージーランドホワイトウサギ (各群 16 匹) に亜塩素酸ナトリウムを  
5 表 25-1 のような投与群を設定して、妊娠 7～1920 日まで飲水投与し、親母  
6 動物及び胎児に対する影響を調べる試験が実施されている。

7 北條専門委員 :

8 投与液の給水ビンは妊娠 20 日まで動物に与えられていたので飲水投与は妊娠 20 日までとなります。

9 事務局より :

10 いただいた修正案のとおり本文を修正しました。

11 表 25-1 投与群の設定

用量設定 (ppm)	0 (対照群)	200	600	1,200
mg/kg 体重/日に換算 (亜塩素酸イオンとして)	0	10	26	40

12 投与群で認められた毒性所見は表 25-2 のとおりである。

表 25-2 毒性所見

投与群	母動物	胎児動物
1200ppm	・ 体重 <u>増加量</u> の減少 (妊娠 7～11 日)、飲水量 (妊娠 7～ <u>1920</u> 日) 及び摂餌量の減少 (妊娠 7～11 日)	・ 胎児 <u>体重量</u> の <u>わずかな軽度の低下</u> 及び <u>化骨化遅延</u> を認めた胎児の <u>発生率の軽度のわずかな増加</u>
600ppm	・ 飲水量 (妊娠 7～ <u>1920</u> 日) 及び摂餌量の減少 (妊娠 7～11 日)	・ 重大な骨格異常 (脊髄異常形成 2 例、二分脊椎 1 例、小眼球 1 例、融合肋骨 1 例) ・ 胎児 <u>体重の軽度の低下</u> 及び <u>骨化遅延</u> を認めた胎児の <u>発生率の軽度の増加</u>

13 北條専門委員 :

原著では投与による催奇形性は無い旨の記載があるので、表 25-2 に記載の重大な骨格異常の所見は削除するのが適切です。

事務局より :

いただいた修正案のとおり、重大な骨格異常の所見を削除しました。

そのほかに、以下の所見が認められた。

- ・糞便量の減少を示す母動物の発生率の用量依存的な増加
- ・200ppm 及び 600ppm 投与群で、妊娠率の軽度の低下
- ・全ての亜塩素酸ナトリウム投与群で、着床後胚損失率の低下

なお、催奇形性は認められなかった。Harrington ら (1996) は、600ppm 投与群及び 1200ppm 投与群での胚・胎児発育遅延の軽度の発生は胎児への直接的な影響ではなく、母動物への影響と関連するとしており、NOAEL を 200-ppm (10 mg/kg 体重/日 (亜塩素酸イオンとして)) と推定している。(参照61) 【亜塩素酸水 (第 2 版) 39】

EPA (2000) は、Harrington ら (1996) は飲水量の減少は嗜好性の欠如に起因するとしているが、裏付けとなるデータは提示されていないと指摘している。(参照 35) 【亜塩素酸水 (第 2 版) 19】

WHO (2005) は、異常や変異の数及び型の報告が不十分であるために結果の解釈が不確かであり、また、母動物の飲水量及び摂餌量の減少が嗜好性の欠如によるものか、被験物質の直接的な毒性影響によるものかについても不確かであると指摘している。(参照 37) 【亜塩素酸水 (第 2 版) 24】

事務局より：

添加物評価書「亜塩素酸水」(第 2 版)【18】には記載されていませんが、添加物評価書「亜塩素酸ナトリウム」(第 4 版)【58】で評価された生殖発生毒性の知見を黄色マーカーで示しています。

#### i. ラット発生毒性試験 (酒見ら (1999))

Wistar ラット (雌、各群 20~24 匹) に亜塩素酸ナトリウムを表 26-1 のような投与群を設定して、妊娠 6~15 日の間、強制経口投与し、妊娠 20 日に胎児検査をする試験が実施されている。

表 26-1 投与群の設定

用量設定 (mg/kg 体重/日)	0 (対照群)	25	50	100
-------------------	---------	----	----	-----

その結果、各投与群で認められた毒性所見は表 26-2 のとおりである。

表 26-2 毒性所見

投与群	毒性所見母動物
-----	---------

100 mg/kg 体重/日

- ・死亡
- ・摂餌量の減少
- ・貧血、鎮静、血尿

なお、胎児に対する影響は認められなかった。(参照62) 【亜塩素酸 Na (第4版) 64】

本委員専門調査会としては、本試験における、母動物の一般毒性に係る NOAEL を 50 mg/kg 体重/日、発生毒性に係る NOAEL を最高用量である 100 mg/kg 体重/日と判断した。また、ラットにおける催奇形性は認められないと判断した。

事務局より：

北條専門委員から修正ご意見いただきましたので、そのとおり修正しました。

#### j. マウス精子形態異常試験 (Meier ら (1985)) (再掲 (1) ①)

事務局より：

マウス精子形態異常試験 (Meier ら (1985)) は、添加物評価書「亜塩素酸水」(第2版)【18】では遺伝毒性の項に簡潔に記載されていましたが、生殖発生毒性の項目に移動させることとし、添加物評価書「亜塩素酸ナトリウム」(第4版) (2015) の記載 (黄色マーカー) を引用しました。

本知見の取扱い (参考資料として評価書に記載するか否か) についてご検討をお願いします。なお、添加物評価書「亜塩素酸ナトリウム」(第4版) (2015)【58】では、参考資料として記載されています。

北條専門委員：

当該試験は精子の形態異常にのみ着目した特殊な試験であり、NOAELを判断する試験としては不適切であるものの、亜塩素酸ナトリウムの生殖毒性 (精子毒性) に係る「参考資料」として評価書に記すことでも良いかもしれません。

参考資料とする理由の文案；

以下の知見は、雄マウスにおける精子頭部の形態異常の有無のみを観察した特殊な試験であり、NOAELを判断する試験としては不適切であるものの、亜塩素酸ナトリウムの生殖毒性 (精子毒性) に係る情報が得られることから、参考資料として記載する。

田中専門委員：

上記 b のラット生殖発生毒性試験で「精子数の形態異常の増加及び精子の直進運動性の低下傾向」が、見られたことに関連した試験だと思いますので、参考資料にすることで良いと思います。

増村専門委員：

遺伝毒性試験から除くことは賛成ですが、生殖発生毒性試験として評価できるかは疑問です。添加物評価書「亜塩素酸ナトリウム」（第4版）にならって参考資料とするか、あるいは削除でもよいと考えます。

B6C3F<sub>1</sub>マウス（各群雄10匹）に亜塩素酸ナトリウムを表27のような投与群を設定して、5日間強制経口投与した後の1、3及び5週に精巣上体尾部から採取した精子頭部の形態を観察する試験が実施されている。

表27 投与群の設定

用量設定 (mg/mL)	0 (対照群)	0.2	0.5	1
mg/kg 体重/日に換算 (亜塩素酸イオンとして)	0	8	20	40

その結果、形態異常精子の出現率に被験物質投与の影響は認められなかった。（参照40）【亜塩素酸水（第2版）35】

## ② 二酸化塩素

事務局より：

二酸化塩素の生殖発生毒性に関する知見の取扱い（参考資料として評価書に記載するか否か）についてご検討をお願いします。

なお、添加物評価書「亜塩素酸ナトリウム」（第4版）（2015）【58】では、二酸化塩素に関する知見は参考資料として記載されています。

北條専門委員：

二酸化塩素の生殖発生毒性に関する知見の取扱いについて、まずは反復投与毒性に関する知見の取扱いと統一すべきと思います。それを踏まえた上で、以下の a. 及び b. の試験結果は、非常に酸性度の強い水溶液を用いていることから、二酸化塩素でなく、酸による影響を検出している可能性があり、これらの試験から NOAEL 及び LOAEL を判断するのは不適切と考えたものの、二酸化塩素の発生毒性に係る「参考資料」として評価書に記すことでも良いかもしれません。

参考資料とする理由の文案；

以下の知見は、非常に酸性度の強い水溶液を用いていることから、二酸化塩素でなく、酸による影響を検出している可能性があり、これらの試験からNOAEL及びLOAELを判断するのは不適切と考えたものの、二酸化塩素の発生毒性に係る情報が得られることから、参考資料として記載する。

田中専門委員：

第四版で参考資料として記載されているのなら、積極的に削除する理由はないと思います。

WHO 飲料水質ガイドラインにおける評価における二酸化塩素の飲水投与試験のうち、亜塩素酸イオンの安全性評価に関与すると考えられるものは、「(3) 反復投与毒性」に記載の報告以外は以下のとおりである。

a. ラット発生毒性試験 (Suh ら (1983); TERA (1998) 及び WHO (2005) にて引用) (再掲①g.)

SD ラット（雌、各群 6~8 匹）に二酸化塩素水溶液を表 28 のような投与群を設定して、交配 2.5 か月前～受胎後 20 日まで飲水投与し、胎児に対する影響を調べる試験が実施されている。

表 28 投与群の設定

用量設定 (mg/L)	0 (対照群)	1	10	100
mg/kg 体重/日に換算	0	0.07	0.7	7

注) WHO (2005) より引用 (参照37) 【亜塩素酸水 (第2版) 24】。なお、TERA (1998) による換算では、10 mg/L が 1 mg/kg 体重/日とされている (参照 35) 【亜塩素酸水 (第2版) 19】。

その結果、以下の所見が認められた。(参照 37、60) 【亜塩素酸水 (第2版) 24、亜塩素酸水 (第2版) 38】

- ・ 100 mg/L 投与群で、着床数及び生存胎児数の有意な減少
- ・ 100 mg/L 投与群で、胎児重量の有意な増加
- ・ 10 mg/L 以上の投与群で、わざかに骨格異常の発生率の軽度の増加
- ・ 10 mg/L 以上の投与群で、頭頂間骨不完全骨化遅延の発生率の軽度の増加

TERA (1998) は、NOAEL を 10 mg/L (1 mg/kg 体重/日) としている。

(参照 50) 【亜塩素酸水 (第2版) 29】

本専門調査会としては、本試験では使用動物数が少なく、用量の公比が大きく設定されているため、NOAEL は判断できないと考えた。

北條専門委員：

参考資料とする場合は、本専門調査会としての判断は削除する必要があります。

b. ラット発生毒性試験 (Toth (1990) ; TERA (1998) 及び WHO (2005) にて引用))

Long-Evans ラットに二酸化塩素水溶液を表 29 のような投与群を設定して、生後 1~20 日に強制経口投与し、新生児への影響を調べる試験が実施されている。

表 29 投与群の設定

用量設定 (mg/kg 体重/日)	0 (対照群)	14
-------------------	---------	----

その結果、二酸化塩素水溶液投与群で以下の所見が認められていた。

- ・体重の低下 (生後 11、21 及び 35 日)
- ・前脳重量及びタンパク質量の低下 (生後 21 及び 35 日)
- ・小脳、前脳及び嗅球重量 (体重比) の増加 (生後 35 日)
- ・前脳の DNA 量の低下 (生後 35 日)
- ・樹状突起スパイク数の減少
- ・FT<sub>4</sub>のわずかな低下 (生後 21 日)

なお、小脳、嗅球の細胞増殖には、対照群との間に有意な差はなく、前脳、小脳、脳幹の病理組織学的変化も認められなかった。(参照 50、63)

【亜塩素酸水 (第 2 版) 29、亜塩素酸水 (第 2 版) 40】

WHO (2005) は、LOAEL を 14 mg/kg 体重/日としている。(参照 37)

【亜塩素酸水 (第 2 版) 24】

本専門調査会としては、認められた影響は、ラットの低体重に起因するものであり、毒性学的に重要な所見ではないと考える。

a. 及び b. の試験結果は、非常に酸性度の強い水溶液を用いていることから、二酸化塩素ではなく、酸による影響を検出している可能性がある。このことも踏まえ、本専門調査会は、これらの報告を ADI 設定において考慮すべきでないと考える。

北條専門委員：

参考資料とする場合は、本専門調査会としての判断は削除する必要があります。

1 (6) 細胞毒性

2

事務局より：

次の知見の取扱い（参考資料として評価書に記載するか否か）についてご検討をお願いします。

なお、添加物評価書「亜塩素酸ナトリウム」（第4版）（2015）【58】では、微酸性次亜塩素酸水に関する知見は参考資料として記載されています。

3  
4 コロニー形成阻害試験（食品農医薬品安全性評価センター（1995））

5 チャイニーズ・ハムスター培養細胞（V79 細胞）に微酸性次亜塩素酸水  
6 （pH5.0～5.5、有効塩素濃度 50～80ppm）を表 30 のような用量を設定して、  
7 コロニー形成阻害試験が実施されている。

8 表 30 用量設定

9 用量設定 (%)	3.13	6.25	12.5	25.0	50.0	100
------------	------	------	------	------	------	-----

10 その結果、次亜塩素酸水の含有率 12.5%以上で明確な細胞毒性作用が認め  
11 られた。また、50.0%以上ではコロニーの出現が観察されず、試験から試算し  
12 た IC<sub>50</sub> 値は 20.0%以下であった。（参照64）【次亜塩素酸水 12】

13 (7) 抗原性

事務局より：

次の①及び②の知見の取扱い（参考資料として評価書に記載するか否か）についてご検討をお願いします。

なお、添加物評価書「亜塩素酸ナトリウム」（第4版）（2015）【58】では、微酸性次亜塩素酸水に関する知見は参考資料として記載されています。

17 ① ウサギ抗原性試験（食品農医薬品安全性評価センター（1995））

18 ニュージーランドホワイトウサギ（雌、3～6 匹）を用いた微酸性次亜塩素  
19 酸水（pH5.0～5.5、有効塩素濃度 50～80ppm）の皮膚一次刺激性試験、皮膚  
20 累積刺激性試験及び眼刺激試験が実施されており、いずれの試験においても  
21 異常は認められなかった。（参照65、66、67）【次亜塩素酸水 13、次亜塩素  
22 酸水 14、次亜塩素酸水 15】

23 ② モルモット抗原性試験（食品農医薬品安全性評価センター（1995））

24 ハートレイモルモット（雌、各群 5～10 匹）を用いた微酸性次亜塩素酸水  
25 （pH5.0～5.5、有効塩素濃度 50～80ppm）の感作性試験が実施されており、

異常は認められなかった。(参照68) 【次亜塩素酸水 16】

### (8) その他

添加物評価書「次亜塩素酸水」(2007)において、次亜塩素酸水の安全性については、強酸性(pH2.5、有効塩素濃度 50~60 mg/kg)及び微酸性(pH5.5、有効塩素濃度 70 mg/kg)次亜塩素酸水について多くの報告があり、その中で急性経口毒性試験、皮膚刺激性試験、急性眼刺激性試験、皮膚感作性試験、口腔粘膜刺激性試験、復帰突然変異試験及び染色体異常試験において、変化は認められなかつたとされている。また、細胞毒性に関しては、高濃度においてやや細胞の増殖が抑制されたが、他の市販の消毒薬と比較して毒性の少ないことを認めている。弱酸性次亜塩素酸水(pH2.7~5.0、有効塩素濃度 10~60 mg/kg)については、「弱酸性次亜塩素酸水(pH2.7~5.0)の主要な化学種は、現在、食品添加物として使用されている強酸性次亜塩素酸水、次亜塩素酸ナトリウム、高度サラシ粉等に含まれるものとほぼ同じであり、また、使用後の残留性も無いことから、申請者は安全性に問題はないと考えている」とされている。(参照55、69、70)【亜塩素酸水(第2版)32、次亜塩素酸水17、次亜塩素酸水(2007)】

### (9) 毒性のまとめ

事務局より：

添加物評価書「亜塩素酸水」(第2版)【18】では毒性のまとめは記載されておりませんが、II. のご議論を踏まえ記載予定です。

## 3. ヒトにおける知見

### ① 介入試験(Lubbers ら(1981、1982)並びに Lubbers 及び Bianchine(1984); EPA(2000)及びWHO(2005)にて引用)

21~35歳の健常男性(10名)に亜塩素酸イオンを含む飲料水(1L/日)を表31のような投与量を設定して用量漸増法で投与する試験が実施されている。

表31 投与量の設定

投与日 <sup>注1</sup> (日目)	1	4	7	10	13	16
用量設定(mg/L) <u>(亜塩素酸イオンとして)</u>	0.01	0.1	0.5	1.0	1.8	2.4
μg/kg 体重/日に換算(亜塩素酸イオンとして) <sup>注2</sup>	0.14	1.4	7.1	14	26	34

注1) 亜塩素酸イオンは2日間のフォローアップ期間を空けて用量漸増的に投与されている。

1 注 2) WHO (2005)において、亜塩素酸イオン 2,4 mg/L が 34 µg/kg 体重/日とされていることから、本専門  
2 調査会において換算。(参照 37)【亜塩素酸水（第 2 版）24】

3  
4 その結果、以下の所見が認められた。

5 • 血清中の尿素窒素、クレアチニン及びその両者の比（群平均値）の変化

6  
7 Lubbers ら (1981、1982) 並びに Lubbers 及び Bianchine (1984) は、こ  
8 の変化の臨床病理学的意義はないと結論付けている。（参照 71、72、73）  
9 【亜塩素酸水（第 2 版）43、亜塩素酸 Na（第 4 版）67、亜塩素酸 Na（第 4  
10 版）68】

11 EPA (2000) は、一般状態、バイタルサイン、血液学的指標、血清臨床化  
12 学的指標又は血清 T<sub>3</sub>若しくは血清 T<sub>4</sub>に関する生理学的な変化はないとしてい  
13 る。（参照 35）【亜塩素酸水（第 2 版）19】

14 WHO (2005) は、NOAEL は 2.4 mg/L (0.034 mg/kg 体重/日) とするこ  
15 とが可能であると判断している。（参照 37）【亜塩素酸水（第 2 版）24】

16  
17 ② 介入試験 (Lubbers ら (1981 及び 1982) ; TERA(1998)、EPA (2000) 及び WHO  
18 (2005) にて引用) (再掲①)

19 上記①の同じ被験者に、亜塩素酸ナトリウム (0.5 L/日) を表 32 のような  
20 投与量を設定して、約 12 週間摂取させ、その後 8 週間観察する試験が実施さ  
21 れている。

22  
23 表 32 投与量の設定

用量設定 (mg/L) (亜塩素酸ナトリウムとして)	5
µg/kg 体重/日に換算 (亜塩素酸イオンとして) 注	36

24 注) TERA (1998) 及び WHO (2005) より引用。(参照 37)【亜塩素酸水（第 2 版）24】

25  
26 その結果、以下の所見が認められた。

27 • 平均赤血球ヘモグロビン量（群平均値）の変化

28  
29 Lubbers ら (1981、1982) は、時間経過との関連が無く、数値は正常範囲  
30 内にあることから、この変化の臨床病理学的意義を否定している。（参照 71、  
31 72）【亜塩素酸水（第 2 版）43、亜塩素酸 Na（第 4 版）67】

32 TERA (1998) 及び EPA (2000) は、一般状態、バイタルサイン、血液学  
33 的指標、血清臨床化学的指標又は血清 T<sub>3</sub>若しくは血清 T<sub>4</sub>に関する生理学的な  
34 変化はないとしている。（参照 35、50）【亜塩素酸水（第 2 版）19、亜塩素  
35 酸水（第 2 版）29】

36 WHO (2005) は、NOAEL は 5 mg/L (36 µg/kg 体重/日) (亜塩素酸イオ  
37 ンとして) としている。（参照 37）【亜塩素酸水（第 2 版）24】

1  
2     ③ 介入試験 (Lubber ら (1981、1982 及び 1984) ; EPA (2000) にて引用) (再  
3       掲①)

4       G6PD 欠損の健康な成人男性 (3 名) に亜塩素酸ナトリウム (500 mL/日)  
5       を表 33 のような投与群を設定して、12 週間摂取させ、その後 8 週間観察する  
6       試験が実施されている。

7  
8     表 33 投与量の設定

用量設定 (mg/L) <u>(亜塩素酸イオンとして)</u>	5
mg/kg 体重/日に換算 (亜塩素酸イオンとして) <small>注</small>	0.04

9       注) EPA (2000) より引用。(参照 35) 【亜塩素酸水 (第 2 版) 19】

10  
11       その結果、以下の所見が認められた。

- 12       ・アルブミン/グロブリン比の変化
- 13       ・メトヘモグロビン濃度の変化
- 14       ・T<sub>4</sub> 及び FT<sub>4</sub> 指標の変化
- 15       ・平均赤血球ヘモグロビン濃度 (群平均値) の変化

16  
17       Lubber ら (1981、1982 及び 1984) は、生化学的及び生理学的指標につい  
18       て、亜塩素酸イオンの摂取による臨床病理学的意義のある変化は認められな  
19       かったとしている。(参照 71、72、74) 【亜塩素酸水 (第 2 版) 43、亜塩素  
20       酸 Na (第 4 版) 67、亜塩素酸水 (第 2 版) 44】

21       EPA (2000) は、亜塩素酸イオンばく露による一般状態、バイタルサイン、  
22       血液学的指標又は血清臨床化学的指標に変化はないとしている。(参照 35)  
23       【亜塩素酸水 (第 2 版) 19】

24       朝倉専門委員 :

表 31～表 33 について、上段の「用量設定 (mg/L)」も、「(亜塩素酸イオンとし  
て)」でしょうか?

もしそうなのであれば、下段にはその注釈がついていますが、上段にはついて  
いないので付けるか、あるいは表のタイトルを「投与量の設定 (亜塩素酸イオン  
として)」としても良いのではないかと思います。

事務局より :

各知見の参考文献を確認し、「投与量の設定」の表に追記しました。

朝倉専門委員 :

表 33 の下にある 4 つの所見が気になり、【亜塩素酸水 (第 2 版) 44】という文  
献を確認しましたが、検査値の記載はなく、文中で「臨床的に明らかな異常はな

かった (no clinically significant changes were detected.)」との記載です。現在以上の記述は難しそうです。

澤田専門委員：

私も今以上の記載はできないように思いますが、報告が少ないことで判断をすることでのいいのか判断がつかずにおきました。

1

2

#### ④ ヒトにおける知見のまとめ

3

事務局より：

添加物評価書「亜塩素酸水」（第2版）【18】ではヒトにおける知見のまとめは記載されておりませんが、II. のご議論を踏まえ記載予定です。

澤田専門委員：

EPA の、・・・変化はないとしている、WHO の、NOAEL は・・・・としている、という記述以上にはできないかと思いますが、まとめとして記載する際には、「ヒトでの報告は少なく、介入試験も 12 週間以上がないが、」というのを追記するのがいいように思いました。

4

5

1 III. 一日摂取量の推計等

2

事務局より：

添加物評価書「亜塩素酸水」（第2版）では、亜塩素酸（ $\text{HClO}_2$ ）の摂取量を推計しています。

一方、概要書では、亜塩素酸水の主成分である亜塩素酸イオン並びに不純物の塩素酸イオン及び臭素酸イオンの摂取量が推計されています。

1) 塩素酸イオン及び臭素酸イオンの摂取量推計について

i) 塩素酸イオン

塩素酸イオンの摂取量は、II. 安全性に係る知見の概要の冒頭において、

(亜塩素酸イオンの評価のほかに) 塩素酸イオンの評価も行うとされた場合に検討することによろしいでしょうか。

朝倉専門委員：

良いと思います。亜塩素酸水を使用した際、発生する亜塩素酸イオンとほかの塩素酸イオンの量の比はどのくらいなのでしょうか。（条件（pH）により異なるとの記述は20ページにあります。）

伊藤裕才専門委員：

亜塩素酸水は水溶液中で亜塩素酸イオン（ $\text{ClO}_2^-$ ）とラジカルとの平衡にあります（pHで主成分が変わります）。塩素酸イオン（ $\text{ClO}_3^-$ ）についてですが、要請者の概要書 p33 に「不純物である塩素酸イオン」と書かれています。これ亜塩素酸水は塩素酸を過酸化水素で処理して作るので不純物として塩素酸が残留するためと考えます。よって亜塩素酸水から塩素酸イオンが発生するわけではないようです。

要請者は適切に洗浄すれば塩素酸イオンも臭素酸イオンも検出下限値以下となった分析結果から（概要書 P33）、その下限値をもとに推定一日摂取量を算出し、それが JECFA の ADI 値よりも低いので安全性は十分と判断しているようです。しかしながら「使用する亜塩素酸水の製剤自体にどれだけの不純物（塩素酸イオンおよび臭素酸イオン）が含まれているのか」の情報は読み取れません。

朝倉専門委員：

いくつか不明確な点があるということ、承知いたしました。

3

事務局より：

1) 塩素酸イオン及び臭素酸イオンの摂取量推計について

ii) 臭素酸イオン

臭素酸イオンの摂取量は、I. 9. 臭素酸の混入可能性についてにおいて、「亜塩素酸イオンや塩素酸イオンが残留しないように水洗処理を施せば、対象食品群の食品中の臭素酸の残留性は認められない」ことが是とされない場合に検討することによろしいでしょうか。

なお、現在の評価書案では、塩素酸イオン及び臭素酸イオンの摂取量については記載しておりません。

朝倉専門委員：

良いと思います。今回使用対象として追加が検討されているきのこは、表面を洗うことで臭素酸が残留しない状態にできるのでしょうか。ほかの食品に比べ、きのこ（特に乾燥させたもの）は亜塩素酸水を内部に吸収することはないのでしょうか。

伊藤裕才専門委員：

私もこの点を疑問に思っています。キャベツとキノコは分類上「野菜」になっていますが、あまりにも違う生物ですので、キャベツだけでなく、きのこを用いた分析データも必要かと思います。

多田専門委員：

朝倉先生、伊藤裕才先生と同様に私も疑問を持っております。

朝倉専門委員：

いくつか不明確な点があるということ、承知いたしました。

1

事務局より：

2) 検出限界値を用いた摂取量推計について

規格基準改正要請者は、亜塩素酸水処理後に水洗等を施すことにより、亜塩素酸イオンの残留が検出されなくなるため、過剰な見積もりとなることを前提に、各食品分類の検出限界値を用いて摂取量を推計していますが、妥当な方法と言えますでしょうか。

朝倉専門委員：

すべての食品に亜塩素酸水が使用されているわけではないでしょうし、水洗などによる影響を考えると相当な過剰見積もりになっているものと考えられます。ヒトにおける知見で示されている最大投与量と近い摂取量となっているので、このまま記述するのであれば注意が必要ですが、ほかに良い方法を思いつきません。

2

1 1. 現在の摂取量

2

事務局より：

1. 現在の摂取量については、現時点では、(1) 亜塩素酸の一日摂取量（←「亜塩素酸水」（第2版）に倣った記載）と、(2) 亜塩素酸イオンの一日摂取量（←概要書に倣った記載）を併記する場合を記載しています。[案1]

「亜塩素酸水」の一日摂取量は、添加物「亜塩素酸ナトリウム」由来の亜塩素酸イオンの摂取量も考慮した(2) 亜塩素酸イオンの一日摂取量を推計することによろしいでしょうか。((2)だけでよろしければ、(2)を修正した上で、(1)は削除します。[案2])

朝倉専門委員：

ヒトにおける知見の項で亜塩素酸イオン換算量が記述されているので、(2)だけのほうが分かりやすいように思います。亜塩素酸の摂取量と亜塩素酸イオンの摂取量の関係（結局のところほぼ同じと考えてよいということですね？）に関する記述は必要と思います。

3

4 [案1：1. で(1)と(2)を併記する場合]

5

6 (1) 亜塩素酸

7 規格基準改正要請者は、「平成29年国民健康・栄養調査報告」（参照75）【26】  
8 における「野菜類」、「穀類（米・加工品）」、「果実類」、「魚介類」、「肉類」、「豆  
9 類」及び「藻類」の推定摂取量をもとに、最終食品の完成前に分解し、又は除  
10 去するとの使用基準案に基づき、亜塩素酸水の一日摂取量を推定している。（参  
11 照5）【概要書】

12 本専門調査会は、表2の使用基準改正案によると、「使用した亜塩素酸水は、  
13 最終食品の完成前に分解し、又は除去しなければならない」とされていること  
14 及び「果実類」に関しては、果皮の殺菌が一般的な用途であると仮定すると、  
15 果実類の摂取時には、通常、果皮は除去されることから、過大な見積もりでは  
16 あるが、亜塩素酸の残留量は現公定法における検出限界値未満になると仮定し、  
17 「野菜類」、「精白米」、「果実類」、「魚介類」、「豆類」及び「藻類」には、検出  
18 限界値（1 mg/kg）、「肉類」には、検出限界値（5 mg/kg）を用い、また、食品  
19 の摂取量は、「令和元年国民健康・栄養調査報告」（参照76）【追5】を用いて推  
20 計した。

21 その結果、表34のとおり、現在の亜塩素酸の一日摂取量を  $2.1 \times 10^{-2}$  mg/kg  
22 体重/日と推計した。――

23

24 表34 亜塩素酸の摂取量推計

食品分類	食品の摂取量 (g/人/日)	亜塩素酸の残留量 (mg/kg)	亜塩素酸の摂取量 (mg/kg 体重/日)
精白米	141.7 <sup>注)</sup>	1	$2.6 \times 10^{-3}$
豆類	60.6	1	$1.1 \times 10^{-3}$
野菜類	269.8	1	$4.9 \times 10^{-3}$
果実類	96.4	1	$1.7 \times 10^{-3}$
藻類	9.9	1	$0.2 \times 10^{-3}$
魚介類	64.1	1	$1.2 \times 10^{-3}$
肉類	103.0	5	$9.3 \times 10^{-3}$
合計			$2.1 \times 10^{-2}$

注) 「穀類(米・加工品)」の摂取量(301.4 g)に換算係数0.47を乗じた。(参考77)【27】

## (2) 亜塩素酸イオン

規格基準改正要請者は、亜塩素酸水の残留物である亜塩素酸イオンは、亜塩素酸処理後、水洗、加熱、調理等を施すことにより、検出されなくなるが、過剰な見積もりとなることを前提に、食品には検出限界値未満が残留するものと仮定している。亜塩素酸イオンの検出下限値について、食品安全委員会による添加物評価書「亜塩素酸ナトリウム」(第4版)及び添加物評価書「亜塩素酸水」(第2版)において使用された検出下限値を比較し、過大な見積もりとなる可能性があるが、以下のように、より高い方の値を使用している。なお、複数の亜塩素酸系の殺菌料の使用が認められている食品群については、亜塩素酸系の殺菌料の性質から、同じ食品が二度以上これら殺菌料で処理されることが考えにくいため、いずれか一つの殺菌料で処理されると仮定している。(参照5、30、12)【概要書、18、58】

「亜塩素酸水」のみが対象である精白米、豆類及び藻類には、亜塩素酸水の分析法の検出下限値1 mg/kgを、肉類には5 mg/kgを用いている。「亜塩素酸ナトリウム」又は「亜塩素酸水」の対象となる魚介類には、亜塩素酸水の分析法の検出下限値より高い値である亜塩素酸ナトリウムの分析法の検出下限値5 mg/kgを、野菜類及び果実類には、いずれの分析法でも同じ検出下限値1 mg/kgを用いている。

その結果、「亜塩素酸ナトリウム」又は「亜塩素酸水」の使用に係る亜塩素酸イオンの一日摂取量は0.026 mg/kg 体重/日と推定されている。(参照5)

### 【概要書】

本専門調査会は、規格基準改正要請者の説明、表2の使用基準改正案によると、「使用した亜塩素酸水は、最終食品の完成前に分解し、又は除去しなければならない」とされていること及び「果実類」に関しては、果皮の殺菌が一般的な用途であると仮定すると、果実類の摂取時には、通常、果皮は除去される

ことを踏まえ、過剰な見積もりではあるが、亜塩素酸イオンの残留量は、「野菜類」、「精白米」、「果実類」、「豆類」及び「藻類」には、検出限界値(1 mg/kg)、「魚介類」及び「肉類」には、検出限界値(5 mg/kg)を、食品の摂取量は、「令和元年国民健康・栄養調査報告」(参照 76)【追 5】における食品摂取量を用いて、表 35 のとおり、現在の亜塩素酸イオンの一日摂取量を  $2.6 \times 10^{-2}$  mg/kg 体重/日と推計した。

表 35 亜塩素酸イオンの摂取量推計

食品分類	食品の摂取量(g/人/日)	亜塩素酸イオンの残留量(mg/kg)	亜塩素酸イオンの摂取量(mg/kg 体重/日)
精白米	141.7 <sup>注)</sup>	1	$2.6 \times 10^{-3}$
豆類	60.6	1	$1.1 \times 10^{-3}$
野菜類	269.8	1	$4.9 \times 10^{-3}$
果実類	96.4	1	$1.7 \times 10^{-3}$
藻類	9.9	1	$0.2 \times 10^{-3}$
魚介類	64.1	5	$5.8 \times 10^{-3}$
肉類	103.0	5	$9.3 \times 10^{-3}$
合計			$2.6 \times 10^{-2}$

「穀類(米・加工品)」の摂取量(301.4 g)に換算係数0.47を乗じた。(参考 77)【27】

[案2:1. で(2)のみを記載することとした場合]

事務局より:

III. 冒頭の枠囲みの2) 1. 現在の摂取量について において、(2) 亜塩素酸イオンの一日摂取量を推計することでよいと判断された場合として案2(表は省略)を作成いたしましたので、あわせてご確認をお願いします。

### 亜塩素酸イオン

規格基準改正要請者は、「平成29年国民健康・栄養調査報告」(参照 75)【26】における「野菜類」、「穀類(米・加工品)」、「果実類」、「魚介類」、「肉類」、「豆類」及び「藻類」の推定摂取量をもとに、最終食品の完成前に分解し、又は除去するとの使用基準案に基づき、亜塩素酸イオンの一日摂取量を推定している。

亜塩素酸水の残留物である亜塩素酸イオンは、亜塩素酸処理後、水洗、加熱、調理等を施すことにより、検出されなくなるが、過剰な見積もりとなることを前提に、食品には検出限界値未満が残留するものと仮定している。亜塩素酸イオンの検出下限値について、食品安全委員会による添加物評価書「亜塩素酸ナトリウム」(第4版)及び添加物評価書「亜塩素酸水」(第2版)において使用された検出下限値を比較し、以下のように、より高い方の値を使用している。なお、複数の亜塩素酸系の殺菌料の使用が認められている食品群については、亜塩素酸系の殺菌料の性質から、同じ食品が二度以上これら殺菌料で処理され

1 ることが考えにくいため、いずれか一つの殺菌料で処理されると仮定している。

2 (参照 5、30、12) 【概要書、18、58】

3 「亜塩素酸水」のみが対象である精白米、豆類及び藻類には、亜塩素酸水の  
4 分析法の検出下限値 1 mg/kg を、肉類には 5 mg/kg を用いている。「亜塩素酸  
5 ナトリウム」又は「亜塩素酸水」の対象となる魚介類には、亜塩素酸水の分析  
6 法の検出下限値より高い値である亜塩素酸ナトリウムの分析法の検出下限値 5  
7 mg/kg を、野菜類及び果実類には、いずれの分析法でも同じ検出下限値 1 mg/kg  
8 を用いている。

9 その結果、「亜塩素酸ナトリウム」又は「亜塩素酸水」の使用に係る亜塩素  
10 酸イオンの一日摂取量は 0.026 mg/kg 体重/日と推定されている。(参照 5)

11 【概要書】

12 本専門調査会は、規格基準改正要請者の説明、表 2 の使用基準改正案による  
13 と、「使用した亜塩素酸水は、最終食品の完成前に分解し、又は除去しなければ  
14 ならない」とされていること及び「果実類」に関しては、果皮の殺菌が一般的な用途であると仮定すると、果実類の摂取時には、通常、果皮は除去されることを踏まえ、過剰な見積もりではあるが、亜塩素酸イオンの残留量は、「野  
15 菜類」、「精白米」、「果実類」、「豆類」及び「藻類」には、検出限界値 (1  
16 mg/kg)、「魚介類」及び「肉類」には、検出限界値 (5 mg/kg) を、食品の摂  
17 取量は、「令和元年国民健康・栄養調査報告」(参照 76)【追 5】における食  
18 品摂取量を用いて、表 35 のとおり、現在の亜塩素酸イオンの一日摂取量を  $2.6 \times 10^{-2}$  mg/kg 体重/日と推計した。

## 24 2. 今般の規格基準改正案を踏まえた摂取量

25 [案1：1. で(1)と(2)を併記する場合]

26 (1) 亜塩素酸

27 表 2 の使用基準改正案によると、「亜塩素酸水」の使用上限量に関する規定  
28 が削除されるが、規格基準改正要請者は、亜塩素酸水の原液 ( $5.5\% \pm 0.5\%$ ) を  
29 希釀せずに用いて浸漬殺菌処理したとしても、その後、水洗処理を施せば、亜  
30 塩素酸イオンの残留が検出限界値未満になったと説明している(参照 5、78、  
31 79、80、81、82)【概要書、45、46、47、48、49、50、51】。

32 本専門調査会は、規格基準改正要請者の説明を踏まえ、現行の使用基準における使用対象食品からの亜塩素酸水の摂取量は増加せず、 $2.1 \times 10^{-2}$  mg/kg 体重/日と考えた。

33 今般の規格基準改正により新たに「亜塩素酸水」の使用対象となるのは「き  
34 のこ類」のみである。

規格基準改正要請者は、きのこ類への亜塩素酸イオンの残留については、野菜類と同等であるとして、検出限界値（1.0 mg/kg）未満としている。

本専門調査会は、規格基準改正要請者の説明を踏まえ、過大な見積もりではあるが、「令和元年国民健康・栄養調査報告」（参照 76）【追 5】におけるきのこ類の摂取量（16.9 g/人/日）及び野菜類における検出限界値（1.0 mg/kg）を用いて、きのこ類からの亜塩素酸の摂取量を  $3.1 \times 10^{-4}$  mg/kg 体重/日と推計した。

以上を合計して、今般の規格基準改正後の摂取量を  $2.1 \times 10^{-2}$  mg/kg 体重/日と推計した。

## （2）亜塩素酸イオン

亜塩素酸イオンについては、（1）と同様に、現行使用基準における使用対象食品からの亜塩素酸イオンの摂取量は増加せず、 $2.6 \times 10^{-2}$  mg/kg 体重/日と考えた。

新たに使用対象となるきのこ類については、過剰な見積もりではあるが、（1）と同様にきのこ類からの亜塩素酸イオンの摂取量を  $3.1 \times 10^{-4}$  mg/kg 体重/日と推計した。

以上を合計して、今般の規格基準改正後の摂取量を  $2.6 \times 10^{-2}$  mg/kg 体重/日と推計した。

### [案2：1. で（2）のみを記載することとした場合]

事務局より：

III. 冒頭の枠囲みの 2) 1. 現在の摂取量について において、（2）亜塩素酸イオンの一日摂取量を推計することでよいと判断された場合として案2を作成いたしましたので、あわせてご確認をお願いします。

朝倉専門委員（再掲）：

ヒトにおける知見の項で亜塩素酸イオン換算量が記述されているので、（2）だけのほうが分かりやすいように思います。亜塩素酸の摂取量と亜塩素酸イオンの摂取量の関係（結局のところほぼ同じと考えてよいということですね？）に関する記述は必要と思います。

## 亜塩素酸イオン

表 2 の使用基準改正案によると、「亜塩素酸水」の使用上限量に関する規定が削除されるが、規格基準改正要請者は、亜塩素酸水の原液（5.5%±0.5%）を希釈せずに用いて浸漬殺菌処理したとしても、その後、水洗処理を施せば、亜塩素酸イオンの残留が検出限界値未満になったと説明している。（参照 5、83、

1 84、85、86、87) 【概要書、45、46、47、48、49、50、51】

2 本専門調査会は、規格基準改正要請者の説明を踏まえ、現行の使用基準における使用対象食品からの「亜塩素酸水」に由来する亜塩素酸イオンの摂取量は  
3 増加せず、 $2.6 \times 10^{-2} \text{ mg/kg}$  体重/日と考えた。

4 今般の規格基準改正により新たに「亜塩素酸水」の使用対象となるのは「き  
5 のこ類」のみである。

6 規格基準改正要請者は、きのこ類への亜塩素酸イオンの残留については、野  
7 菜類と同等であるとして、検出限界値 (1 mg/kg) 未満としている。

8 本専門調査会は、規格基準改正要請者の説明を踏まえ、過大な見積もりでは  
9 あるが、「令和元年国民健康・栄養調査報告」(参照 76)【追 5】におけるき  
10 のこ類の摂取量 (16.9 g/人/日) 及び野菜類における検出限界値 (1 mg/kg) を  
11 用いて、きのこ類からの亜塩素酸の摂取量を  $3.1 \times 10^{-4} \text{ mg/kg}$  体重/日と推計し  
12 た。

13 以上を合計して、今般の規格基準改正後の摂取量を  $2.6 \times 10^{-2} \text{ mg/kg}$  体重/日  
14 と推計した。

15

16

1 IV. 我が国及び国際機関等における評価

2 1. 我が国における評価

3 塩素化合物に関し、食品安全委員会において次の評価がなされている。

4 (1) 亜塩素酸ナトリウム

5 2004 年、カズノコ（調理加工品に限る）に使用するための使用基準改正に係  
6 る食品健康影響評価の結果、「亜塩素酸ナトリウムの ADI を亜塩素酸イオンとし  
7 て 0.029 mg/kg 体重/日と設定する。」と評価されている。（参照88）【亜塩素酸  
8 Na（第 1 版）】

9 2009 年、かずのこの塩蔵加工品に使用するための使用基準改正に係る食品健  
10 康影響評価の結果、「亜塩素酸ナトリウムの ADI を亜塩素酸イオンとして 0.029  
11 mg/kg 体重/日と設定する。」と評価されている。（参照89）【亜塩素酸 Na（第 3  
12 版）】

13 2015 年、「亜塩素酸ナトリウム」の ASC として使用するための使用基準改正  
14 に係る食品健康影響評価の結果、亜塩素酸イオンについて「ADI を 0.029 mg/kg  
15 体重/日と設定する。」、塩素酸イオンについて「添加物「亜塩素酸ナトリウム」  
16 が添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がない」と評価されてい  
17 る。（参照 12）【58】

18 (2) 次亜塩素酸水

19 2007 年、成分規格改正に係る食品健康影響評価の結果、「今回、食品健康影  
20 響評価を求められた 2 種類の次亜塩素酸水は、使用後、最終食品の完成前に除  
21 去される場合、安全性に懸念がないと考えられる。」と評価されている。（参照  
22 70）【次亜塩素酸水（2007）】

25 2. 国際機関等における評価

26 (1) FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）における評価

27 2007 年の第 68 回会合において、ASC の ADI は、ラット二世代生殖毒性試験  
28 結果（参照 57）【亜塩素酸水（第 2 版）34】に基づき、亜塩素酸イオンとして  
29 0.03 mg/kg 体重/日、塩素酸イオン ( $\text{ClO}_3^-$ ) として 0.01 mg/kg 体重/日と設定  
30 することとされた。（参照90）【亜塩素酸水（第 2 版）49】

32 (2) 米国環境保護庁（EPA）における評価

33 [(2) は、(3) ①に移動しました]

35 (3) 米国における評価

36 ① EPA における評価

37 2000 年、EPA は、亜塩素酸及び二酸化塩素について、二酸化塩素は亜塩素  
38 酸として毒性を発現すると考え、両化合物の神経行動学的影響や発達毒性の

1 知見から、二酸化塩素について NOAEL は設定せず、亜塩素酸イオンの  
2 NOAEL を設定することで十分に安全を確保できるとしている。

3 EPA は、亜塩素酸ナトリウムを用いたラットの発生毒性試験の結果に基づ  
4 き、児動物に認められた探索行動の低下を根拠に、NOAEL を 3 mg/kg 体重/  
5 日と判断している。この NOAEL に不確実係数として 100 を用い、RfD を亜  
6 塩素酸イオンとして 0.03 mg/kg 体重/日と設定している。(参照91、59、37)

7 【13、亜塩素酸水（第2版）37、亜塩素酸水（第2版）24】

8 事務局より：

塩素酸イオンについて、添加物評価書「亜塩素酸水」（第2版）では、EPA における評価は記載されておりませんが、JECFA における評価（上記（1））では記載されています。

概要書では、I. 4. (3) (b)において、EPA における塩素酸イオンの評価に関する記載がされています。

EPA における塩素酸イオンの評価の評価書への記載要否についてご検討ください。

仮に、記載する場合、添加物評価書「亜塩素酸ナトリウム」（第4版）(2015)【58】での記載（黄色マーカー）を基に、EPA における評価を次の記載案のとおり記載することによろしいかご確認ください。

[塩素酸イオン記載案]

2006 年、EPA は、塩素酸ナトリウムを用いたラットの 2 年間慢性毒性試験の結果に基づき、甲状腺濾胞上皮肥大及び石灰化の増加を根拠に、ベンチマークドーズ信頼性下限値 (BMDL) を 0.9 mg/kg 体重/日と判断している。この BMDL に不確実係数として 30 を用い、慢性参考用量 (cRfD) を塩素酸イオンとして 0.03 mg/kg 体重/日と設定している。【14】

## ② FDAにおける評価

2001 年、ASC について、亜塩素酸ナトリウム及び二酸化塩素の安全性評価は EPA の評価を引用して行われている。(参照 9) 【亜塩素酸水（第2版）11】

## (4) WHO 飲料水水質ガイドラインにおける評価

2005 年、亜塩素酸の暴露による最も重要な影響は、その酸化ストレスに基づく赤血球の変化であるとしている。また、慢性毒性試験及び二世代生殖試験を含め、亜塩素酸のヒトの TDI を評価するための十分なデータが存在するとしている。

1 亜塩素酸ナトリウムを用いたラットの二世代生殖毒性試験（参照 35、57）  
2 【亜塩素酸水（第 2 版）19、亜塩素酸水（第 2 版）34】に基づき、驚愕反応の  
3 低下、F1 と F2 における脳重量の減少及び F0 と F1 における肝重量の低下を根  
4 拠に、NOAEL は 2.9 mg/kg 体重/日とされている。この NOAEL に不確実係数  
5 として 100（個体差及び種差に各 10）を用い、TDI は亜塩素酸イオンとして 30  
6 μg/kg 体重/日とされている。

7 なお、亜塩素酸の暫定ガイドライン値が二酸化塩素の安全性を十分確保でき  
8 ると考えられることから、二酸化塩素のガイドライン値は設定されていない。  
9 （参照92、37）【追 6、亜塩素酸水（第 2 版）24】

## 10 (5) 欧州における評価

11 事務局より：

12 2005 年、2008 年及び 2015 年の EFSA の評価結果について、添加物評価書  
「亜塩素酸ナトリウム」（第 4 版）（2015）の記載を引用しました。（黄色マー  
カ一部分）

13 2003 年、EU において加工助剤は規制の対象とされていないが、二酸化塩素、  
14 ASC、過酸（peroxyacids）、リン酸三ナトリウムにより殺菌された家きん肉に  
15 ついて、毒性的なリスクは無視し得るとされている。しかしながら、二酸化  
16 塩素、ASC、過酸等の反応性の高い物質は、家きん肉中で化学変化を起こす可  
17 能性があるが、反応生成物は同定されておらず、結果として毒性的評価はで  
18 きないとされている。（参照 34）【亜塩素酸水（第 2 版）20（原著未確認）】

19 2005 年、欧洲食品安全機関（EFSA）は、ASC 処理した家きん肉について安  
20 全性の評価を行っている。EU における摂取量の平均、95 パーセンタイル、99  
21 パーセンタイル値は、亜塩素酸イオンとして 0.04、0.07、0.09 μg/kg 体重/日、  
22 塩素酸イオンとして 0.05、0.08、0.11 μg/kg 体重/日と、いずれも国際化学物質  
23 安全性計画（IPCS）、EPA 及び WHO が設定した TDI を下回るものであった。  
24 このことから、ASC 処理した家きん肉について安全性の懸念はないと結論付け  
25 ている。（参照93）【亜塩素酸 Na（第 4 版）32】

26 2008 年、EFSA は、ASC を含む殺菌料の使用による薬剤耐性菌の出現の可能  
27 性について評価している。評価の結果、この可能性を肯定する報告はないものの、  
28 更なる資料が必要であるとしている。（参照94）【亜塩素酸 Na（第 4 版）33】

29 2015 年、EFSA のフードチェーンにおける汚染物質に関する科学パネル  
30 （CONTAM パネル）は、甲状腺のヨウ素取り込みを塩素酸が持続的に拮抗阻害  
31 することで生じる甲状腺腫を、ヒトにおけるエンドポイントとして、過塩素酸で  
32 定められている TDI（0.3 μg/kg 体重/日）に、10 倍の係数を乗じて、塩素酸の  
33 TDI を 3 μg/kg 体重/日としている。（参照95）【亜塩素酸 Na（第 4 版）34】

1  
2

## (6) 国際がん研究機関 (IARC) における評価

3 1991 年、IARC は、亜塩素酸ナトリウムの発がん性について Group 3 (ヒト  
4 への発がん性について分類できない) と評価している。(参照 37、96) 【亜塩素  
5 酸水 (第 2 版) 24、亜塩素酸水 (第 2 版) 53】

6

1 V. 食品健康影響評価

2 事務局より :

3 II. 及びIII. のご議論を踏まえ、追って修正いたします。

4 亜塩素酸水は、亜塩素酸 ( $\text{HClO}_2$ ) を主たる有効成分としているが、pH の変  
5 動により二酸化塩素 ( $\text{ClO}_2$ )、亜塩素酸イオン ( $\text{ClO}_2^-$ ) 等も発生し得るもので  
6 あり、また、生体中では代謝等により亜塩素酸のほか、塩化物イオン ( $\text{Cl}^-$ )、  
7 二酸化塩素、亜塩素酸イオン等の生成も考えられる。

8 よって、亜塩素酸の毒性に関する試験報告は提出されていないが、既にわが  
9 国で使用の認められている亜塩素酸ナトリウム ( $\text{NaClO}_2$ ) の試験成績のほか、  
10 二酸化塩素、次亜塩素酸水又は次亜塩素酸ナトリウム ( $\text{NaClO}$ ) の試験成績も  
11 参考に、総合的に評価することは可能と判断した。

12 亜塩素酸ナトリウム等の安全性試験成績を評価した結果、亜塩素酸イオンの  
13 摂取による主要な影響は、赤血球の損傷と考えられた。発がん性は認められな  
14 かった。遺伝毒性については、細菌を用いた復帰突然変異試験でみられた陽性  
15 反応は弱いものであり、また、ほ乳類培養細胞を用いた染色体異常試験では陽  
16 性の結果が得られているものの、高用量まで試験された小核試験において陰性  
17 であったことから、生体にとって特段問題になる遺伝毒性はないと考えられた。

18 なお、亜塩素酸水に遺伝毒性発がん物質と疑われている臭素酸が混入する可  
19 能性があるが、提案された製造基準が遵守されれば、臭素酸の生成量を水道水  
20 質基準以下に抑えることが可能であると考えられた。

21 事務局より :

22 臭素酸については、I. 9. を踏まえ、追って修正いたします。

23 なお、直上の段落中、「・・・提案された製造基準が・・・」は、「・・・現在  
24 の製造基準が・・・」に修正予定です。

25 以上から、亜塩素酸水の主たる有効成分である亜塩素酸は、添加物として適  
26 切に使用され、最終食品の完成前に除去する旨の使用基準が遵守される限り、  
27 安全性に特段の懸念はないと考えられた。

28 上記を踏まえ、亜塩素酸水の ADI は、亜塩素酸イオンとして  $0.029 \text{ mg/kg}$  体  
29 重/日と評価した。

1	ADI	0.029 mg/kg 体重/日 (亜塩素酸イオンとして)
2	(ADI 設定根拠資料)	生殖毒性試験
3	(動物種)	ラット
4	(投与方法)	飲水投与
5	(NOAEL 設定根拠所見)	F2b : 聴覚驚愕反応の低下
6	(NOAEL)	2.9 mg/kg 体重/日 (亜塩素酸イオンとして)
7	(安全係数)	100

なお、既に使用の認められている次亜塩素酸ナトリウム等、臭素酸の混入する可能性のある食品添加物についても、混入の実態を調査した上で、規格基準の設定の必要性について検討すべきと考える。

## 1 &lt;別紙1：略称&gt;

略称	名称等
ASC	Acidified Sodium Chlorite Solutions : 酸性化亜塩素酸塩 (ナトリウム) 水溶液
BMDL	Benchmark Dose Lower Confidence Limit : ベンチマークドーズ信頼性下限値
CHL	チャイニーズ・ハムスター肺由来培養細胞株
EFSA	European Food Safety Authority : 欧州食品安全機関
EPA	Environmental Protection Agency : 米国環境保護庁
EU	European Union : 欧州連合
FASEB	Federation of American Societies for Experimental Biology : 生物実験科学連合
GLP	Good Laboratory Practice
GRAS	Generally Recognized as Safe : 一般的に安全とみなされる
IARC	International Agency for Research on Cancer : 国際がん研究機関
IPCS	International Programme on Chemical Safety : 国際化学物質安全性計画
JECFA	Joint FAO/WHO Expert Committee on Food Additives : FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議
LOAEL	Lowest Observed Adversed Effect Level
RfD	reference dose : 参照用量
USDA	United States Department of Agriculture : 米国農務省
WHO	World Health Organization : 世界保健機関

2

## 1 &lt;別紙2：亜塩素酸水 安全性試験結果&gt;

2

事務局より：

別紙2については、II. 2. 及び3. の内容と重複しているため、削除予定です。

3

試験種類	動物種	試験期間	投与方法	動物数/群	被験物質	投与量	試験結果	参照No.
急性毒性	ラット	単回	経口		亜塩素酸ナトリウム		LD <sub>50</sub> : ClO <sub>2</sub> <sup>-</sup> として 105 mg/kg 体重	44、37、43 【亜塩素酸水（第2版）22、亜塩素酸水（第2版）24、亜塩素酸Na（第4版）4】
	ウズラ	単回	経口				LD <sub>50</sub> : ClO <sub>2</sub> <sup>-</sup> として 493 mg/kg 体重	45、37、43 【亜塩素酸水（第2版）23（原著未確認）、亜塩素酸水（第2版）24、亜塩素酸Na（第4版）4】
	ネコ	単回	経口	雄		ClO <sub>2</sub> <sup>-</sup> として 20、64 mg/kg 体重の投与で 40~90 分後にメトヘモグロビン化のピーク（約 40%）が、20 mg/kg 体重の投与でそれより遅い時点でのピーク（10~30%）がみられ、両投与群でメトヘモグロビン血症がみられた。		46【亜塩素酸水（第2版）25】
	マウス	単回	経口	雌雄各 5		50 mL/kg 体重	雌雄ともに死亡例は認められず、中毒症状を示す動物も認められなかった。	47【次亜塩素酸水 10】
反復投与毒性	マウス	30 日間	飲水	*A/J マウス及び C57L/J マウス（各 11-23）	亜塩素酸ナトリウム	0、1、10、100 mg/L	何れの系統のマウスにおいても 100 mg/L 投与群で赤血球の G6PD 活性、浸透圧脆弱性及び平均容積の有意な上昇が認められた。 (NOAEL : ClO <sub>2</sub> <sup>-</sup> として 10 mg/L (1.9 mg/kg 体重/日) (EPA による))	35、48【亜塩素酸水（第2版）19、亜塩素酸水（第2版）27】
	マウス	30、90、180 日間	飲水	雄 55~60	亜塩素酸ナトリウム	0、4、20、100 mg/L (ClO <sub>2</sub> <sup>-</sup> として 0、3、15、75 mg/L)	腎病理組織学的検査、腎重量及びその比重量、体重並びに飲水量に有意な影響は認められなかった。	35、48【亜塩素酸水（第2版）19、亜塩素酸水（第2版）27】

試験種類	動物種	試験期間	投与方法	動物数/群	被験物質	投与量	試験結果	参照No.
	ラット	30~90日間	飲水	雄6	亜塩素酸イオン	0、10、50、100、250、500 mg/L (0、1、5、10、25、50 mg/kg 体重相当)	血液学的検査の結果、100 mg/L以上の投与群で一時的な貧血が認められた。30日後には50及び100 mg/L投与群で赤血球グルタチオン濃度が対照群よりもそれぞれ15及び31%減少し、90日後には50及び100 mg/L投与群で30及び40%減少した。 (NOAEL : ClO <sub>2</sub> <sup>-</sup> として 10 mg/L (1 mg/kg 体重/日) (WHOによる))	37、46【亜塩素酸水 (第2版)】24、亜塩素酸水 (第2版) 25】
反復投与毒性(つづき)	ラット	13週間	経口	雌雄各15	亜塩素酸ナトリウム	0、10、25、80 mg/kg 体重 / 日 (ClO <sub>2</sub> <sup>-</sup> として 0、7.4、18.6、59.7 mg/kg 体重 / 日相当)	80 mg/kg 体重/日投与群で被験物質によると考えられる4例の死亡例が認められた。血液学的検査では、10 mg/kg 体重/日以上の投与群の雄及び25 mg/kg 体重/日以上の投与群の雌で、赤血球数の有意な減少が認められた。また、25 mg/kg 体重/日以上の投与群の雄で、ヘマトクリット及びヘモグロビン濃度の有意な減少と、メトヘモグロビン濃度及び好中球数の有意な上昇が認められた。一方、80 mg/kg 体重/日投与群の雌では、メトヘモグロビン濃度の有意な減少がみられたほか、3匹に赤血球の形態変化を観察した。 80 mg/kg 体重/日投与群の雄及び25 mg/kg 体重/日以上の投与群の雌で、脾臓比重量の有意な増加が、80 mg/kg 体重/日の投与群の雄及び25 mg/kg 体重/日以上の投与群の雌で、副腎比重量の有意な増加が認められた。 病理組織学的検査では、80 mg/kg 体重/日投与群の雄7匹及び雌8匹に、前胃の扁平上皮過形成、角化、潰瘍形成、慢性炎症及び浮腫が認められた。潰瘍形成、慢性炎症及び浮腫は、25 mg/kg 体重/日投与群の雄2匹にも認められた。 (NOAEL : 10 mg/kg 体重/日 (ClO <sub>2</sub> <sup>-</sup> として 7.4 mg/kg 体重/日))	35、37、49【亜塩素酸水 (第2版)】19、亜塩素酸水 (第2版) 24、亜塩素酸水 (第2版) 28】
	ラット	1年間	飲水	雄4	亜塩素酸ナトリウム	0、10、100 mg/L (20時間/日、7日/週)	10 mg/L 投与群で投与開始後10、11か月目に有意な体重增加抑制が認められ、100 mg/L 投与群では2か月目以降から認められた。赤血球数、ヘマトクリット値、ヘモグロビン値には変化は認められなかった。	35、50、51【亜塩素酸水 (第2版)】19、亜塩素酸水 (第2版) 29、亜塩素酸水 (第2版) 30】
	ラット	2年間	飲水	雌雄7	亜塩素酸ナトリウム	0、1、2、4、8、100、1,000 mg/L (ClO <sub>2</sub> <sup>-</sup> として 0、0.09、0.18、0.35、0.7、9.3、81 mg/kg 体重/日相当)	全ての投与群でラットの生存期間に変化は認められなかった。100及び1,000 mg/L投与群では、投与に起因すると考えられる腎病変が認められた。 (NOAEL : 8 mg/L (ClO <sub>2</sub> <sup>-</sup> として 0.7 mg/kg 体重/日) (著者による))	35、37、50【亜塩素酸水 (第2版)】19、亜塩素酸水 (第2版) 24、亜塩素酸水 (第2版) 29】

試験種類	動物種	試験期間	投与方法	動物数/群	被験物質	投与量	試験結果	参照No.
	サル	30~60日間 ( rising dose 法)	飲水	雄 5、雌 7	亜塩素酸ナトリウム	亜塩素酸ナトリウム (ClO <sub>2</sub> <sup>-</sup> として 0、25、50、100、400 mg/L ; 0、3、6、13、50 mg/kg 体重/日相当 (WHOによる) 、 400 mg/L が 58.4 mg/kg 体重/日に相当 (EPAによる))	メトヘモグロビン血症と貧血が用量依存的に認められた。	35、37、52、43 【亜塩素酸水 (第2版) 19、亜塩素酸水 (第2版) 24、亜塩素酸水 (第2版) 31、亜塩素酸 Na (第4版) 4】
反復投与毒性 (つづき)	ラット	90日間	飲水	雌 雄 各 10	二酸化塩素	0、25、50、100、200 mg/L (雄 : 0、2、4、6、12 mg/kg 体重/日相当、 雌 : 0、2、5、8、15 mg/kg 体重/日相当)	200 mg/L 投与群において摂餌量の減少が認められ、100 mg/L 以上の投与群の雌で鼻甲介の杯細胞の過形成が認められた。また、50 mg/L 以上の投与群で水の味の変化に起因すると考えられる飲水量の減少、25 mg/L 以上の投与群の雌雄で鼻腔の炎症、雄で鼻甲介の杯細胞の過形成が認められた。 (LOAEL : ClO <sub>2</sub> として 25 mg/L (2 mg/kg 体重/日相当) (著者による))	35、37、50 【亜塩素酸水 (第2版) 19、亜塩素酸水 (第2版) 24、亜塩素酸水 (第2版) 29】
	ラット	2年間	飲水	7		0、0.5、1、5、10、100 mg/L (0、0.07、0.13、0.7、1.3、13 mg/kg 体重/日相当)	100 mg/L 投与群の雌雄で生存率の大きな低下がみられ、対照群に比べ平均生存期間が減少した。しかしながら、病理組織学的な所見との明らかな相関関係は認められなかつた。 (NOAEL : ClO <sub>2</sub> として 10 mg/L (1.3 mg/kg 体重/日相当) (著者による))	35、37、50 【亜塩素酸水 (第2版) 19、亜塩素酸水 (第2版) 24、亜塩素酸水 (第2版) 29】
発がん性	マウス	85週間	飲水	雌 雄 各 50	亜塩素酸ナトリウム	0、250、500 mg/L (ClO <sub>2</sub> <sup>-</sup> として 0、36、71 mg/kg 体重/日)	腫瘍発生率の有意な増加は認められなかつた。	35、37、55 【亜塩素酸水 (第2版) 19、亜塩素酸水 (第2版) 24、亜塩素酸水 (第2版) 32】
	ラット	85週間	飲水	雌 雄 各 50		0、300、600 mg/L (ClO <sub>2</sub> <sup>-</sup> として 0、18、32、雌 : 0、28、41 mg/kg 体重/日)	腫瘍発生率の有意な増加は認められなかつた。	35、50、55 【亜塩素酸水 (第2版) 19、亜塩素酸水 (第2版) 29、亜塩素酸水 (第2版) 32】

試験種類	動物種	試験期間	投与方法	動物数/群	被験物質	投与量	試験結果	参照No.
	ラット	2年間	飲水	雌雄各7	亜塩素酸ナトリウム	0、1、2、4、8、100、1,000 mg/L	腫瘍はみられなかった。	35、50、37 【亜塩素酸水（第2版）19、亜塩素酸水（第2版）29、亜塩素酸水（第2版）24】
	マウス ラット	103週 104週				500、1,000 mg/kg 体重/日（マウス） 500～2,000 mg/kg 体重/日（ラット）	生存率及び腫瘍発生率については次亜塩素酸ナトリウム濃度に関わらず、対照群と有意差がなかった。	55【亜塩素酸水（第2版）32】
生殖発生毒性	マウス	妊娠期～授乳期	飲水	雌10	亜塩素酸ナトリウム	ClO <sub>2</sub> <sup>-</sup> として 0、100 mg/L (0、22 mg/kg 体重/日)	受胎率は対照群で 56%、投与群で 39% であり、児動物の離乳時の体重は対照群より 14% 減少した。 (LOAEL : ClO <sub>2</sub> <sup>-</sup> として 100 mg/L (22 mg/kg 体重/日))	35、37、48 【亜塩素酸水（第2版）19、亜塩素酸水（第2版）24、亜塩素酸水（第2版）27】
	ラット	72～76日間	飲水	雄12	亜塩素酸ナトリウム	0、1、10、100、500 mg/L (ClO <sub>2</sub> <sup>-</sup> として 0、0.075、0.75、7.5、27 mg/kg 体重/日 相当)	投与に関連する一般状態の変化、生殖能及び生殖器官の病理組織学的变化は認められなかつたが、異常精子数の増加及び精子の直進運動性の低下が 100 mg/L 以上の投与群で認められた。 (NOAEL : 10 mg/L (ClO <sub>2</sub> <sup>-</sup> として 0.75 mg/kg 体重/日) (WHO 及び EPA による))	35、37、 50、56【亜塩素酸水（第2版）19、亜塩素酸水（第2版）24、亜塩素酸水（第2版）29、亜塩素酸水（第2版）33】
	ラット	雄：交配前 56 日間 及び交配中 10 日間 雌：交配前 14 日から 分娩後 21 日の離乳時まで	飲水	雄 12、 雌 24 (F0)	亜塩素酸ナトリウム	0、1、10、100 mg/L (ClO <sub>2</sub> <sup>-</sup> として 0、0.075、0.75、7.5 mg/kg 体重/日)	母動物の生殖及び児動物の生存及び成長に投与の影響はみられなかった。100 mg/L 投与群において 21 日齢の雌児、40 日齢の雄児の T <sub>3</sub> の低下及び 40 日齢の雌雄児の T <sub>4</sub> 濃度の低下が認められた。 (NOAEL : 100 mg/L (ClO <sub>2</sub> <sup>-</sup> として 7.5 mg/kg 体重/日))	35、37、 50、56 【亜塩素酸水（第2版）19、亜塩素酸水（第2版）24、亜塩素酸水（第2版）29、亜塩素酸水（第2版）33】

試験種類	動物種	試験期間	投与方法	動物数/群	被験物質	投与量	試験結果	参照No.
生殖発生毒性(つづき)	ラット	雄：交配前 10 日間、交配期間中 雌：交配前 10 日間、交配、妊娠、授乳期間	飲水	雌雄各 30 (F0)	亜塩素酸ナトリウム (ClO <sub>2</sub> <sup>-</sup> として)	0、35、70、300 mg/L F0： 雄：0、3.0、5.6、20.0、雌：0、3.8、7.5、28.6 F1： 雄：0、2.9、5.9、22.7、雌：0、3.8、7.9、28.6 mg/kg 体重/日)	生殖、生殖器官の病理組織学的所見、精子数及び精子の形態に投与の影響は認められなかつた。主に 70 及び 300 mg/L 投与群の全世代雄で嗜好性の低下による飲水量、摂餌量、体重増加の減少が認められた。300 mg/L 投与群の F1、F2 の生存率低下、出生時及び授乳期間中の体重減少、正向反射達成率の低下及び雌雄の性成熟の遅延、F1 の生後 11 日雄の脳重量の低下、F1 の赤血球指標の低下が認められた。また、70 及び 300 mg/L 投与群で F2b の生後 24 日に聴覚驚愕反応の低下が認められた。35 及び 70 mg/L 投与群の F1 では赤血球指標の軽微であるが有意な変化がみられたが、背景データの範囲内の変化であつた。 (NOAEL : 70 mg/L (ClO <sub>2</sub> <sup>-</sup> として 2.9 mg/kg 体重/日))	35、37、50、57、53【亜塩素酸水（第 2 版）】19、亜塩素酸水（第 2 版）24、亜塩素酸水（第 2 版）29、亜塩素酸水（第 2 版）34、追 7】
	ラット	妊娠 8~15 日目	飲水 強制経口	雌 4~13	亜塩素酸ナトリウム	0、0.1、0.5、2% ; ClO <sub>2</sub> <sup>-</sup> として 0、70、440、610 mg/kg 体重/日) 200 mg/kg 体重	200 mg/kg 体重強制経口投与群では全てのラットが死亡したが、飲水投与では死亡はみられなかった。0.5 及び 2%投与群では体重、摂餌量及び飲水量の低下がみられ、0.1%投与群で摂水量の低下がみられた。2%投与群で吸収胚の増加がみられた。0.1%以上投与群の分娩児の頭臀長の短縮がみられたが、体重には差は認められなかった。奇形の発現頻度及び児の生後発育には投与の影響はみられなかつた。 (NOAEL : ClO <sub>2</sub> <sup>-</sup> として 0.5% (440 mg/kg 体重/日))	35、58【亜塩素酸水（第 2 版）】19、亜塩素酸水（第 2 版）36】
	ラット	9 週間 (交配 10 日前～受胎後 35～42 日後)	飲水	雌 12	亜塩素酸ナトリウム	0、20、40 mg/L (ClO <sub>2</sub> <sup>-</sup> として 0、3、6 mg/kg 体重/日)	40 mg/L 投与群の受胎後 36～39 日の児に一貫した探索行動の低下が認められたが、40 日では変化は認められなかつた。 (NOAEL : 20 mg/L (ClO <sub>2</sub> <sup>-</sup> として 3 mg/kg 体重/日))	35、37、59【亜塩素酸水（第 2 版）】19、亜塩素酸水（第 2 版）24、亜塩素酸水（第 2 版）37】
	ラット	2.5か月間 (交配前と妊娠期間中)	飲水	各 6-9	亜塩素酸イオン	0、1、10 mg/L (0、0.1、1 mg/kg 体重/日)	投与群で異常発生率が増加したが、投与群の匹数が少ないため、統計学的に有意とはみなされなかつた。	35、37、50、60【亜塩素酸水（第 2 版）】19、亜塩素酸水（第 2 版）24、亜塩素酸水（第 2 版）29、亜塩素酸水（第 2 版）38】

試験種類	動物種	試験期間	投与方法	動物数/群	被験物質	投与量	試験結果	参照No.
遺伝毒性	ウサギ	妊娠 7～19日	飲水	16	亜塩素酸ナトリウム	0、200、600、1,200 mg/L ( $\text{ClO}_2^-$ として 0、10、26、40 mg/kg 体重/日)	600 mg/L 以上の投与群で、妊娠ウサギの飲水量及び摂餌量の減少がみられ、胎児重量のわずかな低下及び化骨遅延胎児のわずかな増加がみられた。催奇形性は認められなかった。 (NOAEL : 200 mg/L ( $\text{ClO}_2^-$ として 10 mg/kg 体重/日) (著者による))	61、35、37 【亜塩素酸水 (第2版) 39、亜塩素酸水 (第2版) 19、亜塩素酸水 (第2版) 24】
	ラット	2.5か月間(交配前と妊娠期間中)	飲水	雄 6～8	二酸化塩素	0、1、10、100 mg/L (0、0.1、1、10 mg/kg 体重/日相当)	100 mg/L 投与群で着床数及び出生児数に減少が認められた。 (NOAEL : $\text{ClO}_2$ として 10 mg/L (1 mg/kg 体重/日 (WHOによる))	37、50、60 【亜塩素酸水 (第2版) 24、亜塩素酸水 (第2版) 29、亜塩素酸水 (第2版) 38】
	ラット	生後 1～20日	強制経口			14 mg/kg 体重/日	生後 11、21 及び 35 日に体重の低値、投与後 21 及び 35 日に前脳の重量及びタンパク質量の低下がみられ、生後 11 及び 21 日に前脳の DNA 量の低下がみられた。小脳、嗅球の細胞増殖には対照群との間に有意な差はなく、前脳、小脳、脳幹の病理組織学的変化も認められなかった。 (LOAEL : 14 mg/kg 体重/日)	37、50、63 【亜塩素酸水 (第2版) 24、亜塩素酸水 (第2版) 29、亜塩素酸水 (第2版) 40】
マウス	In vitro	復帰突然変異試験	<i>S. typhimurium</i> TA92 TA94 TA98 TA100 TA1535 TA1537		亜塩素酸ナトリウム	最高用量 0.3 mg/plate (+/- S9mix)	S9mix の存在下において TA100 の最高用量のみで弱い陽性 (対照群の 2 倍程度)。	35、37、38 【亜塩素酸水 (第2版) 19、亜塩素酸水 (第2版) 24、亜塩素酸水 (第2版) 41】
		染色体異常試験	CHL		亜塩素酸ナトリウム	最高用量 0.02 mg/L	最高用量のみ陽性。	35、37、38 【第2版】 19、亜塩素酸水 (第2版) 24、亜塩素酸水 (第2版) 41】
		小核試験	強制経口	6	亜塩素酸ナトリウム	37.5～300 mg/kg 体重	陰性。	35、41 【亜塩素酸水 (第2版) 19、亜塩素酸水 (第2版) 42】
		小核試験	強制経口 5回	雌雄 5	亜塩素酸ナトリウム	0、8、20、40 mg/kg 体重/日	陰性。	35、40 【14、亜塩素酸水 (第2版) 35】

試験種類	動物種	試験期間	投与方法	動物数/群	被験物質	投与量	試験結果	参照No.
マウス	小核試験 骨髄染色 体異常試験 精子形態異常試験	小核試験	腹腔内		亜塩素酸ナトリウム	7.5～60 mg/kg 体重	陽性。 陰性。 陰性。	35、41【亜塩素酸水(第2版) 19、亜塩素酸水(第2版) 42】 35、37、40【亜塩素酸水(第2版) 19、亜塩素酸水(第2版) 24、亜塩素酸水(第2版) 35】
		骨髄染色 体異常試験 精子形態異常試験	経口		亜塩素酸ナトリウム			
	In vitro	復帰突然変異試験	<i>S. typhimurium</i> : TA98 TA100 TA1535 TA1537 <i>Escherichia Coli</i> <i>WP2uvrA</i>		微酸性次亜塩素酸水 (pH5.0～5.5、有効塩素濃度 50～80 mg/kg)	3.91 ～ 1,000 ml/plate	S9mix の有無にかかわらず、陰性であった	42【次亜塩素酸水 11】
細胞毒性			チャイニーズ・ハムスター培養細胞 (V79細胞)		微酸性次亜塩素酸水 (pH5.0～5.5、有効塩素濃度 50～80 mg/kg)		コロニー形成阻害試験を行った結果、次亜塩素酸水の含有率 12.5%以上で明確な細胞毒性作用が認められた。50.0%以上ではコロニーの出現が観察されず、試験から試算した IC50 値は 20.0%以下であった。	64【次亜塩素酸水 12】
抗原性	ウサギモルモット			雌	微酸性次亜塩素酸水		ウサギを用いた皮膚一次刺激性試験、皮膚累積刺激性試験及び眼刺激試験、並びにモルモットを用いた感作性試験において、いずれの動物にも異常は認められなかった。	65、66、67、68【次亜塩素酸水 13、次亜塩素酸水 14、次亜塩素酸水 15、次亜塩素酸水 16】

試験種類	動物種	試験期間	投与方法	動物数/群	被験物質	投与量	試験結果	参照No.
ヒトにおける知見	ヒト	rising dose 法	飲水	男性 10 名	亜塩素酸イオン	0.01、0.1、0.5、1.0、1.8、2.4 mg/L、1 L/日	血清中の尿素窒素、クレアチニン及びその両者の比（群平均値）の変化が認められた。 〈NOAEL : ClO <sub>2</sub> <sup>-</sup> として 2.4 mg/L (0.034 mg/kg 体重/日)〉	37、71、72、73、35【亜塩素酸水（第2版）24、亜塩素酸水（第2版）43、亜塩素酸Na（第4版）67、亜塩素酸Na（第4版）68、亜塩素酸水（第2版）19】
	ヒト	約 12 週間	飲水	男性 10 名	亜塩素酸ナトリウム	5 mg/L、0.5 L/日	平均赤血球ヘモグロビン量（群平均値）の変化が認められたが、時間経過との関連が無く、数値は正常範囲内にあった。 〈NOAEL : ClO <sub>2</sub> <sup>-</sup> として 5 mg/L (36 µg/kg 体重/日相当)〉	37、71、72、35、50【亜塩素酸水（第2版）24、亜塩素酸水（第2版）43、亜塩素酸Na（第4版）67、亜塩素酸水（第2版）19、亜塩素酸水（第2版）29】
ヒトにおける知見（続き）	ヒト	12 週間	飲水	G6PD* 欠損 健康男性 3 名	亜塩素酸ナトリウム	5 mg/L、500 mL/日（体重 60 kg と仮定すると 42 µg/kg 体重/日相当）	生化学的及び生理学的指標について、亜塩素酸イオンの摂取による臨床病理学的意義のある変化は認められなかった。	71、72、73、35【亜塩素酸水（第2版）43、亜塩素酸Na（第4版）67、亜塩素酸Na（第4版）68、亜塩素酸水（第2版）19】

1 \*G6PD: Glucose-6-phosphate dehydrogenase

2 A/J マウス : G6PD 活性が正常な系統

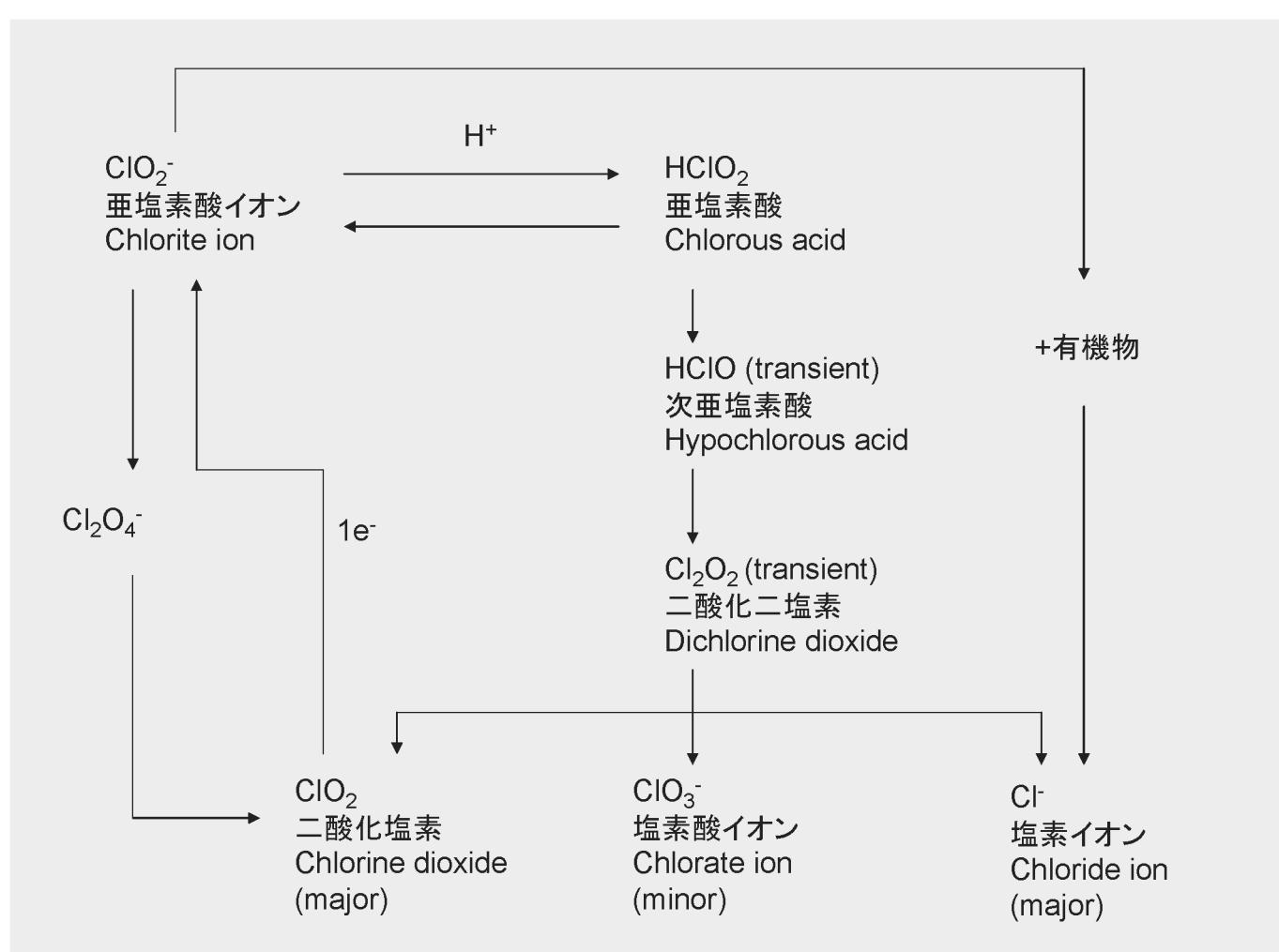
3 C57L/J マウス : G6PD 活性が低下している系統

4

1

## &lt;別紙3：塩素系化合物の関係図&gt;

2



3

4

5 (参照97 (一部改編) ) 【追9】

6



- 1 【亜塩素酸水（第2版）1】厚生労働省：「亜塩素酸水」の食品添加物としての指定及び規格基準の設定に係る食品健康影響評価の依頼について（平成18年8月14日付けで食品健康影響評価を依頼した事項），第156回食品安全委員会，2006
- 2 【亜塩素酸水（第2版）2】本部三慶株式会社：亜塩素酸水 指定申請書，2006
- 3 【亜塩素酸水（第2版）3】厚生労働省：「亜塩素酸水」の規格基準の設定に関する食品健康影響評価について（付帯事項への対応），第426回食品安全委員会，2012
- 4 【委員会資料】厚生労働省：「亜塩素酸水」の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について，第882回食品安全委員会，2022
- 5 【概要書】三慶株式会社：亜塩素酸水概要書，2022
- 6 【追2】厚生労働省，消費者庁：第9版食品添加物公定書，2018：356，1029
- 7 【亜塩素酸水（第2版）7】Yin G and Ni Y: Mechanism of the ClO<sub>2</sub> Generation from the H<sub>2</sub>O<sub>2</sub>-HClO<sub>3</sub> Reaction. Canad J Chem Engin, 2000; 78: 827-33.
- 8 【亜塩素酸水（第2版）8】McKetta JJ and Weismantel GE: Encyclopedia of Chemical Processing and Design. Marcel Dekker Inc, 1994; 51: 126-88
- 9 【亜塩素酸水（第2版）11】Kemp G.K. Alcide Corp. Food Additive Petition OA4724-Acidified solutions of sodium chlorite for processing water applied to processed, comminuted or formed meat products. (2001).
- 10 【亜塩素酸水（第2版）10】カズノコに係わる亜塩素酸ナトリウムの使用認可申請に関する資料（追補版）の概要，第12回添加物専門調査会，2004
- 11 【亜塩素酸水（第2版）9】Cayce WC and Kere KG: Acidified sodium chlorite(ASC)-Chemistry and mode of action. Alcide Corporation. (指定等要請者(2006)抜粋邦訳)
- 12 【58】食品安全委員会：添加物評価書「亜塩素酸ナトリウム（第4版）」。2015年12月
- 13 【亜塩素酸水（第2版）4】Ni Y and Yin G: Disproportionation of chlorous acid at a strong acidity. Ind. & Engin. Chem. Res, 1998; 37: 2367-72.
- 14 【亜塩素酸水（第2版）5】Warf CC: The chemistry & mode of action of acidified sodium chlorite. IFT Annual Meeting (New Orleans, Louisiana), 2001; Session 91-1.
- 15 【亜塩素酸水（第2版）6】International Dioxide Inc: chlorine dioxide, sodium chlorite, disinfectant, sanitizer  
<http://www.idiclo2.com/clo2chem/onsite.html> (アクセス日：2007/9/30)
- 16 【52】対象食品群中の臭素酸の残留性確認試験（規格基準改正要請者作成）
- 17 【亜塩素酸水（第2版）12】厚生労働省：添加物評価書案「亜塩素酸水」付帯事項（臭素酸）に関する報告書，第106回添加物専門調査会，2012
- 18 【亜塩素酸水（第2版）14】水質基準に関する省令，平成15年厚生労働省令第101号
- 19 【追1】食品衛生法施行規則の一部を改正する省令，厚生労働省令第9号
- 20 【3】諸外国の使用状況、並びに、安全性に係る知見に関する新たな調査報告書（規格基準改正要請者作成）
- 21 【亜塩素酸Na（第4版）10】IPA Database by CCFA.  
<http://www.ccfa.cc/IPA/> (アクセス日：2015/8/13)

- 
- 22 【8】 FDA (US Food and Drug Administration): 21CFR (Code of Federal Regulations title 21) Part 173, §173.325 Acidified sodiumchlorite solutions, e-  
CFR data is current as of June 28, 2019
- 23 【亜塩素酸 Na (第4版) 1】 エコラボ合同会社：食品添加物「亜塩素酸ナトリウム」の使用基準改正に関する要請資料, 2015
- 24 【11】 Health Canada: Antimicrobial Processing Aids for Which Health Canada Has Issued a Letter of No Objection (LONO) or an interim Letter of No Objection (iLONO), 2015
- 25 【10】 FSANZ (Food Standards Australia New Zealand): Final Assessment Report Application A476 Acidified Sodium Chlorite as a Processing aid, 2003
- 26 【9】 FSANZ (Food Standards Australia New Zealand): STANDARD 1.3.3 Processing Aids, 2016
- 27 【16】 FDA 21 CFR § 173.325. (2020).
- 28 【亜塩素酸水 (第2版) 15】 Cayce Worf C, Kere Kemp G. Acidified sodium chloride solutions in food processing: A review. (指定等要請者 (2006) 抜粋邦訳)
- 29 【亜塩素酸水 (第1版)】 食品安全委員会：添加物評価書「亜塩素酸水 (第1版)」. 2008年6月
- 30 【18】 食品安全委員会：食品健康影響評価の結果の通知について, 府食 652 号平成 24 年 7 月 9 日付け食品安全委員会通知
- 31 【追4】 厚生労働省：食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件等について, 食安発 0201 第 2 号平成 25 年 2 月 1 日付け厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知
- 32 【亜塩素酸水 (第2版) 17】 亜塩素酸水 トリハロメタン等の生成について (指定等要請者 (2006) 作成)
- 33 【亜塩素酸水 (第2版) 18】 Abdel-Rahman M.S, Couri D, Bull RJ. Kinetics of ClO<sub>2</sub> and effects of ClO<sub>2</sub>, ClO<sub>2</sub><sup>-</sup> and ClO<sub>3</sub><sup>-</sup> in drinking water on blood glutathione and hemolysis in rat and chicken. J. Environ. Path. & Toxicol. (1980) 3: 531-449.
- 34 【亜塩素酸水 (第2版) 20 (原著未確認)】 European Commission, Opinion of the Scientific Committee on Veterinary Measures Relating to Public Health on the Evaluation of Antimicrobial Treatments for Poultry Carcasses (Adopted on 14-15 April 2003).
- 35 【亜塩素酸水 (第2版) 19】 U.S. EPA, Toxicological review of chlorine dioxide and chlorite, in support of summary information on the integrated risk information system (IRIS), September 2000, EPA/635/R-00/007.
- 36 【亜塩素酸水 (第2版) 21】 Abdel-Rahman M.S, Couri D, Bull RJ. The kinetics of chlorite and chlorate in the rat. J. Am. Coll. Toxicol. (1984) 3: 261-7.
- 37 【亜塩素酸水 (第2版) 24】 WHO. Chlorite and Chlorate in Drinking Water. Background document for development of WHO Guidelines for Drinking-water Quality. (2005).
- 38 【亜塩素酸水 (第2版) 41】 Ishidate M, Sofuni T, Yoshikawa K, Hayashi M, Nohmi T, Sawada M, Matsuoka A. Primary mutagenicity screening of food additives currently used in Japan. Food. Chem. Toxicol. (1984) 22: 623-36.
- 39 【亜塩素酸 Na (第4版) 47】 Feretti D, Zerbini I, Ceretti E, Villarini M, Zani C, Moretti M, Fatigoni C, Orizio G, Donato F and Monarca S: Evaluation of chlorite and chlorate genotoxicity using plant bioassays and in vitro DNA

- 
- damage tests. Water Research. 2008; 42: 4075-82.
- 40 【亜塩素酸水（第2版）35】 Meier JR, Bull RJ, Stober JA, Cimino MC. Evaluation of chemicals used for drinking water disinfection for production of chromosomal damage and sperm-head abnormalities in mice. Environ. Mutagen. (1985) 7: 201-11.
- 41 【亜塩素酸水（第2版）42】 Hayashi M, Kishi M, Sofuni T, Ishidate M. Micronucleus test in mice on 39 food additives and eight miscellaneous chemicals. Food. Chem. Toxicol. (1988) 26: 487-500.
- 42 【次亜塩素酸水11】 ソフト酸化水の細菌を用いる復帰突然変異試験. 平成7年1月11日. (財) 食品農医薬品安全性評価センター
- 43 【亜塩素酸Na（第4版）4】 JECFA/WHO. WHO FOOD ADDITIVES SERIES 59 Safety evaluation of certain food additives and contaminants: Acidified Sodium Chlorite. 2008; 3-54.
- 44 【亜塩素酸水（第2版）22】 Musil J, Knotek Z, Chalupa J, Schmidt P. Toxicologic aspects of chlorine dioxide application for the treatment of water containing phenols. Technol. Water (1964) 8:327-46.
- 45 【亜塩素酸水（第2版）23（原著未確認）】 Fletcher D. Acute oral toxicity study with sodium chlorite in bobwhite quail. IndustrialBio-Test Laboratory's report to Olin Corporation (1973) (IBT No. J2119). (Cited in 10)).
- 46 【亜塩素酸水（第2版）25】 Heffernan WP, Guion C, Bull RJ. Oxidative damage to the erythrocyte induced by sodium chlorite in vivo. Journal of Environmental Pathology & Toxicology. (1979)2: 1487-99.
- 47 【次亜塩素酸水 10】 ソフト酸化水のマウスを用いた単回経口投与毒性試験. 平成7年1月11日 (財団法人食品農医薬品安全性評価センター作成)
- 48 【亜塩素酸水（第2版）27】 Moore GS, Calabrese EJ. Toxocological effects of chlorite in the mouse. Environ. Health Perspect. (1982) 46: 31-7.
- 49 【亜塩素酸水（第2版）28】 Harrington RM, Romano RR, Gates D, Ridgway P. Subchronic toxicity of sodium chlorite in the rat. J. Am. Coll. Toxicol. (1995)14: 21-33.
- 50 【亜塩素酸水（第2版）29】 TERA Toxicology excellence for risk assessment - Health risk assessment/characterization of the drinking water disinfection by-products chlorine dioxide and chlorite (8W-0766-NTLX). Cincinnati, Ohio (1998).
- 51 【亜塩素酸水（第2版）30】 Couri D, Abdel-Rahman MS. Effect of chlorine dioxide and metabolites on glutathione dependent system in rat, mouse and chicken blood. Journal of Environmental Pathology & Toxicology. (1980)3: 451-60.
- 52 【亜塩素酸水（第2版）31】 Bercz JP, Jones L, Garner L, Murray D, Ludwig A, Boston J. Subchronic toxicity of chlorine dioxide and related compounds in drinking water in nonhuman primate. Environ. Hlt. Perspect. (1982)46: 47-55.
- 53 【追7】 WHO. Chlorine Dioxide, Chlorite and Chlorate in Drinking-water. (2016)
- 54 【追8】 Yoshihiko Y, Kazuhiko U, Dai N, Kazumi S, Kazuhiko Y, and Yoichi K: Studies of Carcinogenicity of Sodium Chlorite in B6C3F1 Mice. Environmental Health Perspectives, 1987: 76: 205-10
- 55 【亜塩素酸水（第2版）32】 Kurokawa Y, Takayama S, Konishi Y, Hiasa Y,

- 
- Asahina S, Takahashi M et al. Long-term in Vivo Carcinogenicity Tests of Potassium Bromate, Sodium Hypochlorite and Sodium Chlorite Conducted in Japan. Environmental Health Perspectives. (1986) 69: 221-35.
- 56 【亜塩素酸水（第2版）33】 Carlton BD, Habash DL, Basaran AH, George EL, Smith MK. Sodium chlorite administration in Long-Evans rats: reproductive and endocrine effects. Environ. Res. (1987) 42: 238-45.
- 57 【亜塩素酸水（第2版）34】 Gill MW, Swanson MS, Murphy SR, Bailey GP. Two-generation reproduction and developmental neurotoxicity study with sodium chlorite in the rat. J. Appl. Toxicol. (2000) 20: 291-303.
- 58 【亜塩素酸水（第2版）36】 Couri D, Miller CH, Bull RJ, Delphia JM, Ammer EM. Assessment of maternal toxicity, embrotoxicity and teratogenic potential of sodium chlorite in Sprague-Dawley rats. Environ. Hlt. Perspect. (1982) 46: 25-9.
- 59 【亜塩素酸水（第2版）37】 Mobley SA, Taylor DH, Laurie RD, Pfohl RJ. Chlorine dioxide depresses T3 uptake and delays development of locomotive activity in young rats. The Toxicology. (1990):347-524.
- 60 【亜塩素酸水（第2版）38】 Suh DH, Abdel-Rahman MS, Bull RJ. Effect of chlorine dioxide and its metabolites in drinking water on fetal development in rats. J. Appl. Toxicol. (1983) 3: 75-9.
- 61 【亜塩素酸水（第2版）39】 Harrington RM, Romano RR, Irvine L. Developmental toxicity of sodium chlorite in the rabbit. J. Am. Coll. Toxicol. (1996) 14: 108-18.
- 62 【亜塩素酸Na（第4版）64】 酒見 和枝, 宇佐見 誠, 紅林 秀雄, 大野 泰雄: 亜塩素酸ナトリウム (NaClO<sub>2</sub>) のラットを用いた経口投与による催奇形性試験. 国立医薬品食品衛生研究所報告. 1999; 117: 99-103
- 63 【亜塩素酸水（第2版）40】 Toth GP. Effects of chlorine dioxide on the developing rat brain. J. Toxicol. Environ. Health. (1990) 31: 29-44.
- 64 【次亜塩素酸水 12】 ソフト酸化水の培養細胞を用いるコロニー形成阻害試験. 平成7年1月11日. (財) 食品農医薬品安全性評価センター
- 65 【次亜塩素酸水 13】 ソフト酸化水のウサギを用いた皮膚一次刺激性試験. 平成7年3月16日. (財) 食品農医薬品安全性評価センター
- 66 【次亜塩素酸水 14】 ソフト酸化水のウサギを用いた皮膚累積刺激性試験. 平成7年3月16日. (財) 食品農医薬品安全性評価センター
- 67 【次亜塩素酸水15】 ソフト酸化水のウサギを用いた眼刺激試験. 平成7年1月11日. (財) 食品農医薬品安全性評価センター
- 68 【次亜塩素酸水 16】 ソフト酸化水のモルモットを用いた感作性試験. 平成7年1月11日. (財) 食品農医薬品安全性評価センター
- 69 【次亜塩素酸水 17】 小宮山 寛機: 電解水の安全性. 食品と開発, 1998; 33: 8-9
- 70 【次亜塩素酸水（2007）】 食品安全委員会: 添加物評価書「次亜塩素酸水」. 2007年1月
- 71 【亜塩素酸水（第2版）43】 Lubbers JR, Chauhan S, Bianchine JR. Controlled clinical evaluation of chlorine dioxide, chlorite, and chlorate in man. Fund. Appl. Toxicol. (1981) 1: 334-8.
- 72 【亜塩素酸Na（第4版）67】 Lubbers JR, Chauhan S and Bianchine JR: Controlled clinical evaluations of chlorine dioxide, chlorite and chlorate in man. Environ. Health Perspect. 1982; 46: 57-62.

- 
- 73 【亜塩素酸 Na (第 4 版) 68】 Lubbers JR and Bianchine JR: Effects of the acute rising dose administration of chlorine dioxide, chlorate and chlorite to normal healthy adult male volunteers. *J. Environ. Pathol. Toxicol. Oncol.* 1984; 5: 215–28.
- 74 【亜塩素酸水 (第 2 版) 44】 Lubbers JR, Chauhan S, Miller JL, and Bianchine JR: The effects of chronic administration of chlorite to glucose-6-phosphate dehydrogenase deficient healthy adult male volunteers. *J. Environ. Pathol. Toxicol. & Oncol.*, 1984; 5: 239-42.
- 75 【26】厚生労働省：平成 29 年国民健康・栄養調査報告, 2017
- 76 【追 5】厚生労働省：令和元年国民健康・栄養調査報告, 2020
- 77 【27】文部科学省：日本食品標準成分表2020年版(八訂), 2020
- 78 【45】対象食品群の残留性確認試験（野菜類）（規格基準改正要請者作成）
- 79 【46】対象食品群の残留性確認試験（穀類（米・加工品））（規格基準改正要請者作成）
- 80 【47】対象食品群の残留性確認試験（肉類）（規格基準改正要請者作成）
- 81 【48】対象食品群の残留性確認試験（豆類）（規格基準改正要請者作成）
- 82 【49】対象食品群の残留性確認試験（魚介類）（規格基準改正要請者作成）
- 83 【45】対象食品群の残留性確認試験（野菜類）（規格基準改正要請者作成）
- 84 【46】対象食品群の残留性確認試験（穀類（米・加工品））（規格基準改正要請者作成）
- 85 【47】対象食品群の残留性確認試験（肉類）（規格基準改正要請者作成）
- 86 【48】対象食品群の残留性確認試験（豆類）（規格基準改正要請者作成）
- 87 【49】対象食品群の残留性確認試験（魚介類）（規格基準改正要請者作成）
- 88 【亜塩素酸 Na (第 1 版)】食品安全委員会：添加物評価書「亜塩素酸ナトリウム (第 1 版)」. 2004 年 11 月.
- 89 【亜塩素酸 Na (第 3 版)】食品安全委員会：添加物評価書「亜塩素酸ナトリウム (第 3 版)」. 2015 年 12 月
- 90 【亜塩素酸水 (第2版) 49】 JECFA, Sixty-eight meeting Geneva, 19-28 June 2007.
- 91 【13】U.S. Environmental Protection Agency (EPA) : Toxicological review of chlorine dioxide and chlorite(CAS Nos. 10049-04-4 and 7758-19-2), in support of summary information on the integrated risk information system (IRIS), EPA/635/R-00/007, 2000
- 92 【追 6】WHO:Guidelines for drinking-water Quality FOURTH EDITION INCORPORATING THE FIRST ADDENDUM. (2017)
- 93 【亜塩素酸 Na (第 4 版) 32】EFSA. Opinion of the Scientific Panel on food additives, flavourings, processing aids and materials in contact with food (AFC) on a request from the Commission related to Treatment of poultry carcasses with chlorine dioxide, acidified sodium chlorite, trisodium phosphate and peroxyacids. Question N° EFSA Q-2005-002. The EFSA Journal (2005) 297, pp.1-27.  
Available online at: <http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/297.htm> [Accessed on: February 27, 2023].
- 94 【亜塩素酸 Na (第 4 版) 33】EFSA. Assessment of the possible effect of the four antimicrobial treatment substances on the emergence of antimicrobial resistance, Scientific Opinion of the Panel on Biological Hazards (Question No

- 
- EFSA-Q-2007-203). The EFSA Journal (2008) 659, pp. 1-26.  
Available online at: [www.efsa.europa.eu/en/scdocs/doc/659.pdf](http://www.efsa.europa.eu/en/scdocs/doc/659.pdf) [Accessed on: March 24, 2015].
- 95 【亜塩素酸 Na (第 4 版) 34】 EFSA. Opinion of Risks for public health related to the presence of chlorate in food. EFSA Panel on Contaminants in the Food Chain (CONTAM). The EFSA Journal (2015) 13 (5):4135.  
Available online at: <http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/4135.htm>[Accessed on: July 6, 2015].
- 96 【亜塩素酸水 (第 2 版) 53】 International Agency for Research on Cancer. Chlorinated drinking-water; chlorination byproducts; some other halogenated compounds; cobalt and cobalt compounds. Lyon (1991) 145-139 (IARC Monographs on the evaluation of carcinogenic risks to human, Volume 52).
- 97 【追 9】 FDA (US Food and Drug Administration): Environmental Assessment. Federal Register. 1999; 64, p.49982